

取手市地域防災計画

震災対策編

風水害等対策編

資料編

令和4年10月

震 災 対 策 編

目 次

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	県地域防災計画等との関係	1
第4	計画の構成	1
第5	計画の修正	2
第6	計画の習熟等	3
第7	計画の用語	3
第2節	市の防災環境	4
第1	自然環境の特性	4
第2	社会的環境の特性	9
第3節	県及び本市の地震被害	21
第1	地震災害の歴史	21
第2	本市に被害をもたらす可能性のある地震	25
第4節	計画の基本方針	30
第1	基本方針	30
第2	地震対策の計画方針	31
第3	基本目標	31
第4	基本目標を達成するための施策項目の構成	32
第5節	各機関の業務大綱	35
第1	防災に関わる事務及び業務実施の方針	35
第2	各機関の事務又は業務の大綱	35
第2章	震災予防計画	42
第1節	震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	42
第1	震災対策に携わる組織の整備	42
第2	相互応援体制の整備	46
第3	防災組織等の活動体制の整備	49
第4	情報通信ネットワークの整備	57
第2節	地震に強いまちづくり	61
第1	防災まちづくりの推進	61

第2	都市及び建築物の不燃化・耐震化.....	65
第3	土木施設の耐震計画.....	68
第4	ライフライン施設の耐震化の推進.....	71
第5	地盤災害防止計画.....	76
第6	危険物等災害予防計画.....	80
第3節	地震被害軽減への備え.....	84
第1	緊急輸送への備え.....	84
第2	消防活動計画.....	89
第3	医療救護計画.....	99
第4	被災者支援のための備え.....	103
第5	要配慮者の安全確保のための備え.....	118
第6	帰宅困難者に対する備え.....	123
第4節	防災学習・訓練.....	126
第1	防災知識の普及計画.....	126
第2	災害に関する調査研究.....	134
第3	事業所の防災体制.....	136
第3章	震災応急対策計画.....	137
第1節	初動対応.....	137
第1	職員参集・動員.....	137
第2	応急活動.....	154
第2節	災害情報の収集・伝達.....	158
第1	通信手段の確保.....	158
第2	災害情報の収集・伝達・報告.....	163
第3	広報計画.....	174
第3節	応援・派遣.....	179
第1	応援・派遣要請計画.....	179
第4節	避難対策.....	187
第1	避難計画.....	187
第2	避難生活計画.....	196
第5節	被害軽減対策.....	203
第1	緊急輸送.....	203
第2	消防水防活動計画.....	209
第3	応急医療.....	216

第 4	危険物等災害防止対策計画	220
第 6 節	被災者生活支援	224
第 1	生活救援物資の供給計画	224
第 2	要配慮者の安全確保計画	235
第 3	被災者支援相談計画	239
第 4	応急教育計画	241
第 5	ボランティア活動支援計画	244
第 6	愛玩動物の保護対策	247
第 7 節	災害救助法の適用	248
第 1	災害救助法の適用計画	248
第 8 節	応急復旧・事後処理	252
第 1	建築物・土木施設の応急復旧計画	252
第 2	ライフライン施設の応急復旧計画	257
第 3	清掃・防疫・障害物の除去計画	263
第 4	行方不明者の捜索・遺体処理・火葬	269
第 4 章	震災復旧・復興対策計画	273
第 1 節	被災者生活の安定	273
第 1	り災証明の発行	273
第 2	義援金品の募集及び配分	276
第 3	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	278
第 4	租税及び公共料金等の特別措置	282
第 2 節	被災施設の復旧	285
第 1	災害復旧事業	285
第 3 節	激甚災害の指定	287
第 4 節	復興計画の作成	290
第 5 節	被災者生活再建支援法の適用	292
第 1	被災者生活再建支援法の適用計画	292
第 6 節	市外被災者支援	294
第 1	受け入れの基本的考え方	294
第 2	市外被災者受け入れ	295
第 3	被災者支援相談	299

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

この計画は、市内において大規模な地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者、その他防災関係機関等が処理すべき事務・事業又は大綱を定め、市内の地震に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し社会秩序を維持することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第42条及び市防災会議条例第2条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、市内の地震災害や風水害等に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものである。

本震災対策編は、地震災害に関わる災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の実施を目的とする計画として位置づける。

第3 県地域防災計画等との関係

この計画は、県地域防災計画と内容が共通するものについては県の計画を準用し、市が成すべき事項については、国及び県の指針に沿った上、本市の実状にあわせて作成する。

また、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

第4 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

1 震災対策編

：総則、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興対策計画

2 風水害等対策編

：総則、風水害等予防計画、風水害等応急対策計画、風水害等復旧・復興対策計画
(なお、風水害等対策編では、先の震災対策編と同様の記述となる項目については、震災対策編を準用するものとし、その旨記載する。)

3 資料編

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに、必要があると認められるときには、この計画を修正する。

(1) 東北地方太平洋沖地震の発生

平成23年3月11日（金）午後2時46分 牡鹿半島東南東約130km付近（三陸沖、北緯38度 東経142度、震源の深さ約24km）で、マグニチュード9の地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）が発生した。当市では、井野地区で震度6弱、寺田地区で震度5強及び藤代地区で5強という今までの記録にはない極めて大きな震度が観測された。

市では、同日午後2時55分災害対策本部を設置し、午後3時5分から第三次非常体制をとり全職員で災害対策にあたった。当市における災害対策本部の取り組み状況、公共施設の被害状況そして各地域における家屋等の被害状況は、資料編のとおりである。

(2) 計画の見直し

東北地方太平洋沖地震は、1000年に一度といわれるほど近年にない巨大なものであったため、茨城県はもちろん、岩手、宮城、福島、東北3県そして千葉県等に大きな被害が及んだ。この災害は、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波によるもので、「東日本大震災」と呼ばれている。市では、東日本大震災を受けて、市民が安全で安心した生活をするためには、今後どのような対応をすべきかという視点に立って、この計画を見直すこととした。

平成23年7月21日に市庁内に関係部課長12名による「取手市地域防災計画及び防災関係マニュアル見直し検討委員会」を設置した。その後、平成23年10月24日には、自主防災会長ほか市民12名による「取手市地域防災計画見直し市民懇話会」を設置し、市民レベルの意見・要望等も取り入れ、平成24年4月施行を目指してこの計画を見直しすることとした。なお、市からは、国、県、ライフライン事業者その他防災関係機関に対しても、それぞれの役割部門に応じて見直しを依頼し、相互の調整を行いながらこの計画に反映させることとした。

(3) 計画見直しに当たっての放射線対策の取り扱い

東北地方太平洋沖地震及び津波によって、東京電力福島第一原子力発電所では、炉心溶融・水素爆発が起き、史上例を見ない甚大な事故へとつながった。その結果、大量の放射性物質が広範囲に放出し、市域では空間放射線量が県内で一番高く、深刻な影響を受けた。

放射線対策の取り扱いについては、除染対策等具体的な対応を進めているため一定の成果が得られた段階でこの計画に盛り込むこととする。現在の主な対応は、次のとおりである。

- ① 平成23年5月13日から、公共施設で空間放射線量を測定し汚染マップとして公表している。
- ② 平成23年7月9日、7月23日、平成24年2月18日に、放射性物質講演会を開催した。
- ③ 平成23年7月24日から、保育所、幼稚園、小・中学校の校庭等の除染を行った。
- ④ 平成23年9月1日から、保育所、幼稚園、小・中学校の給食食材の検査を行っている。
- ⑤ 平成23年10月1日から、市組織上、まちづくり振興部環境対策課に放射線対策係を設置した。
- ⑥ 平成23年10月22日から、公園・緑地の砂場90か所すべての砂の入れ替えを行った。

- ⑦ 平成23年12月10日から、放射線量測定器を市政協力員全員に貸し出し、地区ごとに測定している。
- ⑧ 地区ごとの放射線量の測定、モデル的な公園の除染を行い、除染計画を策定した。

第6 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

第7 計画の用語

この計画において次の各号にあげる用語の意義は、以下当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|---|
| 1 市 | 取手市 |
| 2 県 | 茨城県 |
| 3 市防災会議 | 取手市防災会議 |
| 4 市防災計画 | 取手市地域防災計画 |
| 5 県防災計画 | 茨城県地域防災計画 |
| 6 防災関係機関 | 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公益的法人、公共的団体、施設管理者及び自衛隊 |

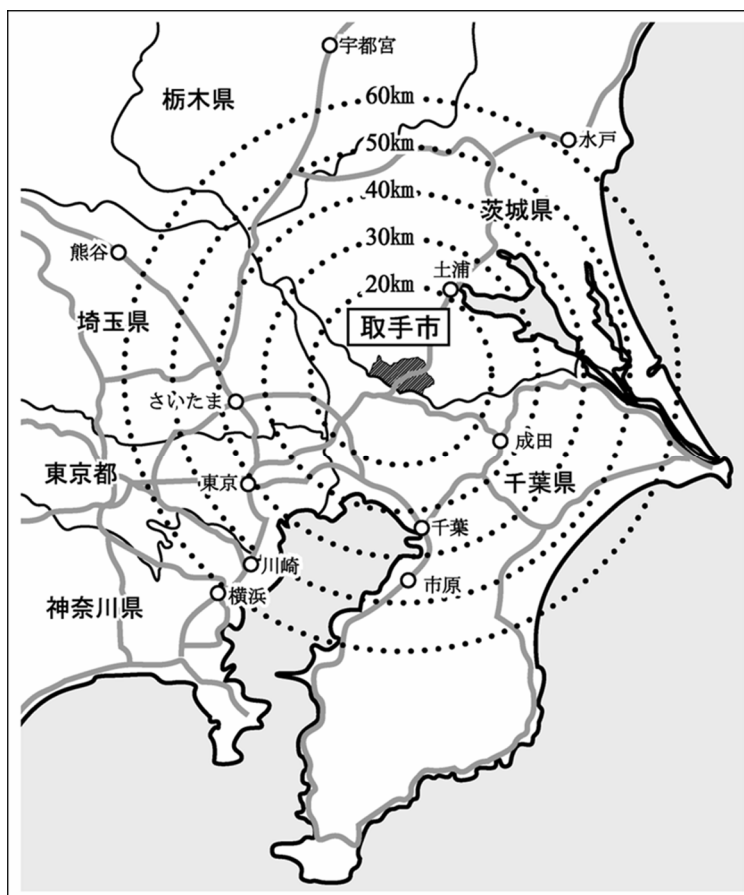
第2節 市の防災環境

第1 自然環境の特性

1 市の位置

本市は、東経 140° 03' 10"、北緯 35° 54' 28"、都心から約 40km の県南端部にあり、利根川とその支流の小貝川の合流点の首都圏近郊整備地帯に位置し、総面積 69.94km²、東西 14.3km、南北 9.3km の地域である。

市の位置



2 地勢

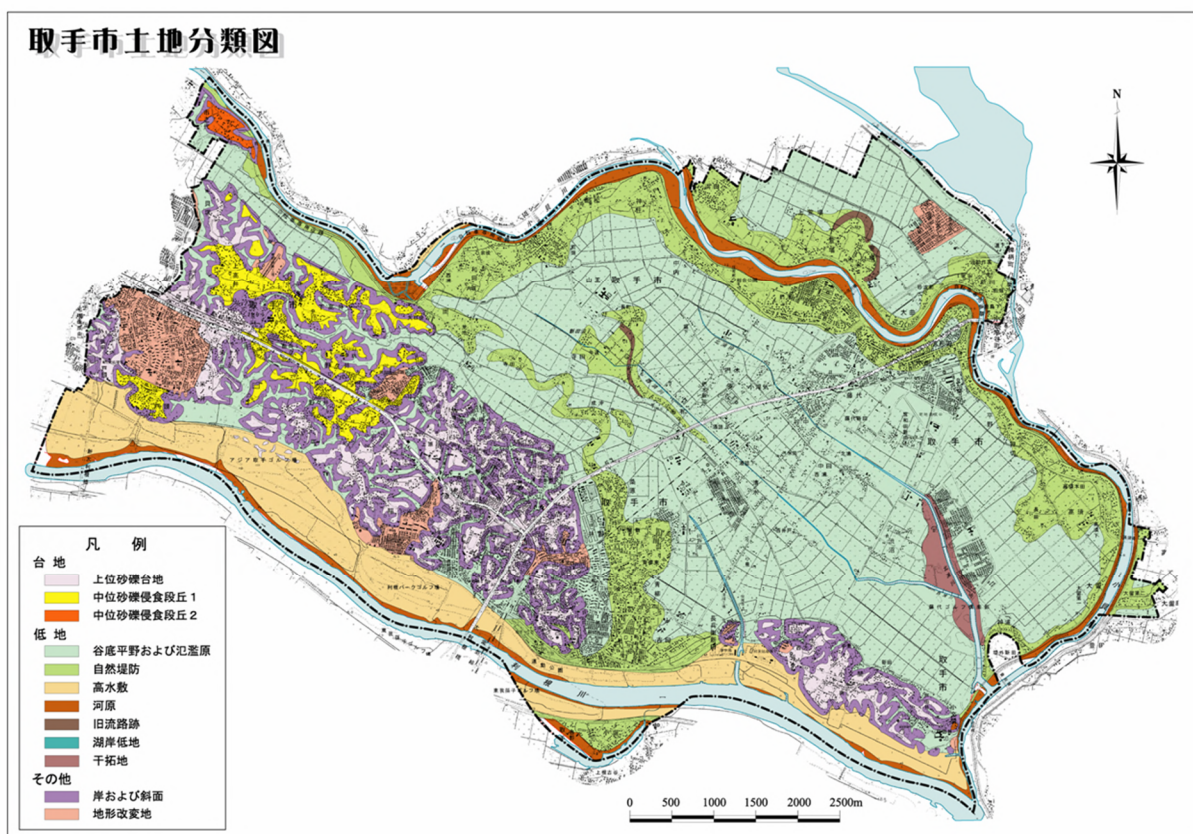
市域の東は小貝川を隔て龍ヶ崎市と北相馬郡利根町の一部に接し、西は守谷市に、南は千葉県我孫子市及び柏市に接し、北はつくばみらい市に面している。

本市は、県における南部の玄関口であり、また東京、成田、つくばを結ぶ三角形のほぼ中央に位置し、交通の利便性に加え、利根川とその支流である小貝川の2つの河川が流れる自然環境に恵まれた都市である。

3 地形・地質

(1) 市の地形

本市の地形は、台地（段丘）、低地の2つに大きく区分される。台地は一般に過去の河川により形成された河岸段丘で低いものほど古く、関東ローム層を載せている。本市の台地は、守谷市から続く台地（猿島台地）、それに断続した小文間地区の孤立した台地の2か所に分かれている。低地は、最も新しい地形で、現在の河川に沿って台地を囲む形で分布しており、利根川沿いの利根川下流低地と、小貝川低地に分けられる。



(2) 市の地質

本市付近の地質は表層では沖積層が低地に分布し、洪積層が台地に分布する。

① 人工地盤

本市は、首都圏からの流入人口の増加によって昭和40年代前半から民間の宅地開発が盛んとなったため、市内各地に埋め立て造成地が存在する。こうした人工的な盛土や埋土は、地震時に亀裂、すべり、不等沈下、陥没、液状化等の災害を引き起こす場合がある。

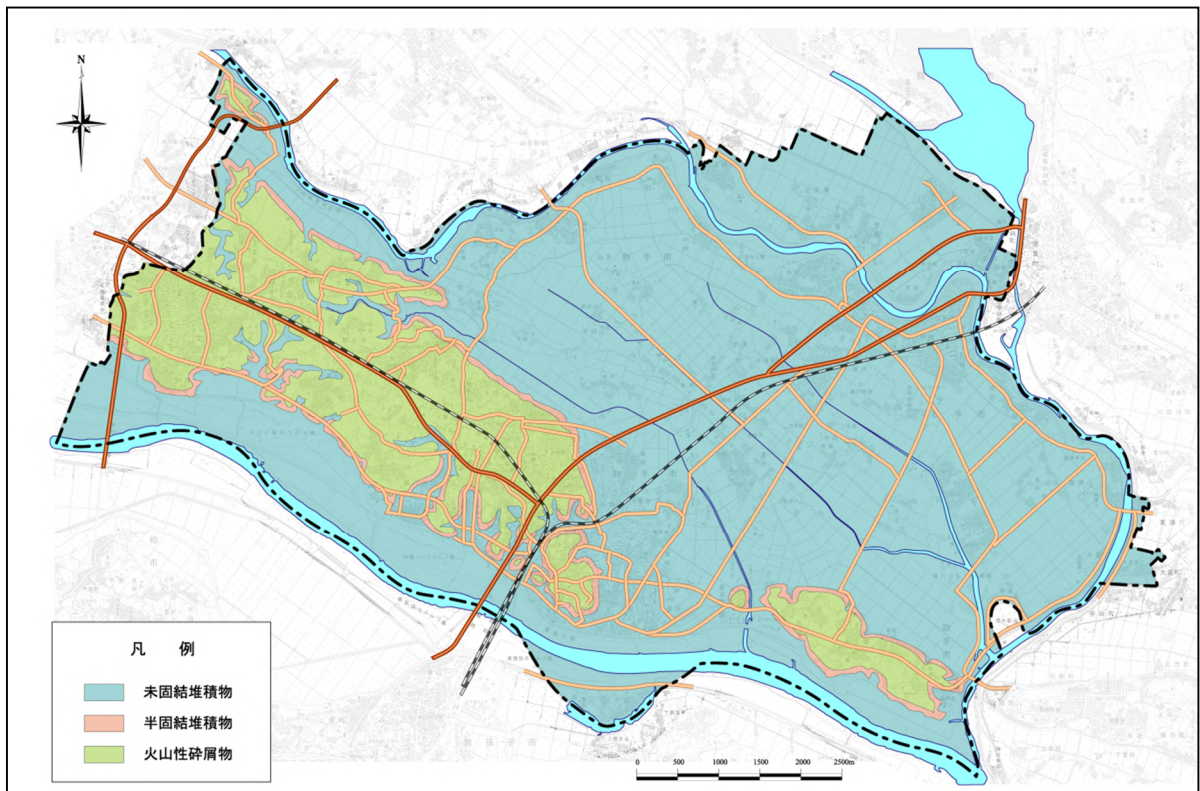
② 沖積層

最新の地質時代に堆積した地層であり、軟弱な粘土や腐植土、ゆるい砂からなっており、地表近くのものの中には、江戸時代以後の河川氾濫や崖崩れで溜まった極めてゆるい地盤も存在する。

③ 洪積層

沖積層以前に堆積した地層であり、台地や低地の沖積層の下に分布する。岩盤ほどではないが比較的良質な地盤である。

表層地質図



4 本市の気象

(1) 概況

本市は太平洋側の気候区に属しているが、やや内陸に位置するため、内陸性の特徴を表しており、冬の昼間に「筑波おろし」と呼ばれる北西からの冷たい乾燥した季節風が吹きつけるのが特徴である。県の降水量は全国的にも比較的少ない部類に属するが、その中でも本市の降水量はきわめて少ない。その降雨の大部分は9月から10月までの梅雨どきと台風シーズンに集中している。

(2) 気温

本市域の10ヵ年間平均気温は14.8℃で、最高気温の10ヵ年平均は36.2℃、最低気温の10ヵ年平均は-7.0℃である。

月別気温の平年値による平均気温の変化は、最も気温の低い1月、12月が6.3℃、最も気温の高い8月が28.2℃で、平均気温の格差は年間21.9℃となっている。

本市域の10ヵ年の気温の変化

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	10ヵ年平均
平均気温	14.7	14.6	14.3	14.9	14.9	14.3	15.3	15.0	15.1	15.0	14.8
最低気温	-8.2	-7.4	-7.4	-5.7	-6.1	-6.6	-6.9	-7.0	-6.3	-8.8	-7.0
最高気温	36.0	37.6	35.9	36.6	36.2	35.2	37.5	36.0	36.7	35.0	36.2

出典：気象庁（龍ヶ崎観測地点）

本市の月別気温の平年値

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間平均
平均気温	6.3	7.1	9.9	12.2	18.9	22.5	23.6	28.2	23.7	16.6	12.8	6.3	15.7
最低気温	-1.1	-5.1	-0.2	3.5	10.4	16.9	17.0	21.5	13.5	6.5	3.3	-2.3	7.0
最高気温	18.2	18.1	21.7	23.9	28.8	34.2	31.2	36.8	34.7	26.1	23.8	15.5	26.1

出典：令和2年版消防年報

(3) 降水量

本市域の降水量は、過去10ヵ年平均は1,332mmで、2021年が最大で2020年が最小である。過去の月別平年値降雨量は、7月の降雨量が最も多く、12月は降雨量が少ない。

本市域の10ヵ年年間降水量

(mm)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	10ヶ年平均
年間降水量	1,261	1,244	1,341	1,392	1,392	1,170	1,214	1,485	1,107	1,720	1,332

出典：気象庁（龍ヶ崎観測地点）

本市の月別平年値降雨量

年間平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月
82.1	104.0	23.0	70.0	139.0	74.0	154.5

7月	8月	9月	10月	11月	12月
176.5	30.5	71.0	125.5	9.0	8.5

出典：令和2年版消防年報

(4) 風速

本市周辺の気候は太平洋側のやや内陸性の特徴を表しており、冬の昼間に「筑波おろし」とよばれる北西の季節風が吹くのが特徴である。本市の2020年月別最大風速は3月が、他の月に比べて強い値となっている。

また、10ヵ年最大風速は2019年が、他の年に比べて強い値を示している。

本市の2020年の月別最大風速

(m/s)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最大風速	23.1	19.5	27.8	25.1	18.8	19.8	22.4	12.1	18.2	12.7	17.3	16.2

出典：令和2年版消防年報

本市域の10ヵ年最大風速

(m/s)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
最大風速	15.5	18.5	14.4	13.8	18.6	15.2	18.1	23.0	17.7	13.4

出典：気象庁（龍ヶ崎観測地点）

第2 社会的環境の特性

1 人口

本市の人口は、昭和40年代からの土地区画整理事業等による大規模な宅地開発が進み、平成7年まで人口・世帯数とも増加し、昭和45年に40,287人であった人口が、平成7年には人口84,477人に達した。

その後、平成16年には80,271人まで減少したが、平成17年旧藤代町と合併し、令和3年の人口は106,096人、世帯数は49,481世帯となった。

なお、本市の3世代区分人口割合は、令和3年現在、老年人口（65歳以上）は36,832人（34.7%）、年少人口（0～14歳）は10,691人（10.1%）と少子高齢化の傾向が見られる。

また、1世帯当たりの人員は、昭和60年の3.4人/世帯から令和2年には2.3人/世帯となっており、核家族化が進行している。

人口・世帯数・世帯当たり人員の推移

	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
人口 (人)	78,608	81,665	84,477	82,527	111,327	109,651	106,570	104,524
世帯数 (世帯)	23,388	25,636	28,521	29,894	41,211	42,614	43,477	45,447
世帯当たり 人員 (人/世帯)	3.4	3.2	3.0	2.8	2.7	2.6	2.5	2.3

出典：統計とりで 国勢調査/常住人口（平成17年は藤代町との合併後の人口）

本市の3世代区分人口割合

区分	0から14歳	15から64歳	65歳以上	合計
男	5,513	30,290	16,575	52,378
女	5,178	28,283	20,257	53,718
総数	10,691	58,573	36,832	106,096

出典：統計とりで（令和3年10月1日 住民基本台帳）

2 要介護者数の推移

市の令和2年3月末の要介護者認定者数は5,034人で、前年と比較して128人増加した。

年度	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
	要支援1	要支援2						
平成28年	407	411	1,166	814	595	588	419	4,400
平成29年	512	491	1,127	796	635	597	403	4,561
平成30年	498	498	1,214	827	631	593	396	4,657
令和元年	565	552	1,313	804	610	624	438	4,906
令和2年	656	563	1,376	799	614	619	407	5,034

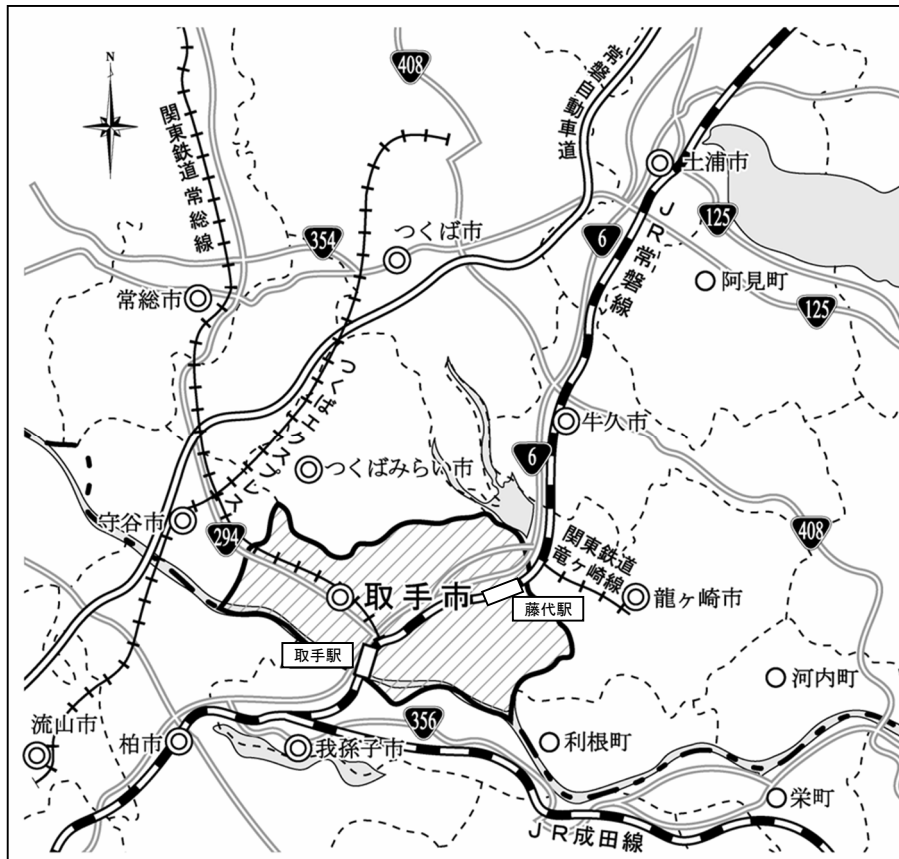
出典：統計とりで

3 交通状況

本市を構成する主な道路は、東京方面及び土浦方面を結ぶ国道6号、国道6号から分岐し下妻、筑西方面と連絡する国道294号を幹線として構成されている。

鉄道では、JR常磐線が市域中央部を南北縦貫し、市内には取手駅、藤代駅が立地する。また、取手駅から寺原、戸頭を通り筑西方面を結ぶ関東鉄道常総線が整備されている。

本市及び周辺の主要交通機関の構成図



4 土地利用の状況

本市の地目別土地利用の状況は、田が20.27km²（29.0%）、畑5.76km²（8.2%）と農地系の土地利用が全体の37.2%、山林が1.96km²（2.8%）、原野1.65km²（2.4%）と自然系の土地利用面積が5.2%となっている一方で、宅地面積は14.27km²（20.4%）となっている。

地目別土地利用の状況

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
取手市	69.94km ²	20.27km ²	5.76km ²	14.27km ²	1.96km ²	1.65km ²	11.35km ²	14.68km ²
構成比	100.0%	29.0%	8.2%	20.4%	2.8%	2.4%	16.2%	21.0%

出典：統計とりで（R3.1.1現在）

5 主な公共施設等の状況

(1) 教育施設

本市の教育施設として、幼稚園(認定こども園含む)が14施設、小中学校が23校、高等学校が7校存在する。

児童・生徒数は、令和3年現在で幼稚園が1,261人、小学校5,036人、中学校3,122人となっている。

幼稚園施設の状況

各年4月1日現在

	令和2年		令和3年	
	定員 (人)	園児数 (人)	定員 (人)	園児数 (人)
市立藤代幼稚園	70	25	70	18
白山幼稚園	95	85	95	83
取手幼稚園	70	61	70	50
あづま幼稚園	178	124	178	146
チューリップ幼稚園	35	32	35	27
チューリップ第二幼稚園	25	22	25	15
戸頭さくらの森	132	103	132	96
取手ふたば文化幼稚園	230	190	236	171
めぐみ幼稚園	142	126	142	107
みどりが丘幼稚園	256	186	256	186
つつみ幼稚園	188	156	188	126
光風台幼稚園	115	108	115	94
たかさごスクール取手	137	126	137	127
たかさごスクール取手アネックス	16	16	16	15
合計	1,689	1,360	1,695	1,261

出典：統計とりで

学校施設

各年5月1日現在

	小学校		中学校	
	学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)
令和元年	15	5,121	8	3,242
令和2年	15	5,081	8	3,185
令和3年	15	5,036	8	3,122

* 私立を含む(出典：統計とりで)

その他の教育関連施設

施設名	住所	電話番号
学校給食センター	宮和田 1950	82-3363
取手市教育総合支援センター	戸頭 8-10-1 (旧戸頭西小学校)	63-4755
取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299	78-9090
藤代スポーツセンター	桐木 15	82-7200
藤代武道場	藤代 430-5	83-2111
青少年センター	西 2-35-3(市役所分庁舎 2階)	73-8080
埋蔵文化財センター	吉田 383	73-2010
市民会館・福祉会館	東 1-1-5	73-3251
とりでアートギャラリー	中央町 2-5 取手駅ビル 4階	
中央公民館	東 1-1-5	72-2258
小文間公民館	小文間 4240	74-7035
永山公民館	下高井 2256	78-0383
寺原公民館	本郷 1-32-1	73-1851
井野公民館	井野 2-17-17	73-1032
戸頭公民館	戸頭 6-30-1	78-3081
白山公民館	白山 5-1-5	73-1727
藤代公民館	藤代 491	83-2015
高須公民館	高須 2157	83-1499
久賀公民館	萱場 891-2	83-6877
相馬南公民館	平野 302	83-6870
相馬公民館	桐木 2423	83-1492
六郷公民館	清水 400-1	83-1472
山王公民館	山王 389	85-8352
取手図書館	取手 1-12-16	74-8361
ふじしろ図書館	藤代 415	70-8181

(2) 医療施設

本市の医療施設の数は今和3年現在で160施設あり、このうち病院は8施設、そのうち救急告示医療機関は5箇所である。一般診療所、歯科診療所及び薬局数は次のとおりである。また、病床数は今和3年現在で1,092床で、このうち病院の一般病床は837床となっている。

医療関連施設数

(箇所)

年度	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	薬局
平成30年	162	8	57	57	40
平成31年	160	8	54	57	41
令和2年	160	8	55	56	41
令和3年	160	8	55	56	41

各年3月31日 出典：統計とりで

病床数

(床)

年度	総数	病院					一般診療所
		総数	精神	感染症	療養	一般	
平成30年	1,164	1,113	127	8	146	832	51
平成31年	1,148	1,097	127	8	138	824	51
令和2年	1,099	1,048	127	8	69	844	51
令和3年	1,092	1,041	127	8	69	837	51

各年3月31日 出典：統計とりで

救急指定（告示）病院

J Aとりで総合医療センター	取手市本郷 2-1-1
東取手病院	取手市井野 268
取手北相馬保険医療センター医師会病院	取手市野々井 1926
医療法人社団宗仁会病院	取手市岡 1493

出典：茨城県（令和4年7月1日時点）

(3) 福祉施設

① 社会福祉施設

社会福祉施設は138施設あり、これらは、居住系の施設である住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、介護医療院、グループホーム等と、通所系の施設、老人福祉センター、通所介護、介護予防拠点施設等に分類される。

(高齢福祉課)

施設名	所在地	施設種類
老人福祉センターあけぼの	寺田 4723	老人福祉センター
さくら荘	岡 1025	老人福祉センター
取手市かたらいの郷	長兵衛新田 193-2	その他の施設
デイサービスまどか	戸頭 8-7-27	地域密着型通所介護
デイサービスのどか	戸頭 1502-6	地域密着型通所介護
デイサービスはるか	寺田 6357 マツザキビル 1階1号室	地域密着型通所介護
リハビリデイサービススモールランド	戸頭 2-47-6	地域密着型通所介護
西間木病院	戸頭 1-8-21	通所リハビリ 短期入所療養介護 介護医療院
東取手病院	井野 268	通所リハビリ
介護老人保健施設 はあとぴあ	井野 253	通所リハビリ 短期入所療養介護 介護老人保健施設
デイサービスセンターシエロ取手	駒場 4-5-22	通所介護
ご長寿くらぶ取手駒場デイサービスセンター	駒場 3-9-55-1	通所介護
グループホーム 花束取手	青柳 861-1	認知症対応型共同生活介護
デイサービスえがお いきいき倶楽部	新取手 1-4-6	地域密着型通所介護
ゆめみのデイサービスセンター	野々井 1721	通所介護
デイサロン・とりでケア	本郷 1-31-15	地域密着型通所介護
井野ケア居宅介護支援センター 井野ケアサービスセンター	井野団地 3-19-101	通所介護
ツクイ 取手井野	井野 2-6-29	通所介護
ニチイケアセンター取手新町	新町 3-13-6	通所介護
ニチイケアセンター取手	寺田 4697-1	認知症対応型共同生活介護
デイサービス ケアパーク	米ノ井 172-1	地域密着型通所介護
介護のバナナ デイサービス 介護のバナナ	上高井 383-1	地域密着型通所介護
グループホーム いこいの里	井野台 1-24-26	認知症対応型共同生活介護
デイサービス 奏で 取手店	井野台 2-5-38	地域密着型通所介護
介護サポートあさひ デイサービス 木乃	下高井 2291-9	地域密着型通所介護
取手市介護老人保健施設 緑寿荘	野々井 1926-8	通所リハビリ 短期入所療養介護 介護老人保健施設
よりみち	桑原 6-3	地域密着型通所介護
特別養護老人ホーム さらの杜 さらの杜	下高井 2148-1	通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 取手市ふれあいの郷	ゆめみ野 3-23-1	地域密着型通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム めぐみの杜	稲 29-1	地域密着型通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 水彩館	小文間 5720-1	通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
グループホーム 福祉の森	野々井 1613-1	認知症対応型共同生活介護
グループホーム 福祉の里	小文間 5644	認知症対応型共同生活介護
ケアサポート 福祉の里	小文間 5644	小規模多機能型居宅介護
ケアサポート 福祉の里サテライトさくらの里	井野台 1-24-23	小規模多機能型居宅介護
通所介護 希樹ガーデン	寺田 4725-3	通所介護
リハビリデイ取手東	東 6-72-24	地域密着型通所介護
デイ・アクティブホーム 潤取手	駒場 3-12-8	通所介護
アクティブデイサービス 楓	ゆめみ野 2-22-2	通所介護
リハビリデイサービス スモールランド取手	東 6-34-11 エステート八重洲 1 号室	地域密着型通所介護
デイサービスゆたか	寺田 6357	地域密着型通所介護
ご長寿くらぶ新取手デイサービスセンター	新取手 4-7-9	地域密着型通所介護
レコードブック取手新町	新町 5-19-11	地域密着型通所介護
デイサービスセンターエクラシア取手	ゆめみ野 1-5-7	通所介護
デイサービスセンターエクラシア 取手戸頭	戸頭 9-9-10	通所介護
リハビリ特化型デイサービス橙	桑原 6-3	地域密着型通所介護
取手地域福祉事業所 みんなのおうち ゆう	青柳 480-2	地域密着型通所介護
さくら通所リハビリテーション	桜が丘 1-2-1	通所リハビリ
老人保健施設 サンライフ宗仁会	岡 1471	通所リハビリ 短期入所療養介護 介護老人保健施設
介護療養型老人保健施設 ネオテラス宗仁会	岡 1493	介護老人保健施設
有田内科整形リハビリクリニック 通所リハビリテーション	毛有 363-1	通所リハビリ
ご長寿くらぶ取手・藤代デイサービスセンター	藤代 520	地域密着型通所介護
デイサービスセンター いくしの杜	谷中 550-8	通所介護
デイサービスセンター SLP 取手	藤代 153-1	地域密着型通所介護
藤代デイサービスセンター	宮和田 298	通所介護
グループホームたんぽぽ	桜が丘 1-17-13	認知症対応型共同生活介護
グループホーム なごみ藤代	櫛木 1376	認知症対応型共同生活介護
特別養護老人ホーム 藤代なごみの郷	櫛木 1342-2	通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム ルロシェ	神浦 646	通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 北相寿園	岡 1476	通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設

りぼんくらぶ・小浮気	小浮気 179-1	地域密着型通所介護
樹楽 取手	谷中 44-3	地域密着型通所介護
デイサービスふくろう	櫛木 352-33	地域密着型通所介護
ニチケアセンター取手本郷	本郷 5-13-10	住宅型有料老人ホーム
ウイステリア 藤代	宮和田 298	住宅型有料老人ホーム
いつくしの杜取手 壱番館	谷中 550-8	住宅型有料老人ホーム
いつくしの杜取手 弐番館	谷中 550-8	住宅型有料老人ホーム
いつくしの杜取手 参番館	谷中 550-8	住宅型有料老人ホーム
いつくしの杜取手 四番館	谷中 550-8	住宅型有料老人ホーム
いつくしの杜取手 五番館	谷中 550-8	住宅型有料老人ホーム
ご長寿くらぶ取手駒場Ⅰ	駒場 3-9-55-1	住宅型有料老人ホーム
ご長寿くらぶ取手駒場Ⅱ	駒場 3-9-55-2	住宅型有料老人ホーム
ご長寿クラブ取手藤代	藤代 520	住宅型有料老人ホーム
イル・クオーレ取手	小浮気 187-1	住宅型有料老人ホーム
SLP 取手	藤代 153-1	サービス付き高齢者住宅
SLP 取手 2号館	宮和田 222-2	サービス付き高齢者住宅
希樹ガーデンパレス	寺田 4725-3	サービス付き高齢者住宅
ななつ星らいふ (Fプラザアネックス)	東 6-72-21	サービス付き高齢者住宅
ホスピタリティホーム きんもくせい	戸頭 3-2-8	サービス付き高齢者住宅
はうすステーションゆめみの	米ノ井 165-1	サービス付き高齢者住宅
紅葉	ゆめみ野 2-22-2	サービス付き高齢者住宅
ご長寿クラブ新取手	新取手 4-7-9	サービス付き高齢者住宅
ライブラリ取手	新町 3-2-14	サービス付き高齢者住宅
エクラシア取手	ゆめみ野 1-5-7	サービス付き高齢者住宅
エクラシア取手戸頭	戸頭 9-9-10	サービス付き高齢者住宅
ケアハウスさらの杜	下高井 2148	サービス付き高齢者住宅

(障害福祉課)

施設名	所在地	施設種類
生活介護事業所和み	東 6-17-5	障害者通所施設
就労継続支援 B 型事業所 エトワール～星～	東 6-17-5	障害者通所施設
取手市障害者福祉センターあけぼの	寺田 4723	地域活動支援センター 障害者通所施設
取手市立障害者福祉センターふじしろ	藤代 730-1	障害者通所施設
取手市立障害者福祉センターつつじ園 取手市地域活動支援センター	戸頭 1299-1	障害者通所施設 地域活動支援センター
レストスペース取手	戸頭 2-50-5	ショートステイ
ポニーの家 多機能	高須 2148	障害者通所施設
ポニーの家 生活介護	高須 2147-3	障害者通所施設
ケアホーム夢未来	桜が丘 4-1391-76	グループホーム
ほほえみ	小文間 3717	障害者通所施設 障害児通所施設

障害者支援施設 ときわ学園 指定障害福祉サービス事業所 ときわ学園	ゆめみ野 3-25	障害者通所施設 障害者入所施設 ショートステイ
そよかぜ	寺田 6337 番地	障害者通所施設
ぱすてる	戸頭 7-5-15	障害者通所施設
多機能型就労支援事業所ステージ	藤代南 1-9-3 2F	障害者通所施設
うーりー取手	取手 2-3-2-1F	障害者通所施設
とわる	上高井 353-15	グループホーム
プレゼンス	宮和田 675	グループホーム
ハイレイフサポート多機能・取手	和田 1011	障害者通所施設
ハイレイフサポート取手ホーム	和田 1010	グループホーム
就労移行支援事業所ななころ	新町 4-1-45-301	障害者通所施設
県南福祉サービス たまてばこ	上高井 383-1	障害者通所施設
アクア	新町 5-19-11	障害者通所施設
アリガトウ	取手 2-3-13 関口ビル 4 階 402 号室	障害者通所施設
おかげさま	新町 2-2-8-105 号	障害者通所施設
TSJ	戸頭 4-21-19-1F	障害者通所施設
エピ	取手 2-1-21-201	障害者通所施設
くくる	寺田 5001-9	障害者通所施設
ふくろうの郷	寺田 5139 番地内	障害者通所施設
グループホーム メジロ	宮和田 1030-42	グループホーム
Zero House I	取手 3-2-31 シティコーポ佐藤 B301	グループホーム
ル・シアン取手下高井	下高井 2145-2	グループホーム
ベストフレンド取手	野々井 251-1	障害児通所施設
ベストフレンド戸頭	戸頭 2-47-11	障害児通所施設
ベストフレンドゆめみ野	米ノ井 160-12 サリースマイル 101	障害児通所施設
ベストフレンド藤代	宮和田 588-1 1 階 A 号室	障害児通所施設
ベストフレンド中央タウン	西 2-2 取手中央タウン G 棟 112・113	障害児通所施設
取手市立こども発達センター	西 2-35-3	障害児通所施設
リトルプレイス藤代教室	宮和田 1075-2 第二宇都野ビル 1 階	障害児通所施設
こどもプラス藤代教室	小浮気 179-1	障害児通所施設
こどもプラス取手教室	新町 5-19-11 2F	障害児通所施設
こどもプラス新町教室	新町 5-17-5	障害児通所施設
児童デイサービス いろり	櫛木 352-15	障害児通所施設
放課後等デイサービス きずな	藤代南 3-11-2 増山ビル 2-A	障害児通所施設
しとく館自立支援学習センター放課後デイ 藤代駅前教室	藤代南 1-5-15 千葉ビル1階	障害児通所施設
ぽんてステラ	戸頭 3-32-15 2 号棟 1 階 103 号室	障害児通所施設
アンダンテ取手	新町 4-5-11	障害児通所施設
ドレミファソライズFC取手	戸頭 6-2-6 2F	障害児通所施設
Grip キッズ取手校	取手 1-5-7-2F	障害児通所施設

(健康づくり推進課)

施設名	所在地	施設種類
いきいきプラザ	取手 2-8-2	介護予防拠点施設
げんきサロン戸頭西	戸頭 8-10-1 旧戸頭西小学校内	介護予防拠点施設
げんきサロン稲	稲 70 取手西小学校内	介護予防拠点施設
げんきサロン藤代	藤代 700 藤代庁舎内	介護予防拠点施設

② 児童福祉施設

保育所（園）は市内に15施設、令和3年現在の園児数は、1,290人である。

保育所（園）の状況

各年4月1日現在

	令和2年		令和3年	
	定員 (人)	園児数 (人)	定員 (人)	園児数 (人)
永山保育所	100	102	100	96
井野なないろ保育所	220	190	220	206
白山保育所	130	102	130	110
戸頭北保育所	90	70	90	44
中央保育所	120	79	120	77
久賀保育所	132	132	132	113
取手保育園	90	88	90	91
ふたば保育園	50	49	50	47
育英保育園	90	80	90	80
たちばな保育園	90	91	90	80
共生保育園	60	61	60	65
稲保育園	90	101	90	100
戸頭東保育園	138	99	138	118
藤代駅前ナースリール	60	35	60	37
取手医師会 どんぐり保育園	30	25	30	26
合計	1,490	1,304	1,490	1,290

出典：統計とりで

(4) 公園・緑地

本市の街区公園、近隣公園、運動公園等の数はつぎのとおりで、令和3年現在の公園の数は227か所、合計面積は126.90haである。

公園・緑地の数

区分	令和2年4月1日現在		令和3年4月1日現在	
	施設数	面積(ha)	施設数	面積(ha)
街区公園	141か所	23.92	143か所	23.96
近隣公園	6か所	17.96	6か所	17.96
都市緑地	6か所	37.46	6か所	50.29
地区公園	1か所	9.98	1か所	9.98
緑道	3か所	2.25	3か所	2.25
その他の公園	65か所	13.33	65か所	13.33
県設置公園	3か所	7.03	3か所	9.13
計	225か所	111.93	227か所	126.90

出典：統計とりで

6 消防の状況

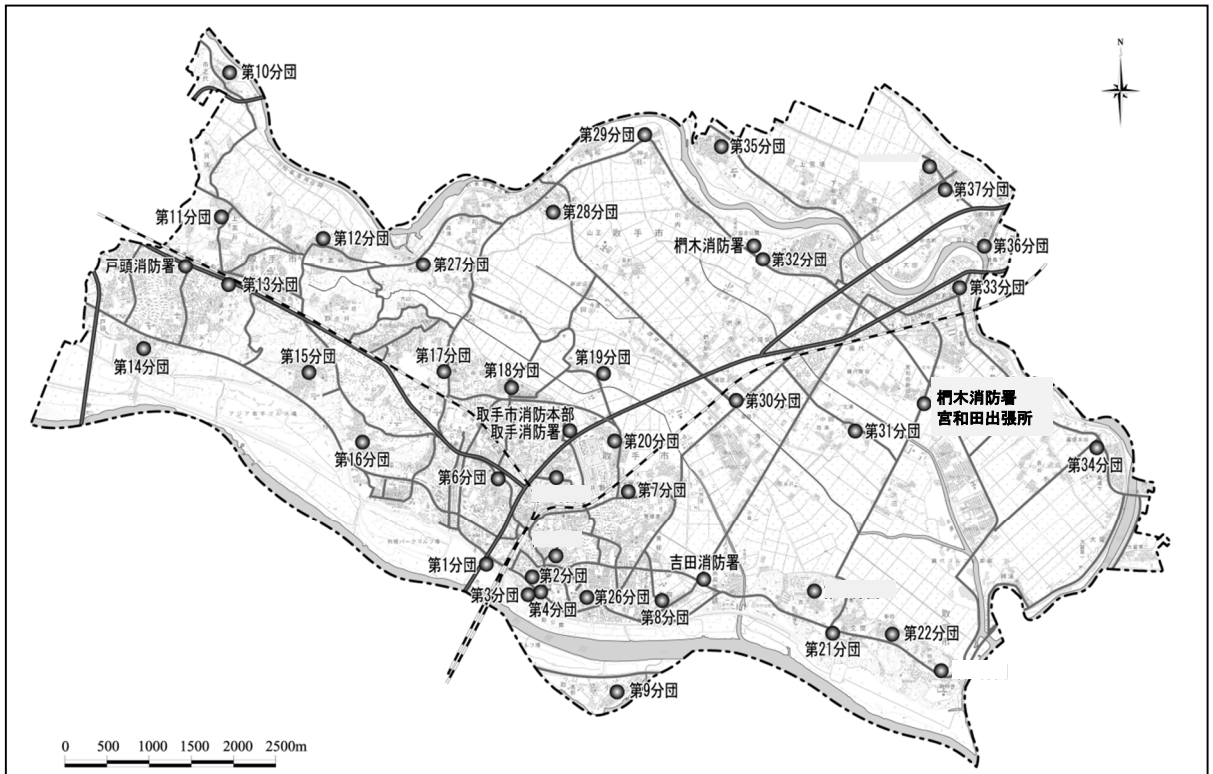
(1) 消防署

本市内の消防署は、取手消防署、戸頭消防署、吉田消防署、櫛木消防署、宮和田出張所の5拠点が設置され、一部には訓練施設が併設されている。

(2) 消防団

令和3年度の本市における消防団は、消防団本部と34の消防分団（女性消防団員含む）で組織され、消防団本部は、団長1名、副団長3名、方面隊長5名と本部員10名で構成されている。総数は481名である。また、このうち女性消防団員は18名である。

消防署・消防分団分布図



消防職員の現況（令和3年4月1日現在）

(人)

階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	計
職員数	1人	11人	31人	40人	29人	15人	35人	0	162人

※再任用職員（14名）は含まず
出典：令和2年版消防年報

消防団員の現況

(人)

階級	団長	副団長	方面隊長	本部員	計
団本部	1人	3人	5人	10人	19人

出典：令和2年版消防年報

消防団分団員の現況

(人)

階級 分団名	分団長	副分団長	部 長	班 長	機関員	団 員	計
第 1分団	1	1	1	3	3	4	13
第 2分団	1	1	1	3	3	4	13
第 3分団	1	1	1	3	3	13	22
第 4分団	1	1	1	3	3	9	18
第 6分団	1	1	1	3	3	9	18
第 7分団	1	1	1	3	3	5	14
第 8分団	1	1	1	3	3	6	15
第 9分団	1	1	1	3	3	5	14
第10分団	1	1	1	3	2		8
第11分団	1	1	1	2	2		7
第12分団	1	1	1	3	3	4	13
第13分団	1	1	1	3	3	1	10
第14分団	1	1	1	3	3	2	11
第15分団	1	1	1	3	3	6	15
第16分団	1	1	1	3	3	6	15
第17分団	1	1	1	3	3		9
第18分団	1	1	1	2	1		6
第19分団	1	1	1	3	3		9
第20分団	1	1	1	3	3	3	12
第21分団	1	1	1	3	3		9
第22分団	1	1	1	3	3	7	16
第26分団	1	1	1	3	3	4	13
第27分団	1	1	1	3	3	2	11
第28分団	1	1	1	3	3	7	16
第29分団	1	1	1	3	3	2	11
第30分団	1	1	1	3	3	7	16
第31分団	1	1	1	3	3	8	17
第32分団	1	1	1	3	3	6	15
第33分団	1	1	1	3	3	13	22
第34分団	1	1	1	3	3	7	16
第35分団	1	1	1	3	3	14	23
第36分団	1	1	1	3	3	10	19
第37分団	1	1	1	3	3	8	17
女性消防団員	1	1	1	3		12	18
合 計	34	34	34	100	95	184	481

出典：令和2年版消防年報

第3節 県及び本市の地震被害

第1 地震災害の歴史

1 県における地震

県における過去の地震及びその災害の履歴について、明治以前の地震履歴を、「新編日本の地震総覧（宇佐美、1986）」、「日本の歴史地震の震度分布図」、明治以降の震災履歴を「日本地震総覧」及び県の資料等により下表に整理する。

明治期以前の県内における地震被害としては、県南部で震度6の安政江戸地震（1885）が最大で、明治期以降の震災としては、大正12年に発生した関東大震災があげられる。

関東大震災において、本市の震度は5～6であったとされ、液状化現象と軟弱地盤上の軟弱な盛土が被害を大きくしたと推定される。

さらに、地震災害の履歴から、県内を震源地とする直下型の地震災害では、明治28年（1895）の「霞ヶ浦付近の直下型地震」M=7.2 および大正10年（1921）の「龍ヶ崎付近の直下型地震」M=7.0 が発生している。

県地震被害（明治以前の震災）

西暦	年号	推定 マグニチュード	被害等
799年	延暦18	不明	常陸・鹿島・那珂・久慈・多賀の5郡に津波、早朝より夕刻まで15回。内陸の地震動被害記録なし。
818年	弘仁2	7.5以上	相模、武蔵、下総、陸奥、上野、下野等、山崩れや谷埋まること数里、圧死者多数。
1420年	応永27	不明	常陸多賀郡、河原子及び相馬に津波が4回。内陸の地震動被害記録なし。
1498年	明応7	8.2	震源が遠州灘沖、県内が震度4程度。
1627年	寛永4	不明	江戸が震度5、県内震度4程度。
1677年	延宝5	8.0	震源が犬吠埼かなり沖、岩城～下総に津波。内陸の地震動被害記録なし。
1683年	天和3	7.2	天和3年10月の日光地震、五十里村等山崩れ鬼怒川に天然ダム日光に大被害、福島県にも被害、県内記録なし。
1703年	元禄16	8.0?	元禄地震、安房沖が震源、関宿と銚子で震度5、取手付近も5程度と推定される。
1717年	享保2	7.5	三陸の金華山沖が震源、県内震度4程度。
1725年	享保10	6.0	日光と江戸の被害地震、県内震度4程度。
1782年	天明2	7.0	相模・武蔵・甲斐の地震、県内震度4程度。
1793年	寛政5	不明	三陸沖の地震と推定されている。笠間で壁が落ちる、県内震度4程度。
1812年	文化9	6.2	武蔵・神奈川の地震、県南部が震度4程度。
1835年	天保6	7.0	天保の仙台地震、県内震度4程度。
1854年	安政元	8.4	安政の東海地震、県内震度4。

西暦	年号	推定 マグニチュード	被害等
1855年	安政2	6.9	安政の江戸（直下型）地震、江戸の下町と埼玉幸手付近で被害が大きく、取手震度5～4、利根・岩井震度4、結城・境・千代田・阿見・大野震度5、高萩震度4。
1856年	安政3	6.0～6.5	江戸・立川・所沢の地震、笠間震度4、海岸部は震度3程度。
1857年	安政4	6.2	駿河の地震、県南西部震度4程度。
1859年	安政6	6.0	岩槻の地震、県南西部震度4程度。
1866年	慶応2	不明	銚子の地震、県南西部震度4程度。

県地震被害（明治以降の震災）

年月日	M	地震名	震源地	震度	県内の被害等
1894.9.20 明治27年	7.0		東京湾北部	4	東京湾北部の地震。県内の被害不明。
1895.1.18 明治28年	7.2		霞ヶ浦◆	5	鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸震度5で被害が大きく、県内の被害は死者4、負傷者34、破損した官公署41、全壊家屋53、破損家屋1,190、破損土壌375、塀破倒壊76、煙突崩壊33、亀裂他49、陥落地3、橋梁落下2、泥土の噴出したところも多い。
1896.1.9 明治29年	7.3		鹿島灘	4	水戸付近から久慈川と那珂川沿岸において家屋土蔵の小破あり、弱い津波。
1897.1.17 明治30年	5.6		利根川中流◆	南西部4	利根川中流域で壁に多少の亀裂、結城郡宗道寺村で土蔵壁に亀裂。
1921.12.8 大正10年	7.0		龍ヶ崎◆	局地的5	龍ヶ崎で墓石倒れ、田畑・道路に亀裂。千葉県印旛沼、栃木県でも被害。
1923.1.14 大正12年	6.1		水海道	一部で5	家屋小破数軒。東京でも被害。
1923.9.1 大正12年	7.9	関東大震災	相模湾	一部で5～6	死者5、負傷者40、全壊517戸、半壊681戸 県南部を中心に被害、取手で液状化。
1924.1.15 大正13年	7.3		丹沢山地	一部で4	県内の詳細不明。（なしか軽微）
1930.6.1 昭和5年	6.5	那珂川下流域の地震	那珂川下流◆	5	水戸で煉瓦塀が倒れ、久慈で崖崩れ1、倉庫傾斜1、煙突倒壊1、銚田で石垣崩れ、石岡で土壌に亀裂、真壁と土浦で壁剥離、神社の灯笼の頭落ちる。
1931.9.21 昭和6年	6.9	西埼玉	埼玉北西	東部5	負傷者1、非住家全壊・半壊・焼失が各1、煙突倒壊が1。
1938.5.23 昭和13年	7.0		福島県沖	一部で5	煙突倒折5本、小名浜で津波観測。
1938.9.22 昭和13年	6.5	鹿島灘の地震	鹿島灘	水戸で5	僅少な被害。
1938.11.5 昭和13年	7.5		塩屋崎沖	一部で5	煙突倒壊5、磯原で土蔵倒壊。

年月日	M	地震名	震源地	震度	県内の被害等
1949. 12. 26 昭和 24 年	6. 4	今市	今市	北西部 4	ほとんどなし。
1974. 8. 4 昭和 49 年	5. 8		南西部◆	局部的 5	ショック死 1、負傷者 1、震源地付近で屋根瓦落下 10 数件。
1878. 2. 20 昭和 53 年	7. 7		宮城県沖	4	ほとんどなし。
1878. 9. 12 昭和 53 年	4. 0	宮城県沖	宮城県沖	4	ほとんどなし。
1982. 3. 7 昭和 57 年	5. 5		東海村沖	局部的 5	県庁三の丸庁舎で窓ガラス 90 枚割れる。東海村役場で、窓ガラス 10 枚割れる。日立市でモルタル壁がはがれる。
1983. 2. 27 昭和 58 年	6. 0		藤代町付近◆	南部で 5	龍ヶ崎市で負傷者 2、藤代町で屋根瓦が落下、江戸崎町で石塀が倒壊、荃崎町でブロック塀が倒れる。利根町・河内村・新利根村でも軽い被害。取手市で水道管破裂 2、道路被害 2。
1987. 12. 17 昭和 62 年	6. 7	千葉県 東方沖	一宮町沖	東南部 5	神栖町・東村で傷者 1、水戸市・取手市・桜川村・河内村等で家屋の一部損壊 1,055 棟。取手市・牛久町・鹿島町・東村で水道管破損。利根川下流で液状化現象。
2000. 7. 21 平成 12 年	6. 4	千葉県 沖	千葉県沖	5 弱	県内で屋根瓦の落下 2 棟。
2002. 2. 12 平成 14 年	5. 7	県沖	県沖	5 弱	県内で負傷 1、建築物被害 12 棟。
2002. 6. 14 平成 14 年	4. 9	県南部	県南部	4	県内で負傷 1、建物被害 8 棟、塀倒壊 5。
2003. 11. 15 平成 15 年	5. 8	県沖	県沖	4	県内で負傷 1。
2004. 10. 6 平成 16 年	5. 7	県南部	県南部	5 弱	被害なし
2005. 2. 16 平成 17 年	5. 4	県南部	県南部	5 弱	県内で負傷 7。
2005. 4. 11 平成 17 年	6. 1	千葉県 北東部	千葉県北東部	5 強	被害なし
2005. 8. 16 平成 17 年	7. 2	宮城県 沖	宮城県沖	5 弱	被害なし
2005. 10. 19 平成 17 年	6. 3	県沖	県沖	5 弱	県内で負傷 1
2008. 5. 8 平成 20 年	7. 0	県沖	県沖	5 弱	県内で負傷 1
2008. 7. 5 平成 20 年	5. 2	県沖	県沖	5 弱	県内で負傷 1

年 月 日	M	地震名	震源地	震度	県内の被害等
2011. 3. 11 平成 23 年	9.0	東日本大 震災	宮城県三陸沖	7	県内死者 24、行方不明者 1、負傷者 707、住家被害（全壊 3,012 棟、半壊 22,786 棟、一部損壊 162,036 棟）、取手市内住家被害（全壊 28 棟、大規模半壊 73 棟、半壊 299 棟）、公共施設 80 件、道路被害 266 箇所、液状化現象
2016. 12. 28 平成 28 年	6.3		茨城県北部	高萩市 6弱	軽傷者 2 名（高萩市 1 名、北茨城市 1 名）、一部損壊 29 棟（石岡市 1 棟、高萩市 28 棟）

* ◆は県内が震源地（日本地震総覧、県及び水戸地方気象台の資料、茨城県消防防災年報等をもとに作成）

第2 本市に被害をもたらす可能性のある地震

県は、平成28年度から30年度にかけて、本県における首都直下地震等のきめ細やかな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら見直しを約20年ぶりに実施した。

1 地震の想定

県は、本県及びその周辺地域における過去の地震被害等を踏まえ、県内各地域の地震被害の分布状況を勘案し、本県に大きな被害をもたらすおそれのある地震の想定として、「茨城県南部の地震（以下、茨城県南部地震）」、「茨城・埼玉県境の地震（以下、茨城・埼玉県境地震）」、「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（以下、F1断層地震）」、「棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（以下、棚倉破砕帯地震）」、「太平洋プレート内の地震（北部）」、「太平洋プレート内の地震（南部）（以下、太平洋プレート（北部）地震）」、「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（以下、茨城県沖～房総半島沖地震）」の7つの地震が設定された。

想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定 の 観 点	地震動評価法	参考モデル
1	茨城県南部地震	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府(2013)
2	茨城・埼玉県境地震	Mw7.3			内閣府(2013)
3	F1断層地震	Mw7.3	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査会合資料など
4	棚倉破砕帯地震	Mw7.3			
5	太平洋プレート（北部）地震	Mw7.3	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会長期評価部会での議論
6	太平洋プレート（南部）地震	Mw7.3			
7	茨城県沖～房総半島沖地震	Mw7.3	津波による被害	簡便法	茨城県(2012)

出典：県地域防災計画

なお、上記想定地震はあくまでも想定であり、想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が発生する可能性があるという認識を持つ必要がある。

県内市町村別の最大震度

地震名 市町村名	①茨城県南部	②茨城・埼玉 県境	③F1断層	④棚倉破砕帯	⑤太平洋 プレート (北部)	⑥太平洋 プレート (南部)	⑦茨城県沖～ 房総半島沖
水戸市	6弱	5強	5強	6弱	6強	6弱	6弱
日立市	5強	5弱	7	6弱	6強	5強	6弱
土浦市	6弱	6弱	4	4	6弱	6弱	6弱
古河市	6弱	6強	4	4	5弱	5強	5強
石岡市	6強	6弱	5弱	5弱	6弱	6弱	6弱
結城市	6弱	6強	4	4	5強	5強	5強
龍ヶ崎市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6強
下妻市	6強	6強	4	4	5強	5強	6弱
常総市	6強	6強	4	4	5強	5強	6弱
常陸太田市	5強	5弱	6強	6強	6弱	5強	6弱
高萩市	5弱	4	7	5強	6弱	5強	6弱
北茨城市	5弱	4	7	5強	6弱	5弱	6弱
笠間市	6弱	5強	5弱	5強	6弱	6弱	5強
取手市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6強
牛久市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
つくば市	6強	6強	4	5弱	6弱	6弱	6強
ひたちなか市	6弱	5強	5強	5強	6強	6弱	6弱
鹿嶋市	5強	5強	4	4	6弱	6弱	6強
潮来市	6弱	5強	4	4	5強	6強	6強
守谷市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
常陸大宮市	5強	5弱	6弱	7	6弱	5強	5強
那珂市	5強	5弱	6弱	6弱	6弱	5強	6弱
筑西市	6弱	6弱	4	5弱	5強	5強	5強
坂東市	6強	6強	4	4	5強	5強	6弱
稲敷市	6強	6弱	4	4	6弱	6強	6強
かずみがうら市	6強	6弱	5弱	5弱	6弱	6弱	6弱
桜川市	6弱	6弱	4	5弱	6弱	6弱	5強
神栖市	5強	5弱	4	4	5強	6弱	6強
行方市	6弱	5強	4	4	6弱	6強	6強
銚田市	6弱	5強	5弱	5弱	6弱	6強	6弱
つくばみらい市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
小美玉市	6弱	5強	5弱	5弱	6弱	6弱	6弱
茨城町	6弱	5強	5弱	5強	6強	6弱	6弱
大洗町	6弱	5強	5弱	5強	6強	6弱	6弱
城里町	5強	5弱	5強	6弱	6弱	5強	5強
東海村	5強	5弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱
大子町	5弱	4	5強	6強	5強	5弱	5弱
美浦村	6弱	6弱	4	4	6弱	6弱	6強
阿見町	6弱	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
河内町	6弱	6弱	4	4	5強	6強	6強
八千代町	6弱	6強	4	4	5強	5強	6弱
五霞町	6弱	6強	4	4	5強	5強	6弱
境町	6弱	6強	4	4	5強	5強	6弱
利根町	6弱	6弱	4	4	5強	6弱	6強

出典：茨城県地震被害想定調査報告書

2 被害想定

県が想定した7つの地震うち、本市に被害をもたらす可能性のある地震は、「F1断層地震」と「棚倉破碎帯地震」を除く5つの地震である。

また、想定された被害は下記のとおりである。

(1) 条件設定

県では、人的・物的被害の想定条件を「冬18時」、「冬深夜」、「夏12時」の3パターンで公表しているが、地震による被害は季節や時刻などにより大きく変わることから、本計画では、人間が活動し最も火災が発生・延焼しやすい条件である「冬18時」とする。

(2) 人的被害

県防災計画では、「茨城県沖～房総半島沖地震」にのみ、津波被害が示されているが、本市では被害が見込まれないため、割愛する。

被害想定概要（最も被害の大きい「①茨城県南部の地震」）

区分		冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊・焼失	347棟	347棟	1915棟
	半壊	2,419棟	2,419棟	2,419棟
人的被害	死者	18人	9人	16人
	負傷者	281人	162人	292人
	重傷者	21人	14人	43人
ライフライン被害（直後）	電力（停電率）	93%（8割以上の復旧まで4日以上）		
	上水道（断水率）	96%（8割以上の復旧まで1週間）		
避難者	当日	10,390人		
	1週間後	11,707人		
	1ヶ月後	8,601人		

① 死者・負傷者・重傷者（単位：人）

	地震名	倒壊建物 （内屋内収容物等）	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者	茨城県南部地震	13 (1)	※	2	※	15
	茨城・埼玉県境地震	3 (1)	※	※	※	3
	太平洋プレート（北部）地震	1 (1)	0	※	※	1
	太平洋プレート（南部）地震	2 (1)	0	※	※	2
	茨城県沖～房総半島沖地震	7 (1)	※	0	※	7
負傷者	茨城県南部地震	195 (42)	※	93	4	292
	茨城・埼玉県境地震	89 (33)	※	1	5	95
	太平洋プレート（北部）地震	36 (36)	0	※	1	37
	太平洋プレート（南部）地震	59 (26)	0	1	3	62
	茨城県沖～房総半島沖地震	139 (32)	※	1	5	145
重傷者	茨城県南部地震	15 (8)	※	26	2	43
	茨城・埼玉県境地震	6 (6)	※	※	2	8
	太平洋プレート（北部）地震	7 (7)	0	※	※	7
	太平洋プレート（南部）地震	5 (5)	0	※	1	6
	茨城県沖～房総半島沖地震	9 (6)	※	0	2	11

※：わずか

② 避難者（単位：人）

地震名	被災当日			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外
茨城県南部地震	10,390	6,234	4,156	11,707	5,854	5,854	8,601	2,580	6,021
茨城・埼玉県境地震	5,494	3,296	2,198	5,159	2,579	2,579	2,468	740	1,727
太平洋プレート(北部)地震	4,321	2,592	1,728	924	462	462	458	137	321
太平洋プレート(南部)地震	5,275	3,165	2,110	3,610	1,805	1,805	1,634	490	1,144
茨城県沖～房総半島沖地震	5,998	3,599	2,399	5,783	2,892	2,893	3,209	963	2,247

③ 揺れによる建物被害に伴う要救助者数（自力脱出困難者数）（単位：人）

地震名	要救助者数	地震名	要救助者数
茨城県南部地震	34	太平洋プレート(南部)地震	5
茨城・埼玉県境地震	8	茨城県沖～房総半島沖地震	19
太平洋プレート(北部)地震	0		

(3) 物的被害

① 建物被害（単位：棟）

地震名	液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
茨城県南部地震	85	697	257	1,721	※	※	1,573	1,915	2,419
茨城・埼玉県境地震	85	699	51	844	※	※	10	146	1,542
太平洋プレート(北部)地震	75	627	0	24	0	0	5	80	652
太平洋プレート(南部)地震	82	683	33	557	0	0	5	120	1,241
茨城県沖～房総半島沖地震	87	719	140	1,269	※	※	10	236	1,988

※：わずか

② 電力被害

地震名	被災直後		被災1日後		被災3日後		被災1週間後	
	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
茨城県南部地震	63,961	0.93	54,551	0.79	27,212	0.40	0	—
茨城・埼玉県境地震	60,241	0.88	30,659	0.45	240	※	0	—
太平洋プレート(北部)地震	52,228	0.76	2,492	0.04	0	—	0	—
太平洋プレート(南部)地震	60,241	0.88	30,659	0.45	240	※	0	—
茨城県沖～房総半島沖地震	62,959	0.92	53,697	0.78	26,786	0.39	0	—

※：わずか、—：停電無し

③ 上水道被害

地震名	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
茨城県南部地震	97,078	0.96	88,437	0.87	25,007	0.25	3,285	0.03
茨城・埼玉県境地震	92,621	0.92	61,399	0.61	17,170	0.17	1,753	0.22
太平洋プレート(北部)地震	78,167	0.77	8,059	0.08	1,987	0.02	32	※
太平洋プレート(南部)地震	91,501	0.90	56,642	0.56	11,593	0.11	1,009	0.01
茨城県沖～房総半島沖地震	95,365	0.94	85,535	0.85	18,202	0.18	2,159	0.02

※：わずか

④ 下水道被害

地震名	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率
茨城県南部地震	73,522	0.93	63,011	0.80	1,313	0.02	196	※
茨城・埼玉県境地震	69,289	0.88	35,910	0.46	598	0.01	71	※
太平洋プレート(北部)地震	60,224	0.76	3,925	0.05	479	0.01	64	※
太平洋プレート(南部)地震	69,448	0.88	36,660	0.47	1,838	0.02	340	※
茨城県沖～房総半島沖地震	72,249	0.92	61,661	0.78	99	※	16	※

※：わずか

⑤ 都市ガス被害

地震名	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率
茨城県南部地震	31,377	1.00	13,418	0.43	10,930	0.35	2,899	0.09
茨城・埼玉県境地震	31,739	1.00	11,872	0.37	8,030	0.25	2,448	0.08
太平洋プレート(北部)地震	31,699	0.99	3,388	0.11	193	0.01	34	※
太平洋プレート(南部)地震	32,020	1.00	8,142	0.25	5,983	0.19	905	0.03
茨城県沖～房総半島沖地震	0	—	0	—	0	—	0	—

※：わずか、—：支障無し

⑥ 通信被害（固定電話、携帯電話） 【不通ランク】A：非常につながりにくい

地震名	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後		
	不通 回線数	不通 回線率	不通 回線数	不通 回線率	不通 回線数	不通 回線率	不通 回線数	不通 回線率	
固定電話	茨城県南部地震	15,331	0.93	12,880	0.78	3,276	0.20	6	※
	茨城・埼玉県境地 震	14,404	0.88	7,327	0.45	57	※	※	※
	太平洋プレート (北部)地震	12,487	0.76	596	0.04	0	—	0	—
	太平洋プレート (南部)地震	14,403	0.88	7,329	0.45	57	※	※	※
	茨城県沖～房総半 島沖地震	15,054	0.92	12,830	0.78	3,289	0.20	※	※
地震名	停波基 地局率	不通 ランク	停波基 地局率	不通 ランク	停波基 地局率	不通 ランク	停波基 地局率	不通 ランク	
携帯電話	茨城県南部地震	3	—	80	A	21	—	※	—
	茨城・埼玉県境地 震	3	—	80	A	21	—	※	—
	太平洋プレート (北部)地震	3	—	80	A	21	—	※	—
	太平洋プレート (南部)地震	3	—	80	A	21	—	※	—
	茨城県沖～房総半 島沖地震	3	—	80	A	21	—	※	—

※：わずか、—：不通無し

第4節 計画の基本方針

第1 基本方針

1 東日本大震災の影響

現在日本社会は、世界に類をみないスピードで急激な少子・高齢時代を迎えている。市も、例外ではなく高齢者が市の人口の30パーセントを超えて、超高齢社会の中にある。

このような状況の中で起きた東日本大震災では、マグニチュード9という大地震とそれに伴う大津波のため、死者・行方不明者が約2万人、日本の歴史上最悪の大災害となった。

特に、被災地では、(災害時)要配慮者と言われる高齢者、障害者等が大きな被害を受けている。

一方、日本人の意識の中に、大きな変化がもたらされていることも明らかになりつつある。人々が被災地のボランティア活動へ積極的に参加し、被災地の復旧に大きな貢献をしている。また、愛する人を大切にしたいという気持ち等から、若者の結婚観についての意識も変わりつつあるとも言われている。さらに、人と人、家族や地域住民相互のつながり(絆)の大切さが被災地はもちろん、日本の広範囲に見られるようになってきている。

2 基本方針

震災対策編における市防災計画の基本方針は、東日本大震災による様々な影響を踏まえて、次のような基本的考えのもと、市民・地域・行政がそれぞれの立場で防災活動を展開し、大規模な地震災害の軽減を図るための体制づくりとして、「自助」「共助」「公助」が三位一体となった減災のまちづくりを目指す。

① 市民力、地域力「自助」「共助」の向上

平常時から、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、市民相互の結びつきを強め、災害時に対して市民力が一層発揮されるようその向上に努める。同時に、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティアなど地域の中で、災害時に対して相互に助け合いの意識を持つよう努める。

② 市の防災力「公助」の向上

平常時から、市自らの防災力を高めるため、災害時に対して直ちに対応できる人的、物的備えをより積極的に進める。特に、防災に対する職員のスキルアップを図り、各種防災訓練や防災講演会等を実施し、備蓄品・資器材等の充実を推進する。

③ 組織力、システム力の向上

平常時から、市と市民との連携、市と国・県・ライフライン事業者その他防災関係機関等との連携をより一層強くするため、災害時に対する連絡体制・システム力の充実を図る。特に、市民と行政との各種防災訓練を積極的に実施するとともに、被災状況に応じた情報の収集・伝達、復旧・復興への対応力について、さらなる強化を図る。

④ 男女共同参画社会の視点を取り入れた災害対策

男女が共に個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場面から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れ、各種対策を進めるにあたっては、それぞれの場面で女性の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、性別等によるニーズの違いに対し十分配慮するように努めるものとする。

特に避難所での避難者への対応、役割分担などについて、女性の視点を反映させた避難所運営に努めるものとする。

第2 地震対策の計画方針

計画方針は、東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏直下型地震等の大規模な地震災害を想定し、市の実情に即した市防災計画とする。そのため、統一的かつ実効性の高い施策に基づき、市民の安全・安心を最優先に、できる限り被害の軽減を図り、平常時における準備・予防と災害時にあたっては冷静かつ着実な復旧・復興を旨とした計画方針とする。

第3 基本目標

震災対策編における基本目標は、引き続き国の法令や防災基本計画、県地域防災計画の指針を踏まえ、「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害に強いシステムづくり」とし、減災のまちづくりのための計画とする。

(1) 災害に強いまちづくり

公共施設の耐震化等をはじめ、災害時の緊急輸送道路・避難道路を整備し、避難施設については、市民等が避難しやすいよう配置するとともに、関係事業者に働きかけてライフライン施設の耐震化を図り、災害に強いまちづくりを進める。

また、利根川や小貝川流域部の地理的条件などに留意し、市民の生命・身体の安全確保と財産の保全に向けて、被災しても被害を最小限に抑えることができるよう、「減災」の取り組みを一層強化する。さらに、建築物の耐震化の促進等による安全な都市の整備を推進する。

(2) 災害に強い人づくり

災害から生命・身体・財産を守るために、災害対策の中心となる市職員はもとより、市民一人ひとりが防災能力を高めていくため、以下の点について留意し、災害に強い人づくりを展開する。

- 災害から自分自身を守り、家族や隣人、(災害時)要配慮者等の安全確保に努める。
- 地域を構成する一員としての責務を自覚し、防災活動に積極的に協力・従事する。
- 市職員は防災担当従事者としての責任を持ち、適切な防災対策を積極的に行う。
- 市は地域コミュニティ活動等を支援し、「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という防災意識の啓発に努める。

以上の4点を災害に強い人づくりへの基本姿勢と定め、市民への防災知識の普及と意識の向上を図るとともに、市民が相互に支援できる体制を整えるなど、ねばり強く災害に対処できる人づくりを進める。同時に、市及び防災関係機関による支援体制を強化する。

(3) 災害に強いシステムづくり

地震発生時に素早く的確な対応ができるよう、多様な情報収集・伝達体制の整備、災害時の応急対応、災害後の復旧・復興等、被災状況に適応した諸活動が円滑に推進するための仕組みづくりについてより一層強化する。その仕組みは、地震被害の軽減に向けた実践的かつ弾力的なものとし、災害に強いシステムづくりを進める。また、災害に強いシステムづくりにあたっては、「自助」「共助」「公助」の防災に関する基本的な理念を踏まえ、市民、地域そして市・防災関係機関それぞれの持つ役割のもとで、三位一体の防災体制づくりが基本となるよう位置づける。

第4 基本目標を達成するための施策項目の構成

震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興対策計画における施策構成は以下の通りとし、基本目標を実践するための対策を示すとともに、個別の施策を推進する。

震災予防計画の構成

施策項目		基本目標	災害に強いまちづくり	災害に強い人づくり	災害に強いシステムづくり
整備 と情報ネットワークの組織	震災対策に携わる組織の整備				○
	相互応援体制の整備			○	○
	防災組織等の活動体制の整備			○	○
	情報通信ネットワークの整備			○	○
地震に強いまちづくり	防災まちづくりの推進		○		
	都市及び建築物の不燃化・耐震化		○		○
	土木施設の耐震化		○		
	ライフライン施設の耐震化		○		
	危険物等災害予防計画		○		○
地震被害軽減への備え	緊急輸送への備え		○		○
	消防活動計画の充実			○	○
	医療救護計画の充実		○	○	○
	被災者支援のための備え		○	○	○
	(災害時) 要配慮者安全確保のための備え		○	○	○
	帰宅困難者に対する備え		○	○	○
防災学習教育・訓練	防災知識の普及啓発			○	
	災害に関する調査研究			○	
	防災訓練			○	○
	事業所の防災体制の充実			○	○

震災応急対策計画の構成

施策項目		基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
初動対応	職員参集・動員			○	○
	災害対策本部			○	○
	応急活動			○	○
災害情報の 収集・伝達の	通信手段の確保	○			○
	災害情報の収集・伝達・報告			○	○
	広報計画			○	○
派遣・応援	応援・派遣要請計画			○	○
避難対策	避難計画	○	○	○	○
	避難生活計画	○	○	○	○
被害軽減対策	緊急輸送			○	○
	消防水防活動計画			○	○
	応急医療			○	○
	危険物等災害防止対策計画			○	○
被災者生活支援	生活救援物資の供給計画				○
	(災害時)要配慮者の安全確保計画			○	○
	被災者支援相談計画			○	○
	応急教育計画			○	○
	ボランティア活動支援計画			○	○
助災法の 適用の救	災害救助法の適用計画			○	○
事後処理・ 応急復旧	建築物・土木施設の応急復旧計画			○	○
	ライフライン施設の応急復旧計画			○	○
	清掃・防疫・障害物の除去計画			○	○
	行方不明者の捜索・遺体処理・火葬			○	○

震災復旧・復興対策計画の構成

施策項目		基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
の 基本 方針 復興	主旨		○		
	災害復旧・復興計画作成への体制づくり		○	○	○
被災者生活の安定	り災証明、被災証明の発行			○	○
	義援金品の募集及び配分				○
	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付				○
	租税及び公共料金等の特別措置				○
の 復旧 施設	災害復旧事業		○	○	○
激甚災害の指定					○
復興計画の作成			○	○	○
被災者生活再建 支援法の適用	被災者生活再建支援法の適用計画				○

第5節 各機関の業務大綱

第1 防災に関わる事務及び業務実施の方針

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責務者として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事務及び業務を実施する。その際、国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市民の協力を得て防災活動を実施する。

第2 各機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公益的法人、公共的団体及び施設管理者とは次のとおりであり、防災に関し「事務及び事業」を処理する。

1 市

機関の名称	事務及び事業の大綱
市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市防災会議及び災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 関係自治体間との相互応援協力 (4) 自主防災組織及びボランティアへの支援・協力 (5) 防災に関する施設及び設備の整備、点検 (6) 防災に関する物資及び資機材の備蓄 (7) 市民への防災意識の普及・啓発 (8) 防災に関する訓練の実施 (9) 警報の伝達並びに避難の指示 (10) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 (11) 災害の防除と拡大の防止 (12) 被災者（（災害時）要配慮者等）の救助及び保護 (13) 災害時における交通、輸送の確保 (14) 災害対策要員の動員・雇上 (15) 災害時の医療及び助産救護 (16) 被災施設の応急対策及び復旧の実施 (17) 災害復旧・復興の実施 (18) 関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (19) 清掃、防疫及びその他の保健衛生への対処 (20) 被災産業に対する融資等の対策
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育 (2) 被災児童及び生徒への学用品の供給 (3) 文教施設の点検、整備及び復旧 (4) 避難場所及び避難所の設置及び運営
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除 (2) 人命の救出、救助及び応急救護 (3) 消防、水防その他の応急処置 (4) 災害時の救助、救急、情報の伝達 (5) 危険物の安全性確保のための指導

2 県及び警察

機 関 の 名 称	事 務 及 び 事 業 の 大 綱
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御と拡大の防止 (5) 救助、防疫等り災者の救助保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 文教対策 (10) 震災時における社会秩序の維持 (11) 災害対策要員の動員 (12) 震災時における交通、輸送の確保 (13) 被災施設の復旧 (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力
竜ヶ崎保健所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療及び助産救護 (2) 防疫その他の保健衛生への対処
竜ヶ崎工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県の所管に係わる河川、道路、橋梁の保全 (2) 排水場施設の総括的な保全 (3) 水防対策 (4) 県の所管に係わる河川、道路等における障害物の除去 (5) 県の所管に係わる災害時における交通、輸送の確保 (6) 県の所管に係わる被災施設の応急対策及び復旧の実施 (7) 県の所管に係わる災害復旧・復興の実施 (8) 県の所管に係わる水防施設資材の整備
県南県民センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の広報・広聴 (2) 被災者及び被災者ニーズの把握 (3) 各種生活情報の提供及び相談 (4) 県の設置する現地対策本部の支援
県警察本部 (取手警察署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集及び伝達 (2) 被災者の救出、救助 (3) 住民の避難誘導 (4) 交通対策 (5) 社会秩序の維持 (6) 行方不明者の捜索及び死体の検視 (7) 被災者等への情報発信 (8) 他警察に対する救助の要求

3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 及 び 事 業 の 大 綱
関東地方整備局	(1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 公共施設等の整備 (3) 災害危険区域等の関係機関への通知 (4) 災害に関する情報の収集及び警報等の伝達 (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等の実施 (6) 災害時の復旧資材の確保 (7) 災害時における応急工事等の実施 (8) 災害復旧工事の施工 (9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備 (10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集 (11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策 (12) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援(「TEC-FORCE」) (13) 災害時における情報連絡員(リエゾン)の派遣
関東管区警察局	(1) 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携 (3) 管内防災関係機関との連携 (4) 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 (5) 警察通信の確保及び統制 (6) 津波警報の伝達
関東総合通信局	(1) 電波及び有線電気通信の監理。 (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導 (3) 災害時における非常通信の確保 (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導 (5) 非常通信協議会の育成及び指導
関東財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立合い (2) 災害つなぎ資金の融資(短期) (3) 災害復旧事業の融資(長期) (4) 国有財産の無償貸付業務 (5) 金融上の措置
水戸原子力事務所	(1) 原子力施設及び放射線施設の安全に係る規制 (2) 原子力施設及び放射線施設周辺の環境放射線の監視 (3) 原子力災害時における情報の収集及び伝達
関東信越厚生局	(1) 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導 (2) 震災時における国立病院収容患者の医療等の指示調整 (3) 災害による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整 (4) 医療救護班の応援派遣
茨城労働局	(1) 工場、事業場における震災後の労働災害防止 (2) 災害時における賃金の支払いの確保 (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働 (4) 労災保険の給付 (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策

機 関 の 名 称	事 務 及 び 事 業 の 大 綱
関 東 農 政 局	(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備、指導 (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備 (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保 (4) 災害時における主要食糧の需給調整 (5) 災害時における生鮮食料品等の供給 (6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除 (7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員 (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資
関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全 (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策
関 東 運 輸 局	(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請 (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保 (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保
東 京 航 空 局	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置 (2) 遭難航空機の捜索及び救助 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
東京管区气象台	(1) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 地震・津波に関する情報及び予警報の発表並びに通知 (3) 災害発生時における気象観測資料の提供
第三管区海上保安本部	(1) 海難救助、海上警備、海上の安全確保 (2) 航路標識等の施設の保全 (3) 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送の協力 (4) 震災廃棄物等による海洋汚染防止

4 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 及 び 事 業 の 大 綱
日本郵便株式会社	(1) 被害者に対する郵政葉書等の無償交付 (2) 被害者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (5) 災害寄付金の料金免除の取扱い (6) 簡易生命保険資金による災害応急融資 (7) 災害時における郵便局窓口業務の維持
東日本電信電話株式会社 茨城支店	(1) 電気通信施設の整備及び点検 (2) 災害時における緊急電話の取扱い (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

機 関 の 名 称	事 務 及 び 事 業 の 大 綱
東京電力パワーグリッド（株） 竜ヶ崎支社	(1) 電力施設の災害復旧及び安全対策 (2) 災害時における電力の供給
東日本旅客鉄道株式会社 (取手駅・龍ヶ崎市駅)	(1) 鉄道車両等による緊急物資及び避難者の輸送の協力 (2) 鉄道施設等の保全
日 本 銀 行 (水戸事務所)	災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導
日本赤十字社 (県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整 (3) 義援金品の募集配布
日本放送協会 (水戸放送局)	(1) 気象予報、警報等の周知徹底 (2) 災害状況及び災害対策室の設置 (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布
東日本高速道路株式会社 (関東支社)	会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工
独立行政法人水資源機構 (利根川下流総合管理所、霞ヶ浦用水管理所)	(1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設多目的用水路その他水資源の開発または利用のための施設の新築または改築 (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事の実施
独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社 (東海発電所)	放射線災害の防止及び応急対策等
東京ガスネットワーク株式会社 つくば支店	(1) ガス施設の安全、保全 (2) 災害時におけるガスの供給 (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧
日本通運株式会社 (水戸支店)	救助物資及び避難者の輸送の協力
KDDI株式会社 (水戸支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検 (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧
株式会社NTTドコモ (茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検 (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

5 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 及 び 事 業 の 大 綱
関東鉄道株式会社	(1) 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力 (2) 鉄道施設等の保全
東日本ガス株式会社	(1) ガスの供給施設の保全並びに災害復旧 (2) ガスの供給
社団法人県高圧ガス保安協会	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立 (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視 (3) 高圧ガスの供給 (4) 行政機関 公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力
利根川水系 県南水防事務組合	(1) 水防施設及び資材の整備 (2) 水防計画の樹立と水防訓練 (3) 水防活動

機関の名称	事務及び事業の大綱
取手市医師会	(1) 医療及び助産活動 (2) 市と医療機関との連絡調整
茨城県土地改良事業団体連合会	各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れ (2) 生活福祉資金の貸付
水防管理団体	(1) 水防施設資材の整備 (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 (3) 水防活動
報道機関 (株式会社茨城新聞社、 株式会社茨城放送)	(1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関すること。 (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力

6 その他の公益的事業を営む法人・その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務及び事業の大綱
県南水道 企業団	(1) 給水施設の保全並びに災害復旧 (2) 応急給水
取手地方広域 下水道組合	下水道施設の保全並びに災害復旧
取手市社会 福祉協議会	(1) ボランティアの受入れ (2) ボランティアのコーディネート (3) 災害応急対策についての協力
自主防災組織	(1) 初期消火、避難誘導、救出救護の協力 (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等の協力 (3) 被害状況調査等災害対策の協力
県南総合防災センター 運営協議会	(1) 県南防災センターの運営による防災意識の啓発 (2) 災害用救援物資の供給 (3) 広域避難場所の提供
農業協同組合、森林組 合、漁業協同組合、商 工会議所、商工会等の 産業経済団体	(1) 被害調査 (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定 (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等
診療所・病院	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保 (2) 災害時における負傷者等の医療救護
運輸事業者	(1) 災害時における緊急輸送の確保 (2) 危険物関係施設の管理者 (3) 災害時における危険物の保安措置
公共的団体・ その他防災上重要な 協力機関の管理者	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 (2) 災害応急対策についての協力

7 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 及 び 事 業 の 大 綱
自 衛 隊	(1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災訓練 (4) 災害救助のための防衛省管理に属する物品の無償貸付及び譲与 (5) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要な人命救助、応急救護又は応急復旧

第2章 震災予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 震災対策に携わる組織の整備

市は、災害対策について総合的かつ円滑に実施するため、防災関係機関とともに、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携強化を図る。

■ 対策

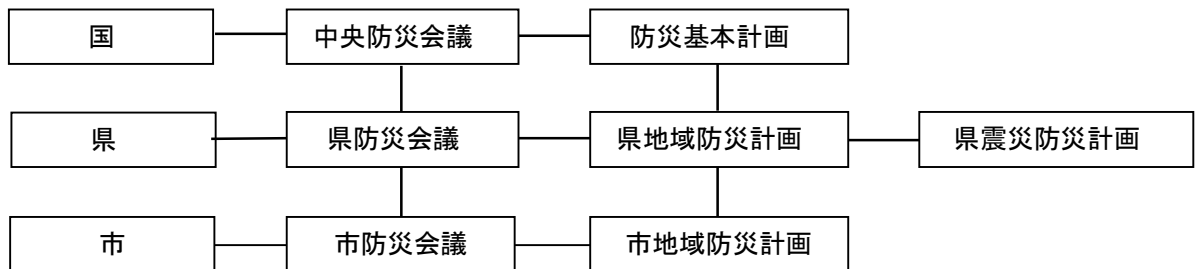
- 1 市の防災体制の整備 (市防災会議、総務部)
- 2 県の防災体制 (県)
- 3 防災関係機関の防災体制の整備 (防災関係機関)

■ 内容

1 市の防災体制の整備

災害対策基本法、その他関係法令及び条例に基づく、市、市防災会議及び市防災計画との体系は次のとおりである。

市の防災体系



(1) 市の体制整備

市は、防災会議を設置して、市防災計画を見直し、防災に係わる各種施策を実施し、併せて防災関係機関との協力体制を整備する。

① 防災ネットワークの整備

災害発生時には、災害に対する中枢拠点（災害対策本部）を設置するとともに、必要に応じて各地域に地域拠点を設け、中枢拠点と地域拠点の相互が協力して災害の応急対策推進に向けた防災ネットワークの構築と、情報のネットワーク化・システム化を図る。

② 災害時の役割・体制の周知

災害時の応急活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、日頃より研修会等を通じて職員に対して災害時の役割と体制の周知を図る。

③ 活動要領の整備

総務部は、本計画に基づき災害発生時の応急対策のため「職員防災初動マニュアル」を見直しし、全職員に対し周知を図る。

(2) 市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、市防災会議を設置する。また、その組織は防災会議条例による。なお、防災会議の構成は、次ページのとおりである。

【市防災会議の所掌事務】

- ① 市防災計画を作成または見直しを行い、その実施を推進する。
- ② 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- ③ その他法律又はこれに基づく政令により権限に属すること。

(3) 災害対策本部

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部を設置し、市における防災活動に取り組む。

【災害対策本部の設置基準】

- ① 市内で震度6弱以上の地震を記録したとき。（自動的に設置）
- ② 市内で震度が5弱・5強を記録し、被害の程度やさらなる被害拡大の恐れがあると市長が設置を必要と認めたとき。
- ③ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

【災害対策本部の所掌事務】

- ・市防災計画に定めるところにより、市域の災害予防、災害応急対策、応急復旧対策を実施すること。
- ・職務内容は、第3章震災応急対策計画第1節初動対応 第1職員参集・動員 4 災害対策本部 (4) 災害対策本部の職務(142ページ)を参照。

【組織】

- ・災害対策本部の組織は、第3章震災応急対策計画第1節初動対応 2 初動対応の組織及び活動体制(139ページ)を参照。

(4) 現地災害対策本部

本部長は、災害が発生し、局地的な被害の状況により、必要と認めたときは、災害現地に現地災害対策本部を設置することができる。

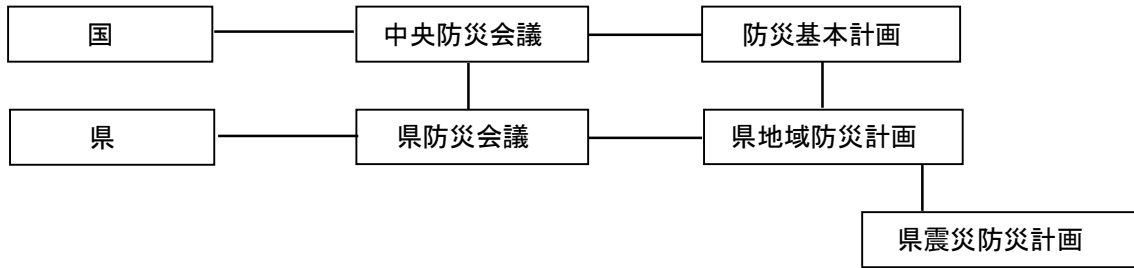
市防災会議の構成

平成31年4月1日

委員区分	機関区分	職名
会長	市	市長
1号委員	指定地方行政機関	国土交通省常陸河川国道事務所長 国土交通省利根川上流河川事務所長 国土交通省利根川下流河川事務所長 国土交通省下館河川事務所長
2号委員	自衛隊	陸上自衛隊第1施設団第101施設器材隊長
3号委員	県の機関	竜ヶ崎保健所長 竜ヶ崎工事事務所長 県南県民センター長
4号委員	警察	県取手警察署長
5号委員	市の機関	副市長 会計管理者 総務部長 政策推進部長 財政部長 福祉部長 健康増進部長 まちづくり振興部長 建設部長 都市整備部長 議会事務局長
6号委員	教育機関	教育長、教育部長
7号委員	消防機関	消防長、消防団長
8号委員	指定公共機関	東日本電信電話(株)茨城支店長 東京電力パワーグリッド(株)竜ヶ崎支社長 東日本旅客鉄道(株)取手駅長 東日本旅客鉄道(株)龍ヶ崎市駅長 ※藤代駅管理
	指定地方公共機関	関東鉄道(株)守谷営業所長 東日本ガス(株)代表取締役社長 東京ガスネットワーク(株)つくば支店長 利根川水系県南水防事務組合管理者 取手市医師会長 岡堰土地改良区理事長 福岡堰土地改良区理事長
9号委員	その他	県南水道企業団企業長 取手地方広域下水道組合管理者 自主防災組織代表 JAとりで総合医療センター長 取手医師会病院長 茨城みなみ農業協同組合代表理事組合長 特定非営利活動法人日本医療救援機構理事長

2 県の防災体制

県は、市町村を包括する団体として、次の防災組織を設置することとしている。



3 防災関係機関の防災体制の整備

指定地方行政機関（市防災会議条例 1号機関：国土交通省の機関）、指定公共機関（市防災会議条例 8号機関：東京電力パワーグリッド(株)等）、指定地方公共機関（市防災会議条例 8号機関：関東鉄道(株)等）及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第47条に基づき災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、あらかじめ、職員の動員、配備、任務等を定める。

また、円滑に災害対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。

さらに、各職員の責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図る。

なお、上記の市防災会議条例 8号機関は、公共的機関、公益的事業を営む法人で、それぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するものをいう。

第2 相互応援体制の整備

市域において災害が発生し、総合的かつ迅速・円滑に災害対策を実施するため、市自らの能力で対応できない場合にあっては、他市町村や他地域の防災関係機関に協力を要請する。

また、他市町村において災害が発生した際に、本市から応援協力を行うため、あらかじめ応援協定を締結し相互の連携を強化して防災体制の万全を期する。

■ 対策

- 1 市町村間の相互応援 (総務部、消防本部)
- 2 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請 (総務部、消防本部)
- 3 公共的団体等との協力体制の確立 (総務部、消防本部)
- 4 民間事業者及び民間団体等との協力体制の確立 (総務部、消防本部)

■ 内容

1 市町村間の相互応援

(1) 相互応援協定の締結

市は、市内の災害にあたり適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進する。既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図る。

【市が締結している相互応援協定】

<県外自治体との相互応援協定>

- ・静岡県御殿場市相互応援協定(平成11年2月5日)
- ・福島県南相馬市相互応援協定(平成19年7月23日)
- ・群馬県利根郡昭和村相互応援協定(平成19年8月11日)
- ・岩手県二戸市相互応援協定(平成19年8月21日)
- ・千葉県我孫子市相互応援協定(平成20年5月22日)

<県内全市町村との災害時等の相互応援に関する協定(平成6年4月1日)>

<県広域消防相互応援協定(平成7年1月1日)>

- ・県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合

<県内他市町村との個別消防相互応援協定>

- ・龍ヶ崎市(昭和57年7月6日)
- ・稲敷地方広域市町村圏事務組合(昭和57年7月6日)
- ・常総地方広域市町村圏事務組合(昭和59年10月1日)
- ・つくば市(昭和59年1月27日)
- ・つくばみらい市(平成19年4月1日)
- ・守谷市(平成25年11月1日)
- ・利根町(平成25年11月12日)

〈県外他市町村との個別消防相互応援協定〉

- ・我孫子市(昭和61年3月31日)
- ・柏市(平成7年2月15日)

【県が締結している相互応援協定】

〈震災時等の相互応援に関する協定(平成20年2月締結)〉

- ・東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県との相互応援協定

〈災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定(平成18年7月締結)〉

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

(3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統を明確化し、マニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

2 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害時に指定地方行政機関に対する職員派遣の要請が迅速かつ円滑に行えるように、応援要請手続、情報伝達方法等について整備し、職員への周知を図る。

また、市内に災害が発生し、応急措置の必要があるときは、あらかじめ関東地方整備局と締結した「災害時の情報交換に関する協定」(平成23年3月1日)に基づき、各種情報交換及び職員要請を実施する。

3 公共的団体等との協力体制の確立

災害時に関する応急対策等について、積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

また、公共的団体(県南水道企業団、取手地方広域下水道組合、取手市社会福祉協議会等)及び公益的団体(自主防災組織、市商工会等)に対し、防災組織の充実強化に向けた協力体制を整えるとともに、綿密な相互連絡体制による迅速かつ有効な応急対策を図る。また平常時からこれら関係団体との間で、訓練・情報交換等を実施する。

4 民間事業者及び民間団体・個人との協力体制の確立

災害時に人員の応援、応急資機材や救援物資等に関する搬入・搬出等について、迅速かつ円

滑な実施体制づくりに向け、民間事業者及び民間団体と平常時から訓練、情報交換等を実施し協力体制を整える。

個人においては人的・物的支援をいただける登録事業を進め、データバンク化を図るとともに、協力企業においては人的・物的支援の協定の締結を図る。

【応援要請の要領】

- ① 応援要請者：市長
- ② 応援要請のため手続き等所定事務の明確化
- ③ 受入担当窓口：総務部、消防本部
- ④ 受入場所
 - ・ 取手市役所
 - ・ 取手市消防本部
 - ・ 藤代庁舎
- ⑤ 応援部隊の受け入れ場所の整備提供

第3 防災組織等の活動体制の整備

災害の防止・軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加し、災害時に円滑な救援活動が行えるよう、平常時から自主防災組織間や、ボランティア団体間のネットワーク化の促進を図る。

■ 対策

- 1 自主防災組織の育成・連携 (総務部、自主防災組織)
- 2 事業所等の防災体制の強化 (総務部、各事業所)
- 3 事業所等の地域防災活動への参画促進 (総務部、各事業所)
- 4 ボランティア組織等の育成・連携 (総務部、社会福祉協議会)

■ 内容

1 自主防災組織の育成・連携

(1) 自主防災組織の整備と充実

大地震等による震災時には、市・消防及び警察等の防災関係機関は、組織の全機能をあげて防災活動を行うこととなる。しかし、家屋や塀等の倒壊、火災の発生による道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下または阻害が予想される。

このような場合、市民並びに事業所等は、相互に協力することにより防災活動を実施するとともに、「自助」の精神のもと、初期消火、人命救助活動による二次災害の防止や軽減等を行うことが必要である。そのため、原則として町内会、自治会等を単位として市民が自主的かつ組織的な防災活動を実施する基盤となるために設置された「自主防災組織」の整備・充実を図る。同時に「取手市自主防災組織連絡協議会」の活動を通じ、自主防災組織相互の協力体制を整備し、自主防災ネットワークについてさらなる強化を図る。

また、市は、「自助」と「共助」の理念に基づき、平常時から市民の防災意識の高揚と普及・啓発を図るとともに、日常的な防災活動の展開を支援する。

さらに市は、新たな自主防災組織の結成に向けて、年齢構成、生活習慣、コミュニティー活動などに配慮し、各地域での特徴を活かした自主防災活動の基盤づくりを積極的に進める。

【災害対策基本法第5条第2項】

市町村長は、(中略)区域内の公共団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

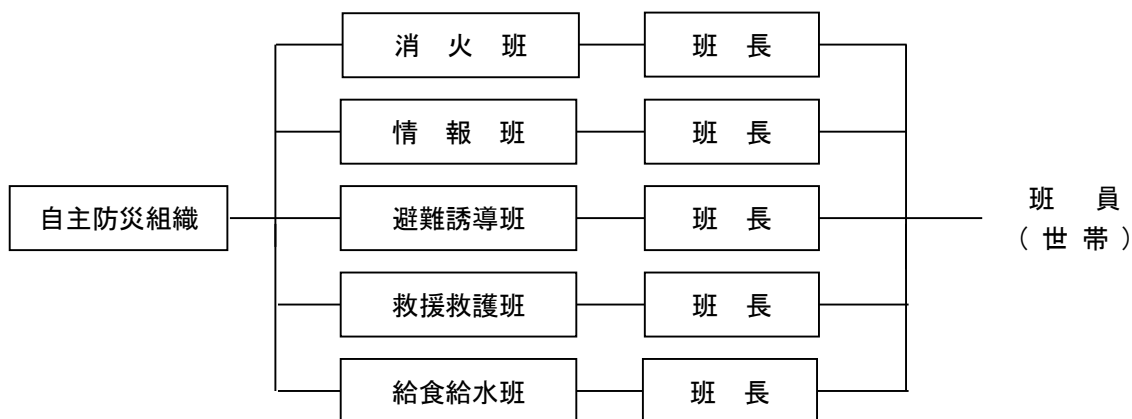
(ア) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。

(イ) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織とは、町内会や自治会等を単位として市民により自主的に結成された自発的な防災活動を行う組織（「取手市自主防災組織活動育成事業補助金交付要綱」第2条）をいう。したがって、既存の地域コミュニティである町内会や自治会等と一体となった活動が不可欠である。また、地域の実情に応じ上記の組織例を参考にして班編成を行い、組織の強化に努める。
- ② 現在組織されていない地域における自主防災組織の設立を促し、市内の自主防災組織率の向上を図る。
- ③ 地域内の事業所と協議の上、地域内に立地する事業所の防災組織を自主防災組織として位置付け、他の自主防災組織との連携による自主防災ネットワークの強化を図る。
- ④ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、自主防災組織を構成する会員について、年齢・男女の構成、生活習慣、コミュニティ活動等に配慮し、昼間の自主防災組織会員が確保できない場合には、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある方々等の参加を促進すること等により、自主防災組織の充実を図る。

<自主防災組織の一例>



(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、下記のとおりとする。自主防災組織は、防災訓練等を通して活動内容の充実に努める。なお、組織編成は、上図の例を参考とする。

【平常時】

- ① 地区民生委員と協力して要配慮者の現況把握に努めるとともに、地域住民と連携し、災害時の支援体制の確立に努める。
- ② 風水害、地震など各種災害に関する日頃の備えや災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発に努める。
- ③ 情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、通報訓練、救護訓練、避難訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備を行う。
- ⑤ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との協力連携を促進する。

- ⑥ 地域における危険度の理解、点検、避難場所・避難所及び避難体制の確認をする。
 - ・ 崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等
- ⑦ 地域における消防水利の場所を確認する。
 - ・ 消火栓・防火水槽の所在場所の確認
 - ・ 消火栓からの給水方法の確認
 - ・ 小川、池、沼、井戸等の場所の確認
- ⑧ 各家庭における防火・防災等予防上の措置等、広報等による注意喚起に努める。
地域によっては、地域住民への情報提供や注意喚起のため「標語板」の掲示等の工夫が行われていることから、各地域ごとにその活用に努める。
- ⑨ 医療救護施設の確認を行う。

【災害時】災害対策本部を設置する

- ① 出火防止と初期消火を実施する。
- ② 市及び地域住民に対して、地域内の被害状況等情報の収集・伝達を行う。
- ③ 被災された住民の救出・救護を行う。
- ④ 炊き出し及び救助物資の分配に協力する。
- ⑤ 要配慮者の安全確保等に努める。
- ⑥ 地域住民の安否の確認に協力する。
- ⑦ 被災された住民の避難誘導及び避難場所・避難所での避難生活の支援に努める。
- ⑧ 給食・給水活動の支援に努める。

【合同防災訓練の実施と内容】

自主防災組織は、市、国及び自主防災組織等が主催する防災訓練に積極的に参加する。市及び防災関係機関が行う合同防災訓練における主な内容は、次のとおりである。

- ① 情報の収集、伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練、住民の安否確認訓練
- ⑤ 給食・給水訓練

(3) 自主防災組織会員台帳の整備

自主防災組織は、災害時に対する備えと適切な防災活動ができるよう、個人情報の取り扱いに留意しながら、市政協力員及び地区民生委員等の協力を得て、平常時から所管区域内における住民の居住実態をできるだけ把握し、会員台帳の作成に努める

(4) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の結成、資機材及び運営の整備にあたって、次のような支援を行う。

- ① 自主防災組織の結成を促進する。
- ② 自主防災組織マニュアルを活用して、組織の活性化に努める。
- ③ 自主防災組織の育成・支援を図る。
 - ・ 防災リーダー研修会の開催
 - ・ 災害事例等による講習会の実施
 - ・ 防災訓練の支援
- ④ 活動のための環境整備を進める。
 - ・ 自主防災組織活動育成事業補助金の交付
 - ・ 防災資機材の整備

(5) 自主防災組織間の連携強化

市は、「取手市自主防災組織連絡協議会」の活動を通じ、自主防災組織間の協力体制の強化及び各組織の活動の充実に努める。

【各自主防災組織との連絡体制整備】

- ① 災害用携帯電話等を利用した連絡体制の整備
- ② 使送による連絡体制の整備

2 事業所等の防災体制の強化

市は、大規模な地震災害が発生した場合には、市民のみならず、市内にある事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要となることから、市内の事業所等の防災組織の育成を図る。

(1) 施設の防災組織

学校、病院、工場及び商業施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する一定規模以上の建物（以下「事業所等」という。）の管理について権原を有する者は、消防法第8条の規定に基づき防火管理者を選任し、消防計画の作成、消防計画に基づく各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を実施する。また、事業所等は、災害の防止及び軽減を図るため、自衛消防組織を結成し防災対策を着実に実施するとともに、市が実施する防災関連活動への積極的な参加・協力をするものとする。

また、市は、各防火管理者が中心となった主体的で自主的な防災組織の育成に努める。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設を設置している事業所は、災害が発生した場合、当該危険物施設が爆発等を起こし周囲に及ぼす影響が大きいことから、火災を予防するため消防機関から必要な助言指導を受けるとともに、事業所自らが自主防災体制の充実に努める。

また、高圧ガス施設を設置している事業所は、災害が発生した場合、爆発性、可燃性及び毒性等の危険性が高まること、当該施設に関して専門的知識を持っていること、そして消防機関の活動にも限界があること等から、当該事業所等が地域の防災機関と連携し、相互補完による防災体制づくりを進める。

このため、県は高圧ガス関係保安団体等に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導助言と協力を要請する。

(3) 事業所等の防災組織

消防法第8条の規定により「消防計画」を策定する事業所等はもとより、地域の安全と密接な関連がある事業所等についても、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害の拡大防止に向け、的確な防災活動を行う。

そのため、事業所等は自主的に防災組織を編成し、常に各事業所における安全性を確保する。一方、市でも、地域貢献という意味からもこれを地域の自主防災組織として位置づける。

また、事業所等は、市が実施する防災関連活動へ参加、協力するとともに、事業所等と地域が相互に連携できる体制づくりに努める。その際、市は、事業所等に対して地域の自主防災組織等との連携に向けた助言などを行う。

【消防法第8条】

学校、病院、工場、事業所、百貨店（一中略一大規模な小売店舗含む）複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、（中略）その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

【防災関連活動の内容】

- ① 防災訓練の実施
- ② 従業員の防災教育の実施
- ③ 災害が発生した情報の収集・伝達の方法の確立
- ④ 火災その他の災害予防対策の実施
- ⑤ 避難対策の実施
- ⑥ 応急救護活動対策の実施
- ⑦ 地域の防災活動への協力

3 事業所等の地域防災活動への参画促進

事業所等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

自然災害による不測の事態から事業所の「事業継続」を確保するため、事業所等に対し、災害時における事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成を促す。

また、事業所等は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化を実施する等、各事業所における防災活動の推進に努める。

(1) 事業所等の平常時対策

- ① 自衛防災組織の結成
- ② 事業所内での防災訓練の実施
- ③ 市や地域の自主防災組織等が行う防災訓練への参加
- ④ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- ⑤ 社員への防災教育の実施
- ⑥ ボランティア活動への支援等、地域への積極的貢献

(2) 災害時対策

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 従業員、顧客の避難誘導
- ④ 従業員、顧客の救出救護

(3) 災害後の対応

- ① 経済活動の維持
- ② 市民、行政、取引先事業所等と連携した、地域の速やかな復旧

(4) 市の役割

市は、事業所等を地域コミュニティの一員として位置づけ、防災訓練への積極的参加の呼びかけを行うとともに、防災に関するマニュアルの作成支援等を促す。

平常時には、災害発生時に速やかな対応が取れるよう、情報提供に努める。また、災害発生時には、迅速な応急対策ができるよう支援する。

4 ボランティア組織等の育成・連携

災害時におけるボランティアの活動は、被災地の救援救護活動に重要な役割を担うことから、民間の団体あるいは個人のボランティア、さらにはNPO、NGO等との連携協力の仕組みを平時から構築する必要がある。

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）とに区別しており、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会の設置、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

(1) ボランティアの受け入れ体制

市は、平常時から社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受け入れ体制について、ボランティア団体等（大学等の学校を含む）とのネットワーク化を図り、市民が自発的にボランティア活動に参加できる条件の整備や、各団体の主体性を尊重した支援に努める。

また、ボランティアの活動拠点については、市施設の有効活用を検討する。

【ボランティア活動拠点】

- ① 市役所
- ② 藤代庁舎
- ③ 各公民館（避難所を除く）
- ④ 福祉交流センター（社会福祉協議会）
- ⑤ 市民活動支援センター

（2）窓口の設置

市及び県は、災害発生時におけるボランティアの活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティア（市社会福祉協議会）、医療・防疫ボランティア（福祉部、健康増進部）の担当窓口を設置する。

県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の受け入れ窓口となり、災害発生時にはその活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備しておく。

一般ボランティアの窓口⇒市社会福祉協議会
医療・防疫ボランティアの窓口⇒福祉部、健康増進部

（3）ボランティアグループのネットワーク化

市と市社会福祉協議会は、市とボランティア団体及びボランティア団体相互の連携を図るため、防災関連情報や各ボランティアの状況等の情報を提供し、ネットワーク化に努める。

（4）普及・啓発活動の推進

市と市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアに対する市民や事業所の関心を高めるため、ボランティア関係の講演会の開催、ボランティア団体と市・市社会福祉協議会の担当者との交流会の開催及び学校教育でのボランティア活動に関する知識の習得に努める。

- ① 防災に関する定期講演会などを開催する。
- ② 広報紙や市ホームページ等に定期的にボランティア情報を掲載する。
- ③ インターネット等を利用して情報の収集・提供・交換を行う。

（5）ボランティア活動環境の整備

- ① ボランティア保険の、さらなる活用を図る。
- ② ボランティア活動に役立つ研修会を開催する。
- ③ ボランティアをコーディネートする人材の養成を図る。
- ④ ボランティアグループ及び登録ボランティアによる連絡体制を強化する。
- ⑤ ボランティア活動に必要なファクシミリ、パソコン等通信機器資機材を充実する。

(6) ボランティア所管機関との連携強化

市と市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と締結した「災害時支援に関する協定」に基づき、更なる連携強化を図る。ボランティア数が十分でない場合は、県社会福祉協議会に対して応援を要請する。

【ボランティア活動の例】

〈一般作業〉

- ・ 避難所等での炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃
- ・ 救援物資の仕分け、配布
- ・ 情報の収集・提供

〈特殊作業〉

- ・ 建築物の応急危険度の判定、アマチュア無線の活用、緊急物資の運搬
- ・ 外国人への語学力による支援
- ・ 医療、防疫、メンタルケア等への対応

〈要配慮者への支援〉

- ・ 要配慮者の避難誘導
- ・ 福祉避難所等での介護、手話等支援

〈ボランティアコーディネート業務〉

- ・ 派遣先、派遣人数、活動内容等に関するボランティアの調整・派遣
- ・ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会へ応援の要請

第4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時は、国、県、他市町村、その他防災関係機関等との間において、緊密かつ迅速な情報交換が不可欠であり、情報・通信ネットワークの強化を進める。

■ 対策

- 1 情報通信設備の整備 (総務部、消防本部、防災関係機関)
- 2 防災情報システムの整備 (総務部)

■ 内容

1 情報通信設備の整備

災害時の情報通信体制を確実なものとするため、有線通信、非常用・緊急通話用電話、無線通信の3種により災害時情報通信体制を整備する。

(1) 有線通信設備

有線通信は電話・ファクシミリによる通信並びに、パソコン等の通信により、有線通信設備の確保を図る。

- ① 市役所及び市関連施設、防災関係機関の電話・ファクシミリの設置及びパソコン等による通信機器の整備充実を図る。
- ② 災害時に防災関係機関や民間等の協力機関に応援・協力要請を迅速かつ的確に行うため名簿の作成を行う。

(2) 災害時優先電話

一般の有線電話が通話不能の場合は、災害時優先電話による通信体制の確保に努める。

- ① 災害対策本部
- ② 災害対策本部事務局

(3) 災害時優先携帯電話の整備

大規模災害時には一時的に携帯電話の通話制限が行われることが予想される。災害対策本部は通信機能確保のため、災害時優先携帯電話を活用した通信体制の充実に努める。

現在、市の保有する災害時優先携帯電話は、197台となっている。内訳は以下のとおりである。

- ① 災害対策本部
本部長(市長)、副本部長(副市長)、本部員(教育長、各部長(9)、消防長、議会議事務局長、事務局(安全安心対策課長、安全安心対策課員(7))
- ② 市関係各課
藤代総合窓口課、秘書課、管理課、排水対策課、消防(総務課、警防課、取手署、戸頭署、吉田署、櫛木署、取手署通信係、取手署指揮隊、取手署救助隊、

取手署第2小隊)
③ 消防団(34)
④ 学校施設 市立小中学校(20)、県立高等学校(1)、私立小中学校・高等学校(3)
⑤ 取手警察署
⑥ ライフライン関連 県南水道企業団、取手地方広域下水道組合、東日本ガス(株)、東日本旅客鉄道(株)取手駅
⑦ 病院施設 取手医師会病院、JAとりで総合医療センター
⑧ 福祉施設 かたらいの郷、あけぼの、さくら荘、障害者福祉センターふじしろ、取手ウェルネスプラザ
⑨ 自主防災組織(89)
⑩ 予備(1)

(4) 無線通信施設

地震等により電気・電話等が一時的に途絶状況に陥った場合を想定し、非常時においても情報連絡体制を確保するために、無線通信網の整備を図る。

無線通信は無線通信局、携帯電話、放送メディアの利用により通信が確保されているが、今後、民間事業者等と災害時の協力協定の締結を促進し、非常時の多ルート通信網の構築に努める。

なお、通信連絡系統図は、第3章震災応急対策計画 第2節災害情報の収集・伝達 第2 災害情報の収集・伝達・報告(163ページ)を参照する。

【無線通信の概況】

① 市	: 市防災行政無線、県防災行政無線
② 消防本部	: 消防無線
③ 取手警察署	: 警察無線
④ 国土交通省関東地方整備局	: 国土交通省無線(多重回線、移動通信無線)
⑤ 東京電力パワーグリッド(株) 竜ヶ崎支社	: 東京電力通信設備
⑥ 東日本旅客鉄道(株)取手駅	: 鉄道通信設備
⑦ 東日本旅客鉄道(株)藤代駅	: 鉄道通信設備
⑧ タクシー会社	: タクシー会社無線
⑨ 気象庁	: 気象通信設備

防災行政無線：（デジタル同報系）

無線局	局数	出力	設置場所	周波数
親局（送信局）	1	200W	安全安心対策課	280MHz 帯
遠隔制御機（送信局）	2		消防本部・安全安心対策課	280MHz 帯
子機（受信局）	142		市内 142 ヶ所	280MHz 帯

【消防無線】

①基地局

取手市 消防本部	用途		出力	局数	基地局名
	活動波（2波）		4W	1	消防取手
	共通波	主運用波（1波） 統制波（3波）	20W	3	消防取手 消防向山 消防坂東

出典：令和2年版消防年報

②陸上移動局

無線局 署所	車載無線局 （5W）	携帯無線局 （2W）	可搬・固定局 （5W）	署活動無線局 （1W）
取手消防署	9	9	2	18
戸頭消防署	4	4	1	10
吉田消防署	5	5	1	10
櫛木消防署	6	5	1	10
宮和田出張所	1	1	1	3
合計	25局	24局	6局	51局

※車載無線局には防災相互波（アナログ150MHz帯）を実装済み。

出典：令和2年版消防年報

（5）防災行政無線の充実・整備及び適切な運用

大規模な災害時には、有線通信の寸断等が想定されるため、大規模な災害時にも通信可能な、防災行政無線（デジタル同報系）システムとして、市役所の親機の設備と142局の屋外拡声子局の適切な運用に努める。さらに、Jアラート（全国瞬時警報システム）を利用した緊急地震速報などの放送を行う。

（6）情報通信設備の耐震化

市又は防災関係機関の情報通信設備設置者は、その耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保のため、保守点検の実施と的確な操作の徹底に努める。

(7) 職員への情報伝達手段の確立

災害時の職員の動員を図るため、勤務時間外での災害発生時の情報伝達手段の整備を進める。

【整備内容】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 職員に対する携帯電話等を利用した緊急連絡網の整備を図る。② 電話や携帯端末で情報伝達が出来ない場合を想定し、災害の状況に応じた職員参集マニュアルの作成、訓練に努める。 |
|--|

(8) 情報通信システム管理者の設置

災害時に、情報通信システムの運用体制が万全であるように、情報通信システムの管理責任者、専任の運用管理者の設置を図るとともに、システム全体を把握している職員のもと定期的な点検・運用訓練に努める。

2 防災情報システムの整備

【防災情報システムの概要】

県の防災情報システムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し防災センター等に提供するシステムである。

なお、災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、市町村及び消防本部等で行うことができ、被害照会はすべての構成機関で行うことができる。

県の防災情報システムの運用に変更があったときは、その都度必要な整備を行う。

現在の機能は、気象情報、被害情報、防災地図、広報資料編、防災情報検索、運用支援、防災情報提供、地震情報、行政事務伝達、被災者情報の10項目のシステムを備えている。

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

地震に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災上安全なまちづくりに向け、火災の延焼を遮断する空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、比較的住宅が建て込んでいる市街地等の防災上危険な地域の縮小化及び避難場所の整備・避難道路のネットワーク化等、各種防災対策について、計画的かつ総合的に推進する。

市では、「災害に強いまちづくり」「災害に強い人づくり」「災害に強いシステムづくり」の基本目標に従い、防災のまちづくりを推進する。

■ 対策

- 1 防災まちづくり方針の策定（総務部、政策推進部、建設部、都市整備部）
- 2 防災空間の確保（建設部、都市整備部）
- 3 防災拠点の整備（総務部、財政部、教育委員会、消防本部）
- 4 市街地開発の推進（建設部、都市整備部）
- 5 避難施設の整備（総務部、まちづくり振興部、建設部、都市整備部、教育委員会）

■ 内容

1 防災まちづくり方針の策定

市は、災害に強いまちづくりを進めるため、市総合計画、市都市計画マスタープラン、市国土利用計画等上位計画に留意し、道路、公園等の都市施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業及び都市防災構造化対策事業の推進等に配慮し、各計画との整合を図る。

2 防災空間の確保

住宅が密集している市街地では、大規模火災が発生した際の延焼を防止するために建築物の不燃化及び延焼遮断機能のある空間確保に努める。

（1）火災の延焼遮断空間となる都市計画道路や公園・緑地の整備

都市計画道路は、火災に対しては延焼及び飛火等を防止する延焼遮断帯としての機能も持つとともに、消防活動の場並びに救援活動の際の交通輸送路として、都市防災上の重要な施設であるため、今後も積極的に整備を進める。

また、公園・緑地は、災害時における避難場所、火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯としての機能があるとともに、応急救護活動の場所となり、かつ、物資集積等の場所ともなる都市防災上の重要施設であるため、面整備等とあわせて今後も積極的に整備を進める。

(ア) 都市計画道路

市内の道路交通網の充実を図ることはもちろん、災害時には、救援・救助活動の交通輸送路として、また火災において延焼や飛び火等の防止に重要な役割を果たすことから、今後も都市計画道路の整備を積極的に進める。

【都市計画道路の主な整備計画】

- ① 3・4・3号線（上新町環状線）
- ② 3・4・5号線（新道みずき野線）
- ③ 3・4・7号線（取手東口城根線）
- ④ 3・2・40号線（下高井野々井線）
- ⑤ 3・4・22号線（中内大塚線）
- ⑥ 3・5・23号線（北敷沼附線）

(イ) 公園・緑地等

公園・緑地等は、市民の身近な憩いの場所であるとともに、緊急避難場所ともなることから、地域の人口に応じた適正な配置と避難人口を勘案した防災拠点としての機能の拡充を図る。

また、公園・緑地の防災拠点化を視野に入れた整備に向け、住区基幹公園等身近な公園・緑地における一時的な避難所機能の拡充を進める。

【公園・緑地等の主な整備計画】

- ① 新規に設置される公園・緑地については、災害時の多目的利用を考慮する。
- ② 芸大緑地、高井城祉公園、総合公園、取手緑地運動公園、北浦川緑地等の大きな面積の公園の整備・充実を推進する。
- ③ 広大な河川敷については、避難地として活用する多目的利用、そして利根川については、災害物資の輸送への活用に向けた舟運等施設整備事業を促進する。
- ④ 平常時においては市民に潤いを与え、火災時等には、延焼防止の効果がある保存緑地や保存樹林の指定、市民緑地の整備を促進する。
- ⑤ 既存の公園・緑地については、適切な配置に努め、周辺住民に親しまれ、身近な避難場所となる機能とする。
- ⑥ 公園・緑地の防災対策に努める。

(2) 緊急輸送道路や避難経路となる道路の整備推進

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、緊急輸送のルート等の機能を持つため、緊急活動を行うための幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を推進する。

- ① 広幅員道路の整備を進める。
- ② 街路樹を設置し、落下危険物の緩衝や火災延焼遮断の効果を高める。その際、緊急輸送道路としての機能の妨げにならないように配慮する。
- ③ 体系的な道路整備を進める。
 - ・ 市域北部での東西交通路の整備
 - ・ 市域南北を結ぶ道路の整備
 - ・ 取手駅・藤代駅周辺地区道路基盤の整備
 - ・ 狭あい道路の拡幅による円滑な緊急活動の確保

(3) 防災拠点となる都市公園、緑地の整備

防災拠点や避難場所等災害時における防災活動の拠点として、飲料水兼用耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫等災害応急対策施設の整備、さらにはヘリポートの整備を行い、公園・緑地の防災機能の充実を図る。

3 防災拠点の整備

災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備する。

【災害応急活動の中核拠点となる防災活動拠点の整備】

〈防災活動拠点〉：市役所（本庁舎）・消防本部・各消防署

【災害現場での災害応急活動を行う地区活動拠点の整備】

〈地区活動拠点〉

- 小文間地区：旧小文間小学校
- 東 部地区：取手小学校
- 中 部地区：取手第二中学校
- 西 部地区：戸頭中学校
- 北 部地区：藤代庁舎

4 市街地開発の推進

市街地における同時多発的な火災等への対応策として、比較的住宅が建て込んでいる市街地等の火災の延焼拡大を防止するため、面的整備事業等により防災上危険な市街地を縮小化し、併せて道路、公園・緑地等の都市基盤整備を図り、安全なまちづくりを進める。

【取手駅周辺整備】

- ① 魅力ある都市空間の創設の基礎となるべきものとして、取手駅北土地区画整理事業を推進する。
- ② 取手駅北土地区画整理事業と建築物整備事業の合併施行により宅地の高度利用を図るとともに、地区計画や再開発、共同化事業、協調建替を行い、災害に強いまちづくりを進める。

【新市街地整備】

- ① 土地区画整理事業を積極的に促進する。
 - ・取手市フラワータウン土地区画整理事業
- ② 民間開発による最適な居住環境の整備を進める。

5 避難施設の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての利用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難道路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難場所設置基準

市は、延焼火災、崖崩れ、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、集合した人の安全が確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等を避難場所として選定・指定する。

(3) 地域の状況に応じた避難道路の設置

避難道路の選定については、原則として15m以上の道路とする。ただし、地域の状況を踏まえて二次災害の危険が少ない国道、県道及び主要な市道を対象とする。

(4) 広域避難場所の指定

市は、地震災害時の延焼火災の発生に備え、次の基準に従って広域避難場所を整備する。

- ① 広域避難場所は、周辺市街地の大規模火災による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園・緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地を指定する。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上確保することを原則とする。
- ② 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- ③ 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在しているところとする。
- ④ 広域避難場所は、大規模な崖くずれがないところで、付近に多量の危険物が蓄積されていないところを定める。
- ⑤ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の土地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところを定める。
- ⑥ 広域避難場所には、災害用井戸や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を進める。

第2 都市及び建築物の不燃化・耐震化

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、不燃化、耐震化を推進する。特に、既存建築物の耐震改修、防災上重要な建築物の耐震性の強化推進を図る。

■ 対策

- 1 都市の不燃化・耐震化の推進（建設部、都市整備部、消防本部）
- 2 建築物の不燃化・耐震化の推進（関係各部、関係事業者）
- 3 建築物の液状化被害予防対策の推進（建設部、都市整備部、消防本部）

■ 内容

1 都市の不燃化・耐震化の推進

都市の不燃化・耐震化促進に向け、中長期的な展望も含めた都市づくりを推進するとともに、建築物の不燃化・耐震化を推進し、震災に強い都市づくりを進める。

（1）防火・準防火地域の指定

狭小な宅地の連担並びに類焼の恐れのある建築物が多く存在する場所は、地震により多くの被害が生じる恐れがあり、都市防火不燃化促進事業や居住環境整備事業等により街区の不燃化対策を進める。

また、延焼遮断帯となる道路や公園の整備と併せて、防火地域及び準防火地域の指定を検討するなど、都市の不燃化対策を図る。

現在の防火・準防火地域は取手駅周辺ほか、藤代駅南口地区及びゆめみ野駅周辺に次のように指定されている。

区 分	面 積
防火地域	16.0 ha
準防火地域	7.7 ha

（2）耐震診断・耐震改修の啓発

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくために、市民、特に建築物の所有者等への理解を求めため、市広報紙や市ホームページなどにより普及啓発を行う。

（3）防災上重要な建築物の耐震化

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きいことから、市有の防災上重要な建築物については計画的に耐震化を推進するとともに、民間の防災上重要な建築物においても、耐震化を促進するための指導や助言を強めていく。

【防災上重要な建築物】

- ① 市役所
- ② 警察署、消防署
- ③ 保育所
- ④ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、その他教育施設
- ⑤ 被災者の二次的避難所となる社会福祉施設
- ⑥ 医師会病院、JA とりで総合医療センター、取手ウェルネスプラザ
- ⑦ 高齢者施設、障害者施設
- ⑧ スーパー、ショッピングモール、娯楽施設
- ⑨ その他不特定多数者が利用する施設

(4) 応急危険度判定体制の確立

地震災害時に応急危険度判定士が迅速な応急危険度判定活動を行うための体制や応急危険度判定士の連絡動員体制を県とともに整備する。また、応急危険度判定士の応急危険度判定訓練の実施を県とともに推進する。

2 建築物の不燃・耐震化の推進

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、取手市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断、耐震改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。

① 広報活動等

- ・建物所有者に対しパンフレット等による耐震診断の必要性のPRを行う。
- ・建物所有者に対し建築物の安全確保に関する知識の普及・啓発を行う。
- ・地震ハザードマップにより、地盤の揺れやすさ等を住民に周知することにより、耐震化を促進する。

② 住宅の耐震化

茨城県木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進するとともに、耐震改修設計、耐震改修工事に関する補助制度を充実させることにより、住宅の耐震化を促進する。

③ 特定建築物の耐震化

耐震改修促進法による特定建築物（多数の者が利用する一定規模の建築物）の所有者に対し、耐震診断、耐震改修の必要性を説明するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。

④ 公共建築物の耐震化

防災拠点施設等、防災上の重要度に応じて、耐震診断、耐震改修を推進する。

(2) 落下・倒壊危険物対策の推進

建築物からの落下物を防ぐため、その所有者又は管理者に対し点検及び改修を指導し、危険箇所の安全化推進を図る。

また、ブロック塀等が設置されている箇所については、日頃から点検を指導するとともに、危険箇所については、生け垣化等を推奨し安全化を図る。

落下・倒壊危険物の内容及び対策

種 類	内 容	対 策
① 屋内落下物 (安全安心対策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具 ・棚上の荷物 ・家具等の転倒 	<ul style="list-style-type: none"> ・家具を壁や天井等に固定する。 ・棚の上に重い荷物を置かないようにする。 ・照明器具の落下から身を守るため、照明器具等の下では、就寝しないようにするなどを啓発する。
② ビル落下物 (建築指導課・安全安心対策課・管理課・教育委員会・都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラス ・外装材(外壁タイル、モルタル等) ・窓取付型クーラー ・屋上広告物・看板等 ・高架式水槽 	<ul style="list-style-type: none"> ・落下危険物調査を実施する。 ・落下危険物所有者に対し改修を啓発・指導する。 ・管理者等に対し、弾性ガラス止め、ガラス飛散防止フィルム、安全ガラス化、外装材の落下防止等により落下防止対策を施すように啓発・指導する。
③ 道路占拠物 (倒壊含む) (管理課・安全安心対策課・都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機 ・放置自転車 ・路上への陳列商品等 ・屋外広告物 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法に路上を占有している自動販売機、放置自転車、陳列商品等について、事前指導の徹底を図る。 ・パトロール車による巡回指導及び警察署と合同による取締りを実施する。
④ ブロック塀等 (建築指導課・安全安心対策課・管理課・教育委員会・水とみどりの課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀 ・大谷石塀 ・煉瓦塀等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の自己点検方法についてホームページで紹介する。 ・避難場所周辺や避難場所につながる道路、通学路において危険性がある場合は、所有者等に対し、改善の指導を行う。 ・安全化策として、生け垣化を推奨する。

3 建築物の液状化被害対策・予防対策の推進

東日本大震災では、茨城県・千葉県など9都県で液状化の被害が約27,000件にのぼった。そこで、被害を受けた81市町村(取手市を含む)が加盟する「東日本大震災液状化対策自治体首長連絡会議」が平成23年10月31日に設立され、自治体間の情報共有化や国への要望を行った。具体的には、国に対して復旧・復興に向けたガイドラインの作成や財政支援等を求めた。

今後とも、地震等により発生する液状化による建物被害を未然に防ぐため、新築家屋を建築するときには、施主に対して地盤の液状化対策の検討を行うよう助言する。

第3 土木施設の耐震計画

道路等の公共施設は、市民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策、災害復旧の根幹となるべきものであり、これら公共施設について事前の予防措置を行うことが必要である。

そのため、各施設ごとに耐震性を備える設計指針を考慮し、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

■ 対策

- 1 道路施設の耐震化 (建設部、都市整備部、各施設管理者)
- 2 鉄道施設の耐震化 (関係事業者)
- 3 河川の耐震化 (建設部、都市整備部、各施設管理者)

■ 内容

1 道路施設の耐震化

市内の幹線道路として、国道6号、国道294号のほか、常総ふれあい道路、取手東線、取手谷中線、取手つくば線、常総取手線、守谷藤代線、長沖藤代線等があり、本市の道路の骨格が形成されている。

そのため、これらの道路における安全性確保を優先的に検討し、国、県と共に耐震化を進める。

(1) 道路施設の耐震性の向上

道路施設の耐震性の向上を図るため、次の対策を実施する。

- ① 道路防災点検調査の実施
 - ・道路、橋梁、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。
- ② 安全化対策工事の実施
 - ・道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに安全化対策工事を行う。

【主な安全化対策】

- ① 橋梁部
 - ・落橋防止構造の設置、橋脚補強等の実施を管理者へ要望する。
- ② 斜面地等
 - ・法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路施設の液状化対策地盤の液状化による道路施設等土木構造物の機能障害を最小限に抑えるため、各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮して、必要に応じて地盤改良等による液状化現象発生防止対策、基礎杭の打設等液状化被害防止対策を行う。

- ・道路防災点検調査を実施する。
- ・締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ・基礎杭を用いる。

(3) 道路ネットワークの確保

災害時の道路ネットワークを確保するため、以下の対策を実施する。

- ① 緊急輸送道路
 - ・県が定める緊急輸送道路（国道6号、国道294号、常総ふれあい道路）については、原則4車線で整備するよう県へ要望する。
 - ・4車線整備が困難な場合は、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。
- ② 市内の災害時連絡道路
 - ・市内において、災害時に防災活動拠点、地区防災拠点を結ぶ災害時連絡道路の整備を推進する。
- ③ 区画道路の整備
 - ・応急対策活動や地域住民が避難する際、分かりやすく、安全な道路が必要となるため、生活に密着する区画道路の整備を推進する。
- ④ 安全な道路の整備
 - ・円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上、さらには避難の際の安全確保のため、広幅員の歩道や耐火性の高い街路樹の設置、電線の地中化により安全な道路の整備を推進する。

2 鉄道施設の耐震化

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、土留等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取り替え等の事業を行う。

【鉄道事業者】

- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・関東鉄道株式会社

【各事業者が取るべき対策】

- ① 高架橋、橋梁、盛土、土留等の線路建造物の点検調査の実施を事業者へ要望する。
- ② 点検調査の結果、防災強度が低下している箇所については、補強、取り替え工事を行うよう事業者へ要望する。
- ③ 緊急時における列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士と指令所間の無線による情報連絡設備の整備の推進を事業者へ要望する。

3 河川の耐震化

市には、利根川と小貝川があり、集中豪雨や長雨により多くの被害を受けてきている。このことは地震に対しても考慮すべきことで、堤防に接する地域や水門、樋管、雨水排水施設等の河川施設も多いため、それら河川施設付近の地域の安全確保が必要であることから、以下の対策により河川の耐震化の向上を推進する。

【耐震性の向上】

- ① 河川堤防の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上性の検討を行い、適切な対応策の実施を管理者へ要望する。
- ② 浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管等河川構造物の改築、改良を優先的に行う。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上・下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであり、これらの施設管理は、あらかじめ事前に予防措置を講じるとともに、震災時にあつては、直ちに機能回復を図るための必要な対策を行う。

このため、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統の多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を図る。

■ 対策

- | | | |
|---|------------|---------|
| 1 | 電力施設の耐震化 | (関係事業者) |
| 2 | 電話施設の耐震化 | (関係事業者) |
| 3 | 都市ガス施設の耐震化 | (関係事業者) |
| 4 | 上水道施設の耐震化 | (関係事業者) |
| 5 | 下水道施設の耐震化 | (関係事業者) |

■ 内容

1 電力施設の耐震化【東京電力パワーグリッド(株)土浦支社】

(1) 電力施設の地震対策

保有する電気設備に対し、災害の発生を未然に防止するために次の予防措置を実施する。

① 送電設備

・ 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による加重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

また、液状化については、設備に重要等を勘案し必要に応じて対策を行う。

・ 地中電線路

終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

② 変電設備

・ 機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

③ 配電設備

- ・ 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による加重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

- ・ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

④ 通信設備

- ・ 通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

2 電話施設の耐震化【日本電信電話株式会社（茨城支店）】

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

（1）電気通信設備等の耐震性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進 等

（2）電気通信システムの信頼性向上対策

- ① 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
- ② 主要中継交換機の分散設置
- ③ 通信ケーブル地中化の推進
- ④ 大都市におけるとう道（共同溝を含む）網の構築
- ⑤ 電気通信設備に対する予備電源の確保
- ⑥ 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- ⑦ 社内システムの高信頼化等

(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- ① 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- ② 災害等時のトラヒックコントロール
- ③ そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

3 都市ガス施設の耐震化【東日本ガス株式会社・東京ガスネットワーク株式会社】

(1) 計画目標

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

- ① 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。
- ② 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。
- ③ 主要整圧器に感震器を設置して、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。
- ④ マイコンメーター等通信機能の活用を図るため、通信施設の耐震化整備を推進する。

(2) 施設の現況

各施設及び設備については、次に従って施設の設計、建築、設置を行っている。

① ガス供給施設

【ガスホルダー】

- ・ガスホルダーは製造設備と同様にガス事業法等の基準に基づいて設計しているほか、安全装置、遮断装置及び離隔距離等を考慮している。
- ・球形ガスホルダーは、地震力を考慮した耐震構造となっている。

【ガス導管】

- ・ガス導管は、ガス事業法、道路法等に準拠して設計、施工している。
- ・導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管、及びポリエチレン管を使用している。
- ・鋼管の接合方法は、アーク溶接または、可とう性に富んだ機械的接合としている。
- ・鋳鉄管の接合部分は、可とう性に富んだ機械的接合に移行している。
- ・ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同等の性質を有する融着接合としている。

- ・ガス導管には緊急遮断のため、又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。
- ・導管網は、供給停止地区の極小化を図るため、遮断弁により適切な規模の緊急措置ブロックに分割している。
- ・地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため市内に地震計を東日本ガス（株）は17箇所、東京ガスネットワーク（株）は6箇所設置している。
- ・需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンメーターを取り付けている。
- ・ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察機関への連絡体制を整えている。

② 通信施設

無線局には、固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は大きな風圧に耐えるように設計・建設されているため、かなりの耐震性を有している。

③ 巡視・点検

ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規定による自主検査を実施し、設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。

4 上水道施設の耐震化【県南水道企業団】

県南水道企業団は、上水道施設の耐震性を強化するとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全につとめ、地震発生に伴う被害を最小限にとどめる。

（1）給水施設の整備

災害時には、給水施設の破壊・破損による断水、飲料水の汚染が発生する恐れがあるため、給水施設の耐震化を促進する。

（2）配水池等の補強

配水池等及び管理棟の耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため補強を行い、耐震性の向上を図る。

（3）老朽管の更新等による配水管等の耐震化

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路については、将来目標を定め、整備を図る。

（4）給水装置等の耐震化

給水装置等の耐震化を進めるよう利用者の理解と協力を求め、耐震化を図る。特に、避難所、病院等の防災上重要な施設について優先する。

【推進事項】

- ① 可とう性、伸縮性を有する継手の採用。
- ② 耐震性の高い構造、材料を採用・推進。

(5) 新設施設の耐震化

新設する施設の計画、調査、設計及び施行の各段階において耐震化対策を講ずる。

5 下水道施設の耐震化【取手地方広域下水道組合】

下水道組合は、管渠の点検を行い、現状を把握して、不良部分については、補修又は改修に努め、地震発生による被害を最小限にとどめる。

(1) 既存施設の耐震化

被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性が保持できるように配置する。

- ① 耐震診断
 - ・新耐震設計基準に適合しない施設を中心とした耐震診断を実施する。
- ② 耐震補強工事
 - ・補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を行う。
- ③ 耐震化の具体例
 - ・可とう性・伸縮性を有する継手の採用
 - ・地盤改良等による液状化対策

(2) 新設施設の耐震化

下水道施設の新設にあたっては、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階における耐震化対策の実施を図る。

第5 地盤災害防止計画

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して住民の生命、財産の保全に努める。

■ 対策

- 1 地盤災害危険度の把握 (建設部、総務部、都市整備部)
- 2 土地利用の適性化の誘導 (政策推進部、建設部、都市整備部)
- 3 斜面崩壊防止対策の推進 (建設部、総務部)
- 4 宅地造成地災害の防止対策の推進 (建設部、都市整備部)
- 5 地盤沈下対策の推進 (建設部、都市整備部)
- 6 液状化防止対策の推進 (建設部、都市整備部)

■ 内容

1 地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報の情報収集

市内の地形、地質、土質等に関する各種調査から得られる情報を収集する。

(2) 地盤情報の公開

茨城県地震被害想定調査詳細報告書の液状化の可能性について2011年東北地方太平洋沖地震の液状化発生地点が掲載されている。

引き続き、地盤情報など地震災害対策に関して情報を収集し、公共工事、民間工事における液状化対策工法に資するものとする。

2 土地利用の適性化の誘導

(1) 防災まちづくりに基づく安全を重視した土地利用の確保

土地利用による災害を防止するため、都市の災害危険度の的確な把握を行う。

【都市的土地利用の誘導】

- ① 市街化区域については、適正な規模の区域の設定、それに基づく用途地域の設定等を行い、また、地区計画制度や建築協定、緑化協定により良好な市街地環境の形成を図る。
- ② 土地区画整理事業や市街地再開発事業、道路、公園・緑地、公共下水道等の整備による都市施設の整備を推進し、都市機能が充実した良好な生活環境、都市環境を備えた市街地の形成を図る。
- ③ 市街化調整区域から市街化区域に編入する場合は、原則的に秩序ある面整備とし、適正な規制・誘導により快適で良好な環境を創出するとともに、計画的な土地利用転換に努める。
- ④ 取手駅を中心とした既成市街地については、都市施設の整備を図り、宅地としての良好な環境を保全しながら、都市的利便性を生かした宅地として整備を進める。
- ⑤ 市街化区域内において、都市基盤が未整備な集団の未利用地については、土地区画整理事業等の施策を推進して、計画的な住宅地の形成を図る地域と、緑地環境として保全する地域とに区分し、秩序ある土地利用の推進を図る。

【自然的土地利用の誘導】

- ① 森林や緑地の保全を図り、環境保全、防災、レクリエーション等、都市の安全性や快適性を支える空間として、保全・活用に努める。
- ② 土地区画整理事業等の市街地整備や新たな市街地の拡大にあたっては、環境保全、防災、レクリエーション等を考慮し、地区内の緑を計画的に保全するため、公園・緑地の積極的な整備を図る。

3 斜面崩壊防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の指定状況（県）

市域の土砂災害警戒区域等の指定状況については、風水害対策編第1章総則 第2節市の防災環境第4「土砂災害警戒区域等の指定状況」（5ページ）を参照する。

【土砂災害防止法に基づく警戒区域に指定された土地所有者等に対する指導】

- ① 土砂災害が発生する恐れがある土地の区域を明らかにし周知を図る。
- ② 土砂災害警戒区域毎の警戒避難体制の整備を図る。
- ③ 一定の開発行為を制限する。
- ④ 建築物の構造規制を行う。

【急傾斜地崩壊危険箇所の指定基準】

- ① 傾斜度が30度以上、高さが5m以上の斜面で崩壊により危害が生ずる恐れがある人家が5戸以上ある区域
- ② 同様な斜面で人家は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、公民館、旅館等に危害が生ずる恐れがある区域

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊防止工事

(事業は県、進達は市道路建設課)

安全で快適な生活環境を確保するための区域指定の推進、急傾斜地崩壊対策事業により崩壊防止工事の推進を図る。

- ① 崩壊する恐れのある急傾斜地については、急傾斜地崩壊危険区域として県が9箇所を確認している。今後、市長は土地所有者からの指定要望を受けて、県知事と協議する。
- ② 既に指定を受けた急傾斜地崩壊危険区域については、県知事が市と連携を取り、急傾斜地の崩壊が生じないように、崩壊防止工事を県が実施する。
- ③ 区域の指定を受けた土地所有者に対し、防災工事を行うよう啓発する。

【崩壊防止工事の実施】

- ① 建築物の建て替え時に、法律に基づき擁壁の設置等を啓発する。

【急傾斜地崩壊危険区域】

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」において「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。県知事が市長の意見をきいて、崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発される恐れがないようにするため、以下の行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するもの。

【制限される行為】

- ① 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- ② ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ③ のり切、切土、掘さく又は盛土
- ④ 立木竹の伐採
- ⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ⑥ 土石の採取又は集積
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのある行為で政令で定めるもの

(3) 急傾斜地等の巡回

地震災害により崩壊が予想されるときは、急傾斜地崩壊危険区域及び危険度の高い地域の巡回を強化する。

4 宅地造成地災害の防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導・監督

軟弱な地盤や崖地または崖地に隣接した土地の宅地造成地において、土砂災害などを防止するため、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて災害の未然防止を図る。

また、巡視等による違法開発行為の取締りを行うほか、梅雨時期、台風時期には、巡視を強化するなど、災害の未然防止に努める。

(2) 災害防止に関する指導基準

宅地開発等については、次の考え方にに基づき適切に指導を行い、宅地開発等が誘因となる災害の未然防止に努める。

① 災害危険度が高い地区

- ・急傾斜地崩壊危険区域等の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

② 人工崖面の安全措置

- ・宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じて、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

③ 軟弱地盤の改良

- ・宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱地盤である場合は、所有者又は管理者は地盤改良を行う。

5 地盤沈下対策に向けた取り組み

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性を考慮し、地盤沈下の進行防止対策として、地下水の過剰な揚水等について注意喚起を行う。

6 液状化防止対策に向けた取り組み

液状化を起こしやすい場所においては、事業者自らが締固め、置換、固結等の地盤改良による液状化被害の低減を図る。

なお、東北地方太平洋沖地震の影響で、市内でも液状化の被害を受けた。今後の対応としては、第2章震災予防計画 第2節地震に強いまちづくり 第2都市及び建築物の不燃化・耐震化 3建築物の液状化被害対策・予防対策の推進(67ページ)を参照。

第6 危険物等災害予防計画

地震による火災の発生防止と被害の軽減に向け、危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等）取扱い施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づき安全確保対策を推進するとともに、今後とも遵法の徹底を図る。

そのため、各危険物等取扱い事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保等）の作成指導を徹底するほか、消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査を実施し、危険物等施設の安全確保並びに施設の耐震性向上に努める。

■ 対策

- 1 危険物等の取扱い施設 (消防本部、各事業所)
- 2 石油类等危険物施設の予防対策 (消防本部、各事業所)
- 3 高圧ガス施設の予防対策 (消防本部、各事業所)
- 4 毒劇物取扱施設の予防対策 (消防本部、保健所、各事業所)

■ 内容

1 危険物等の取り扱い施設

本市内の危険物製造所等は、123 か所で、貯蔵所が 79 か所、取扱所は 43 か所、製造所は 1 か所立地しており、火薬等取締対象施設は、販売所が 2 か所、高圧ガス製造所は 41 か所立地している。

また、都市ガス事業は、東日本ガス㈱及び東京ガスネットワーク（株）により、市内に供給されている。

危険物製造所等の現況

令和 3. 3. 31 現在

施設区分 市名	計	製造所	貯蔵所							取扱所	
			屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	簡易 タンク	屋外	給油	一般
取手市	123	1	16	12	1	32	14	2	2	23	20

出典：令和 2 年版消防年報

火薬等取締対象施設の現況

対象別 市名	火薬類					火薬庫						高圧ガス								
	販売	販売 (紙)	製造	製造	販売	一級	二級	三級	煙火	がん具 煙火	実砲庫	庫外 貯蔵所	製造所				貯蔵所	販売所	容器 検査所	
													製造 一種	製造 二種	冷 一種	凍 二種				計
取手市	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	8	6	2	25	41	14	35	2

出典：平成 31 年 3 月 31 日現在 茨城県地域防災計画

2 石油类等危険物施設の予防対策

消防法及び関係法令による規制に基づき、危険物設置許可施設に対する指導の強化徹底を図る。

また、災害時における危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルを作成し、それに基づく訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者は、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、建造物の耐震化促進を図る。

危険物施設の管理者は、消防法の規定（消防法第12条及び第14条の3の2）に基づき危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況の調査等を検討する。

(2) 改善・指導

一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正、及び各種試験による自主検査体制の確立に向けた指導に努める。

さらに、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種安全装置等の整備の指導に努める。

(3) 立入検査の実施

危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱い方法が、危険物関係法令に適合の可否について、立入検査を実施するほか、施設管理者に対し震災対策計画の作成に向けた指導を行う。

- ① 定期的な立入検査の実施により安全性の向上を図る。
- ② 危険物施設管理者に対して災害の予防、災害に対する応急対策、復旧対策等の防災計画の策定を促す。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者に対して、従業員等の保安教育や防災訓練の実施など、自主防災体制を整備するよう指導する。

- ① 事業所の防災計画に基づき自主防災体制を確立する。
- ② 自主防災組織等により、災害を未然に防止するほか、万一災害により被害が発生した際は、その被害の拡大を防止する。

(5) 危険物輸送車両の安全化

ガソリンや灯油などの危険物の輸送は、タンクローリー車（移動タンク所蔵所）や運搬車両等により行われるが、消防法に基づき走行中の転倒、転落防止、標識等の表示、消火器等安全機材の設置及び危険物取扱者免状の携帯（移動タンク貯蔵所のみ）などが義務付けられおり、走行中や常置場所における立入検査を定期的実施し、違法輸送等の取締

りを強化するとともに、危険物を起因とする事故防止のため、輸送車両等の構造や設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

3 高圧ガス施設の予防対策

高圧ガス設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(1) マニュアルの整備

事業所の高圧ガス並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準に関するマニュアルを策定し、関係者に周知徹底を図る。

(2) 高圧ガス施設等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守徹底を図るとともに、その他これに関連する設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

また、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

(3) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時により高圧ガス等による災害が発生し、又はその恐れがあるときは、その状況を速やかに把握し、被害の発生又は拡大を防止するため、事業者間の相互応援体制を整備する。

(4) 地震対策安全器具の普及

地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(5) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売業者が、地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で、有効な電話回線を利用した集中管理システムの普及促進を図る。

4 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物の取扱施設については、以下の予防対策を講じ、震災時の被害拡大防止を図る。

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導強化

① 登録施設に対する指導

- ・ 毒物及び劇物取締法により登録が義務付けられている施設に対しては、その登録申請時等に、施設の耐震化等について理解を求める。
- ・ 併せて危害防止規定の整備を指導する。

② 登録外施設に対する指導

- ・ 登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒劇物の管理状況を調査し、特に多量に取り扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

③ 毒劇物取扱施設管理者に対する指導

- ・ 毒劇物取扱施設管理者に対して、取扱作業の保安及び保健衛生に関する講習等を実施し、管理者の資質の向上に努める。

④ 主な指導事項

- ・ 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- ・ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ・ 混合触発発火性物品の近隣貯蔵防止措置
- ・ 化学薬品等収納場所の整理整頓
- ・ 初期消火資機材の整備
- ・ 盗難防止対策
- ・ 液体薬品の流出防止対策

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自主点検の充実

毒劇物による危害を防止するため、次の事項について危害防止規程を整備する。

① 毒劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

② 次にあげる者に係わる職務及び組織に関する事項

- ・ 毒劇物の製造、貯蔵、取扱の作業を行うもの
- ・ 設備等の点検、保守を行うもの
- ・ 事故時における関係機関への通報を行うもの
- ・ 事故時における応急措置を行うもの
- ・ 健康被害の拡大防止に関すること

③ 次にあげる毒劇物関連設備の点検方法に関する事項

- ・ 製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源、非常用照明設備、緊急制御設備等

④ 上記③に掲げる毒劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

⑥ 上記②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

また、上記にあげる事項が適切かつ迅速に行えるように定期的に防災訓練を実施する。

(3) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物多量取扱施設の管理者は、毒劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

地震における被害を最小限にするためには、地震発生後の消防活動や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効率的な実施が必要であり、緊急通行車両の調達とその交通経路（緊急交通路）の確保のための道路啓開等迅速に対応する。

また、事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開用資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備する。

■ 対策

- 1 緊急輸送道路の整備 (建設部、都市整備部)
- 2 市内災害時連絡道路の整備 (建設部、都市整備部)
- 3 ヘリポートの指定・整備 (まちづくり振興部、教育委員会)
- 4 救援物資等の集積場所の整備 (総務部、まちづくり振興部)
- 5 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備 (総務部、財政部)
- 6 緊急通行車両等の事前届出 (財政部)

■ 内容

1 緊急輸送道路の整備

災害時において緊急輸送を行うほか、地域住民の避難、火災延焼の防止等を図るため、道路基盤整備を進める。

(1) 緊急輸送道路

県において、市に係わる箇所として第一次、第二、及び第三次緊急輸送道路が次のように指定されている。

【選定基準】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 第一次緊急輸送道路<ul style="list-style-type: none">・都市間を結ぶ主要な道路（高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路）・関係機関を結ぶ主要な道路（国道及び県道）② 第二次緊急輸送道路<ul style="list-style-type: none">・第一次緊急輸送道路と市町村庁舎間を結ぶ道路・第一次緊急輸送道路と関係施設を結ぶ道路③ 第三次緊急輸送道路<ul style="list-style-type: none">・上記に準ずる幹線的な道路 |
|--|

【第一次緊急輸送道路】

- ① 国道6号 : 取手市県境(千葉県)～北茨城市県境(福島県)まで
- ② 国道294号 : 取手市白山 国道6号交差～筑西市樋口県境(栃木県)まで
- ③ 取手市道0114号線 : 取手市白山 国道294号(白山7丁目交差)～
(都市計画道路3・4・3号線) 取手市桑原 国道6号交差(桑原交差点)まで
- ④ 取手つくば線 : 取手市清水 国道6号交差～
つくばみらい市谷井田 県道常総市取手線交差点まで

【第二次緊急輸送道路】

- ① 取手東線 : 取手市新町4丁目 国道6号交差～北相馬郡利根町布川
主要地方道千葉竜ヶ崎線(栄橋交差点)まで
- ② 守谷藤代線 : 取手市山王 主要地方道取手つくば線交差～
取手市藤代 国道6号交差点(藤代交差点)まで
- ③ 取手市道0106号線 : 取手市新町 国道6号交差(取手駅西入口交差点)～
(常総ふれあい道路)守谷市境まで

【第三次緊急輸送道路】

- ① 常総取手線 : 取手市山王 主要地方道取手つくば線交差～
取手市白山 国道294号交差点まで
- ② 長沖藤代線 : 取手市藤代南3丁目 取手市道交差～
取手市藤代 守谷藤代線(藤代庁舎東交差点)まで
- ③ 長沖藤代線 : 取手市藤代 藤代停車場線交差(藤代駅前)～
取手市藤代 守谷藤代線(藤代庁舎東交差点)まで
- ④ 取手谷中線 : 取手市青柳 取手東線交差～
取手市井野 東日本ガス(株)まで
- ⑤ 守谷藤代線 : 取手市藤代 国道6号交差(藤代交差点)～
取手市藤代 長沖藤代線(藤代庁舎東交差点)まで
- ⑥ 取手市道0134号線 : 取手市藤代南3丁目 長沖藤代線交差～北浦側緑地まで
- ⑦ 谷田部藤代線 : 取手市下萱場 取手市道交差～取手市下萱場 取手市道
交差まで
- ⑧ 取手停車場線 : 取手市取手2丁目 主要地方道取手東線交差～
JR取手駅まで
- ⑨ 藤代停車場線 : 取手市片町 一般県道長沖藤代線交差～JR藤代駅まで
- ⑩ 取手市道0203号線 : 取手市野々井 取手市道交差～取手北相馬保健医療セン
ター医師会病院
- ⑪ 取手市道1-3282・3453号線 : 取手市寺田 取手市道交差～JAとりで総
合医療センター
- ⑫ 取手市道1526号線 : 取手市寺田 国道294号交差(取手市役所入口交差点)～
取手市役所まで
- ⑬ 取手市道2-3102号線 : 取手市大曲 国道6号交差～取手市萱場 一般県道
谷田部藤代線交差まで

- | |
|---|
| ⑭ 取手市道2-3102号線：取手市萱場 一般県道谷田部藤代線交差～ハートフルふじしろまで |
| ⑮ 取手市道2-4405号線：取手市櫛木 一般県道守谷藤代線交差～藤代地区河川防災ステーションまで |

(2) 災害時連絡道路の指定

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を災害時連絡道路として指定する。

なお、道路の整備状況に応じ随時適切な見直しを行う。

【選定条件】

- | |
|--------------------------------------|
| ① 県指定の緊急輸送道路以外で市内での幹線となっている道路 |
| ② 県指定の緊急輸送道路及び①の災害時連絡道路から避難場所につながる道路 |

(3) 緊急輸送道路等の啓開作業及び緊急輸送体制の整備

市は、常に市の保有車両等を把握するとともに、災害時に備え、啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達について関係団体に協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量を確保しておく。

2 市内災害時連絡道路の整備

災害時連絡道路としては、国道6号、国道294号の機能拡充、市域北部の東西交通網の整備、市内南北交通網の整備等が必要である。こうした点を十分に踏まえ、都市計画道路の整備、道路施設の整備等を計画的に推進する。

(1) 道路施設整備の推進

災害時に安全かつ迅速に物資の補給、供給、救護及び救援活動が実施され、住民の円滑かつ安全な避難行動を確保するために、幅員拡幅、街路樹の設置等道路施設の整備を図る。

また、整備、安全化対策にあたっては、防災活動拠点、地区活動拠点のネットワーク等優先する。

(2) 河川及び河川敷等の利用

災害時においては、一般道路の寸断、緊急物資輸送等による混雑が想定される場合には、緊急物資輸送手段として利根川を利用した船舶の活用を検討する。また、河川敷に緊急輸送のための道路を設置することを検討する。なお、河川敷は地震時、液状化等の被害が発生しやすい環境であるため、使用に際しては十分な注意が必要である。

3 ヘリポートの指定・整備

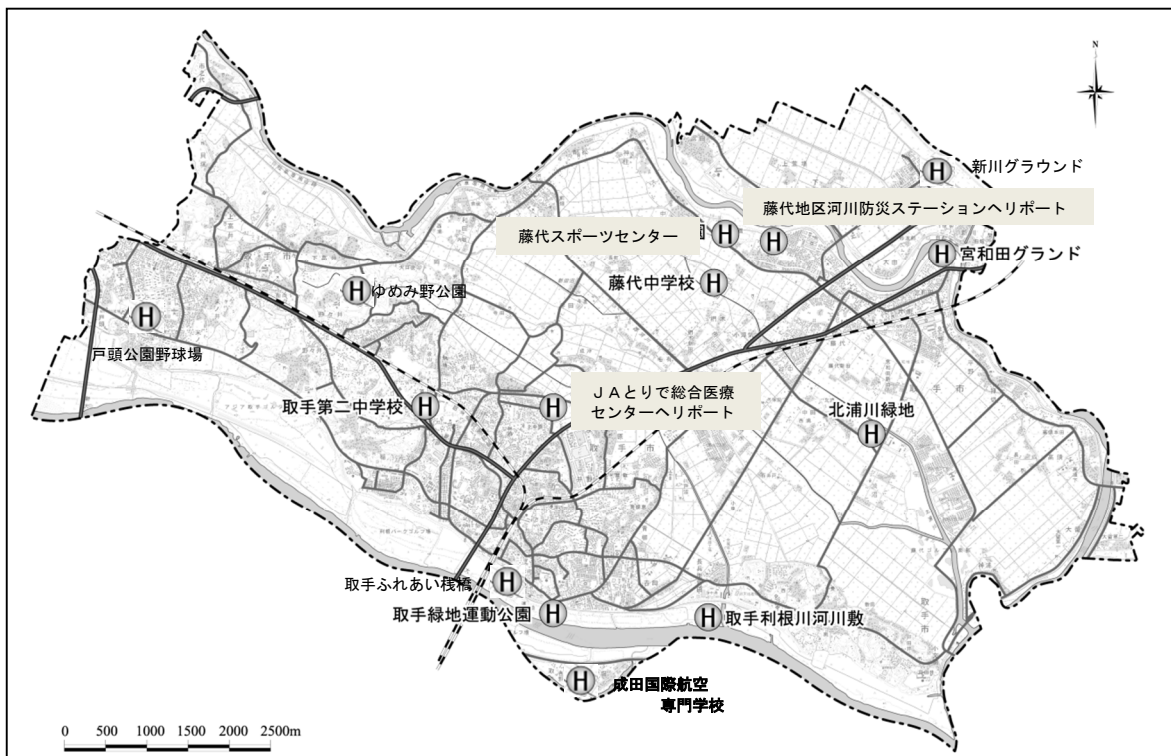
災害時における重傷者の後方医療機関への搬送、輸血用血液・医療用資材その他救援物資の緊急輸送の中継地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上、これを設置する。

また、ヘリポートの災害時有効活用に向け、関係機関及び住民に対し、緊急時におけるヘリポート利用等について周知を図る。

【臨時ヘリポート指定基準】

- ① 75m×75m以上の面積があり、周囲に障害物がないこと。
- ② 施設周囲のうち少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。
- ③ ヘリコプターの着陸に際しては、約20m/sの横風があるのでその風圧を考慮すること。

【指定臨時ヘリポート】



4 救援物資等の集積場所の整備

市は、広域的な救援物資等の受入・保管・仕分・個別配送等を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における広域的救援物資等の集積場所を指定し、併せて必要な環境整備を行う。

【集積場所】

- ① 市役所
- ② 藤代庁舎
- ③ その他災害に応じて適切と思われる場所

【環境整備】

- ① 現況調査の実施
- ② 緊急輸送道路及び災害時連絡道路からのアクセス性の向上
- ③ 管理用資機材の備蓄

5 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

市が保有する車両等で作業に対応できない場合は、取手市建設業協会等へ協力を要請し、資機材、車両等の調達を依頼する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 民間業者、県への協力要請、応援要請の手続きを明確化しておく。② 協力要請、応援要請の手続きを職員に周知徹底しておく。 |
|---|

車両以外での応急対策活動を円滑に進めるため、鉄道、航空、水運等を利用する民間事業者と「災害時の協力協定」を結び、複数の輸送手段確保に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 鉄道による輸送<ul style="list-style-type: none">・ 東日本旅客鉄道（株）や日本貨物鉄道（株）との協定締結の検討② 船艇による輸送<ul style="list-style-type: none">・ 船舶等保有・販売会社との協定締結の検討③ 航空機（ヘリコプター）による輸送<ul style="list-style-type: none">・ 民間航空機会社との協定締結の検討 |
|--|

6 緊急通行車両等の事前届出

市は、県公安委員会に対し、市の保有する車両について、緊急通行車両の事前届出を行い、災害時に備える。

第2 消防活動計画

地震による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実、火災の予防、救急・救助体制の整備等並びに消防対応力・救急・救助対応力の強化を図るために市消防計画を策定する。

また、市民個々の防災力並びに地域の自主防災力の向上を図るために、地域住民等による初期消火、救出及び応急手当等の知識・技能の周知を図る。

■ 対策

- 1 火災予防 (消防本部、建設部、都市整備部)
- 2 消防力の強化 (消防本部)
- 3 救急・救助体制の強化 (消防本部)
- 4 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(総務部、消防本部、県、自主防災組織)

■ 内容

1 火災予防

震災時における火災発生は、倒壊家屋、通電復旧時における漏電等及び燃料への引火等を誘因として発生することが多く、同時に多発する可能性があり、消防活動のための動員が一時的に不足する可能性等を考慮し、事前の防災対策に努める。

(1) 出火防止対策

出火の要因となる地震動による建築物の被害を軽減するために、建築物の耐震化の促進に努めるとともに、安全な火気器具の開発・購入促進、通電火災対策及び緊急地震速報の利用等の技術開発の促進など、二次火災を考慮した安全対策を図る。

(2) 延焼被害軽減対策

市街地の面的整備、道路・公園・河川等のオープンスペースの確保並びに幹線道路沿道建築物の重点的な不燃化などを検討し、避難機能が配備された都市づくりを進める。

(3) 火災予防指導

防火管理者、危険物取扱者や、市内の事業者及び各種団体等を対象に、消防関係法令の周知徹底を図り、消防法第8条に基づく消防計画の作成及び現行計画の再検討の指導、消防用設備等の点検及び報告並びに自衛消防隊の育成強化を目指し、重点的な指導を実施する。

火災予防指導計画

対 象	期 日	内 容
防 火 管 理 者	年 間	防火管理者講習会、防火管理モデル施設の研修
危 険 物 取 扱 者	年 間	危険物施設自主検査指導、危険物取扱者講習会
各 学 校	年 間	通報・消火・避難訓練、消防施設見学、防火・防災訓練
各 種 団 体 ・ 一 般	年 間	通報・消火・避難訓練、広報、防火・防災訓練
幼 年 ・ 少 年 消 防 ク ラ ブ	年 間	防火映画会、パンフレット配布等、防火・防災訓練及び講習会
婦 人 防 火 ク ラ ブ	年 間	防火組織モデル施設の研修、指導者研修会、初期消火訓練、防火・防災訓練及び講習会

(4) 立入検査等の実施

全国的な火災予防運動期間（春秋2回）、年末年始特別警戒期間（毎年12月下旬から）を重点期間とし、火災予防に関する啓発活動を実施する。

また、消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき消防対象物への立入検査を行い、火災予防に向けた万全なる体制整備を図る。

【立入検査の主眼点】

- ① 消火設備、警報設備、避難設備、消防用水その他消火活動上必要な諸施設が消防法に対する適否
- ② 炉、厨房設備、ボイラー、乾燥設備、変電設備等、火気使用設備の位置・構造・管理の状況が市の火災予防条例に定める基準に対する適否
- ③ ストープ・コンロ・火鉢等の火を使用する器具及び、その使用に際し火災発生の恐れがある器具の取扱い状況が市の火災予防条例に対する適否
- ④ 劇場、映画館、キャバレー等の公衆集合所での裸火の使用、装飾用物品の使用等について市の火災予防条例に対する適否
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵、取扱い状況が市の火災予防条例に対する適否
- ⑥ 残火、取灰等の始末、焚火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下の火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 住宅防火診断

住宅火災における出火防止を図るため、火災防止安全装置装着機器や家庭用消火器の設置を推奨するとともに、住宅用火災警報器の普及促進を図る。

また、住宅防火診断等により防火対策を進める。

- ① 安全装置つきの火を使用する器具の推奨・普及
- ② 消火器及び住宅用火災警報器設置の推奨・普及
- ③ 住宅用火災警報器の普及促進
- ④ 各家庭における防火・防災知識や消火器による初期消火方法の普及
- ⑤ 市民に対し、防火訓練等に積極的に参加するよう促す。

(6) 消防広報活動

平素から火災予防の意識及び知識の啓発と普及を図り、出火及び人命が危険にさらされる事態回避に向け、消防の広報活動を行う。

【予防広報】

火災予防対策を重点とした、以下の予防広報を実施し、防火防災の普及高揚に努める。

- ① 集会広報
- ② マスコミ広報
- ③ 巡回広報
- ④ 諸行事等による広報
- ⑤ 消防関係団体による広報
- ⑥ 印刷物等広報
- ⑦ 消防訓練等による広報

【警防・救急広報】

火災現場等において、二次的災害の防止及び災害活動の混乱を防止するため、以下の警防・救急広報を実施する。

- ① 火災、救急等災害覚知時の広報
- ② 災害現場広報
- ③ 現場引き揚げ、帰署途上時の広報
- ④ 救急広報

(7) 化学薬品からの出火の防止

化学薬品の管理者に対する薬品管理の適切化、嚴重化の周知、指導を行う。

- ① 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- ② 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ③ 混合触発発火性物品の近隣貯蔵防止措置
- ④ 化学薬品等収納場所の整理整頓
- ⑤ 初期消火資機材の整備

(8) 文化財の出火防止

文化財の出火防止のため、防火標識等を設置するとともに、外来者等に対し、防火に関する注意の喚起を促す立札（たき火・たばこ禁止等）の設置をする。

- ① 防火訓練の実施
- ② 防火標識及び注意立札等の設置
- ③ 消防用資機材の設置
- ④ 周辺住民との事前協力

2 消防力の強化

消防の人員、施設等について、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）と消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）をもとに、本市の都市整備状況や人口構造の変化等の実情を考慮し、総合的な消防力増強を図る。

（1）人員の増強

市の実情を加味する中で、現有消防力に応じた、消防活動上必要な人員の確保に努める。

（2）消防庁舎等施設の整備

災害時等における特殊な状況における消防力強化を図るため、消防庁舎等の消防活動の重要な拠点となる施設の安全点検を実施するとともに、防災備蓄庫の拡充及び消防コミュニティセンターなど非常時における消防に関わる施設の整備を進める。

また、人口構造や土地利用など社会環境の変化状況を考慮しつつ、防災用資機材の備蓄を進める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 防災用資器材備蓄庫の整備・拡充② 消防コミュニティセンターの整備③ 防災用資機材の整備 |
|---|

（3）消防車両等の整備

消防施設の整備については、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づき、消防車両、消防機械等の整備充実に努める。

また、震災時の活用ができる可搬式ポンプ、水槽車等の整備も併せて進める。

（4）消防水利の整備

耐震性防火水槽の設置や河川、プール等の利用による水利の整備を図る。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 耐震性を有する防火水槽の新設及び更新② 消防水利としての河川利用のための整備を検討する。 |
|---|

水利現有数一覧表（消火栓）

区 域		種 別	公 設		私 設		計
			150mm 以上	150mm 未満	150mm 以上	150mm 未満	
1	市之代・貝塚・上高井・下高井		2	9	-	-	11
2	野々井・米ノ井・永山・ ゆめみ野1～5丁目		36	46	-	-	82
3	戸頭1～9丁目・戸頭		38	22	8	1	69
4	新取手1～5丁目		11	48	-	-	59
5	西1～2丁目・稲		24	13	-	-	37
6	駒場1～4丁目・寺田・桑原		23	23	-	1	47
7	本郷1～5丁目		16	9	-	-	25
8	白山1～8丁目		26	27	-	1	54
9	新町1～6丁目		17	23	-	-	40
10	井野台1～5丁目・中原町		17	22	-	-	39
11	取手1～3丁目		15	9	-	-	24
12	台宿1～2丁目		4	15	-	-	19
13	東1～6丁目		20	16	-	-	36
14	井野1～3丁目・井野団地		18	9	-	-	27
15	青柳1丁目・青柳・井野・長兵衛新田		30	31	-	-	61
16	小文間		6	4	-	-	10
17	小堀		-	8	-	-	8
18	岡・和田・山王・配松・神住・中内		17	17	-	-	34
19	櫛木・藤代・片町・宮和田		36	32	-	-	68
20	藤代・宮和田新田・宮和田		12	17	-	-	29
21	浜田・紫水1～3丁目 上萱場・下萱場・大曲・新川		12	12	-	-	24
22	双葉1～3丁目		2	7	-	-	9
23	小浮気・谷中・毛有・清水		10	4	-	-	14
24	谷中・東観団地・毛有・清水・ 中田・渋沼		17	14	-	-	31
25	光風台1～3丁目・清水		4	12	-	-	16
26	平野・押切・長田・高須・大留・ 神浦		6	6	-	-	12
27	桜が丘1～4丁目		5	19	-	-	24
合計			424	474	8	3	909

（令和2年版消防年報「水利現有数一覧」より）

水利現有数一覧表（防火水槽）

区 域		種 別		私 設		計
		公 設		150mm 以上	150mm 未満	
1	市之代・貝塚・上高井・下高井	20	12	6	2	40
2	野々井・米ノ井・永山・ ゆめみ野1～5丁目	37	5	9	1	52
3	戸頭1～9丁目・戸頭	24	5	8	-	37
4	新取手1～5丁目	9	-	1	-	10
5	西1～2丁目・稲	13	4	5	2	24
6	駒場1～4丁目・寺田・桑原	30	16	10	-	56
7	本郷1～5丁目	9	2	17	4	32
8	白山1～8丁目	7	10	13	4	34
9	新町1～6丁目	9	2	6	-	17
10	井野台1～5丁目・中原町	6	4	8	-	18
11	取手1～3丁目	3	5	4	-	12
12	台宿1～2丁目	3	5	5	-	13
13	東1～6丁目	7	4	3	-	14
14	井野1～3丁目・井野団地	3	-	1	-	4
15	青柳1丁目・青柳・井野・長兵衛新田	22	9	7	2	40
16	小文間	31	12	6	-	49
17	小堀	1	4	1	-	6
18	岡・和田・山王・配松・神住・中内	23	17	6	-	46
19	櫛木・藤代・片町・宮和田	21	11	16	2	50
20	藤代・宮和田新田・宮和田	9	2	5	-	16
21	浜田・紫水1～3丁目 上萱場・下萱場・大曲・新川	12	15	1	-	28
22	双葉1～3丁目	5	1	-	-	6
23	小浮気・谷中・毛有・清水	15	6	10	-	31
24	谷中・東観団地・毛有・清水・ 中田・渋沼	14	12	-	-	26
25	光風台1～3丁目・清水	8	-	-	-	8
26	平野・押切・長田・高須・大留・ 神浦	21	18	2	-	41
27	桜が丘1～4丁目	15	-	-	-	15
合計		377	181	150	17	725

（令和2年版消防年報「水利現有数一覧」より）

(5) 施設及び資機材の点検整備

施設及び資機材の点検整備は、取手市消防自動車等管理規程に基づき行う。
また、その時期、点検者、点検対象種目、点検後の措置等について定める。

(6) 広域応援体制の整備

大規模震災時に相互応援活動を行うため、消防本部は広域消防相互応援協定による消防体制の整備を図る。

(7) 消防通信施設の整備

火災現場、消防本部並びに各消防署等との間において、迅速かつ的確な情報伝達・指令等の通信活動の円滑化を図るために、消防通信施設の整備充実を進める。

また、消防本部並びに各消防署等が、震災時災害応急対策活動の中核的防災機関として有効に機能するため医療機関や警察関係機関等との通信連絡体制の確立を図る。

3 救急・救助体制の強化

(1) 救急・救助活動体制の強化

広域的、又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対し、的確に対処するため、救急・救助に関する高度な知識・技術をもつ消防隊員の指導・育成に努める。

救急・救助活動体制を強化するため、次の事項について検討する。

- | |
|--|
| <p>① 災害対応救急措置用資機材等の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高規格救急自動車の整備促進・ 応急救護所用エアートントの消防署への配備・ 消防団施設、防災備蓄倉庫、避難施設、公共施設等への救急用包帯等の外傷処置材の備蓄 <p>② 災害対応救助用資機材の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機）の整備・ 油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機等の増強を進める。・ 消防署への消防隊用救助資機材（大型万能ハンマー、チェーンソー、大型パール、ノコギリ、鉄線カッター、大型ハンマー、スコップ、救助ロープ等）の整備 <p>③ 救急救命士の計画的な養成</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害時に救急救護活動を効果的に実施するための救急救命士の計画的養成と職員の訓練の充実 <p>④ トリアージ・タッグの配備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各消防署に、トリアージ・タッグ（傷病者症状判別票）を配備・ トリアージによる迅速かつ的確な救命活動の確立 <p>⑤ 取手市建設業協会等との協力協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none">・ 取手市建設業協会との協定締結による、重機等並びに作業員の派遣協力の確保 |
|--|

⑥ 消防団員の育成強化

- ・ 消防団の育成及び強化を図るため、消防資機材の整備、消防体制の確保、団員の訓練の実施

(2) 傷病者等の搬送体制の確立

迅速な傷病者の搬送を行うため、救急車両、ヘリコプター、民間患者搬送事業者等による救急搬送体制の確立を進める。

① 救急車両

- ・ 消防本部の高規格救急自動車の整備促進
- ・ 病院等が所有する緊急用車両の活用

② ヘリコプター

- ・ 自衛隊ヘリコプター、県防災ヘリコプター、民間所有ヘリコプター、茨城県ドクターヘリ等による救急搬送体制の確立
- ・ 臨時ヘリポートの指定・整備
- ・ 臨時ヘリポートと災害現場等との車両による搬送体制の確立

③ 民間患者搬送事業者

- ・ 民間患者搬送事業者等との協力体制の確立による、多数傷病者の搬送体制の確立

(3) 集団救急事故対策

集団的な災害発生に備え、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を実施するほか、関係機関との連携の実施を進める。

① 警察署・自衛隊等、他救助隊との連携強化

② 同時多発型災害に対する訓練の実施

③ 消防機関と医療機関との連携強化

(4) 主要施設の防災体制の強化

学校教育施設、図書館、保健センター等市関連施設及び各事業所においては、各施設において、防災計画、避難計画（マニュアル）等を作成するとともに、防災管理者の設置、防災訓練の実施及び食糧、飲料水や資機材等の備蓄を行う。

(5) 要配慮者に対する救護体制の整備

災害に対し、自分の生命・身体を守るための対応力が十分でない障害者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等の要配慮者の安全確保を図るため、必要な事項を検討し、救護体制の整備を図る。

また、自主防災組織、事業所の防災組織等により、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

(6) 救急体制の確立

迅速確実な救急業務の遂行に向け、平時から医療関係機関との密接な協調・連携体制の整備を進めるとともに、救急体制・通信連絡体制を確立する。

また、救命率向上を図るため、高規格救急自動車の導入や救急救命士の養成等、救急活動体制の充実を図る。

(7) 救助装備の整備・高度化

災害の多様化、複雑化、大規模化等により、これまでに増して、迅速・的確な救助が求められることから、より高度な人命救助資機材、多目的救助工作車、救助隊員の安全装備並びに支援装備等の整備を図る。

【県のとる措置】

県は、市町村、消防本部、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じこめ者等の救出・救助にあたり、応急救護処置を施したのち救護班または救急隊に引き継ぎを行うための体制確立を図る。

① 救助・救急情勢の把握

県は、震災時において、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、消防機関または市町村長からの情報等により、要救助者、要搬送者の発生状況、消防、警察等の活動状況等の情勢を把握する。

② 市町村長または消防長に対する指示

知事は、救助・救急活動上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第38条の2及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長または消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

- ・ 災害防御実施方法
- ・ 他市町村への消防隊員の応援出動
- ・ 防御用資機材の輸送その他の応援

③ 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

- ・ 消防組織法第44条の規定に基づき他都道府県の消防力の応援を消防庁長官に対し要請する。
- ・ 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

4 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上

自主防災活動による初期消火力を向上させるため、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材の整備を進めるほか、防火用水の確保、風呂水の活用等を地域ぐるみで推進する。

【自主防災組織備蓄品例】

① 応急救護資機材の備蓄

- ・ 担架
- ・ 救急カバン（医薬品、応急外傷処置材等）

② 簡易救助資機材の備蓄

- ・ バール
- ・ ノコギリ
- ・ 大型ハンマー
- ・ スコップ等

③ 消火用機材

- ・ 消火器
- ・ 可搬ポンプ等

【一般家庭】

① 応急救急セットの常備

- ・ 救急カバン（医薬品、包帯、ガーゼ、応急外傷処置材等）

② 防火用水等の常備

- ・ 風呂水 ・ ポリタンク
- ・ 消火器 ・ 三角バケツ

【自主防災組織等による救助・救急活動】

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

災害時に初期救出・応急手当を行うため、自主防災組織等による救出資機材の備蓄や調達を行う。

また、市民の自主救護力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進を図る。

① 自主防災組織等の救出用資機材の備蓄

② 住民に対する応急手当等の普及啓発及び自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した訓練を行う

(3) 事業所の自主防災体制の強化

消防法に基づく消防計画（消防法第8条）及び予防規程（消防法第14条の2）の作成義務のある事業所においては、既定計画の震災に関する事前対策、地震時の応急対策、避難対策等の内容を盛り込み、震災時における対策を明示する。

また、消防計画に定める自衛消防訓練を実施し、地震時における自衛消防組織の強化を図るとともに、事業所相互間の協力体制及び自主防災会等との連携を深め、相互に保有する資機材を活用するなど、自主防災会等との共同初期消火体制を確立する。

第3 医療救護計画

災害時には、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱や医療機関自体の被災状況などにより、被災現場付近において、十分な医療行為の確保ができない場合などが想定される。迅速かつ確かな医療救護に対応するため、平常時より市及び医療機関は医療救護活動対策を検討し、被災時に備える。

■ 対策

- 1 初動医療体制の整備 (防災関係機関、医師会)
- 2 医薬品・医療用品等の確保 (福祉部、健康増進部、医師会)
- 3 医療機関間情報網の整備 (防災関係機関、医師会)
- 4 医療機関による訓練等の実施 (福祉部、健康増進部、医師会)
- 5 医療ボランティアの確保 (福祉部、健康増進部、医師会)

■ 内容

1 初動医療体制の整備

市は、災害現場からの負傷者等救出及び症状に応じた救急救命を迅速かつ的確に行うため、取手市医師会その他防災関係機関に協力を求め、必要な体制の整備を図る。

(1) 医師会との協力

市は、災害時に適切な応急医療を行うため、取手市医師会と協力体制を整え、医師、看護師を病院、救護所に派遣できる体制を整備する。

(2) 医療救護体制の整備

市は救護班、医師会は医師会医療班を編成し、医療救護活動にあたる。

また、市は、震災時に備えて取手市医師会、県、日赤茨城支部等と協議して、災害発生時に迅速な応急医療処置を可能とするため、あらかじめ必要となる医師との緊急連絡体制を整える。

【取手市医師会医療班】

- ① 医師会医療班を編成する。(医師会の定める「救護計画」等による)
- ② 「救護計画」等に基づき応急医療・助産活動を行う。

【市の救護班】

- ① 市(保健センター)は、医師会の要請又は、災害対策本部長(市長)の指示に従い、医師会医療班の補助業務を行う。
- ② 市(保健センター)は、医師会医療班の医療行為の補助、事務的作業の援助、災害対策本部と医師会との連絡調整、必要資機材の調達を行う。

【DMAT】 (disaster medical assistant team)

当医療圏の中で、DMAT(disaster medical assistant team)が、取手医師会病院に1チーム、JAとりで総合医療センターに2チーム待機している。DMATは、県の要請を受け大規模災害時には現場に出動し、救急救命処置とトリアージ、更に後方病院への迅速な搬送を担当する。

(3) 傷病者等の搬送体制の整備

被災現場から最寄りの医療機関への一次的な傷病者搬送、後方医療施設への二次的な搬送手段として、消防機関は救急車の整備を進める。

また、遠隔地へ迅速な傷病者搬送に向け、消防等防災関係機関のヘリコプターの確保を進める。

(4) 後方医療施設の確保

多数の被災者が発生し、市内の医療機関で対応が不可能な事態、市内の医療施設が被災により使用不可能となる事態を想定し、取手・竜ヶ崎地域保健医療圏災害時応急医療体制マニュアル(県竜ヶ崎保健所策定)に基づき、筑波メディカルセンター病院救急救命センター及び総合病院土浦協同病院救急救命センターとの更なる協力体制を整える。

① 「県救急医療情報システム」による市内の病院と、市外、県外等との後方医療施設とのネットワーク化及び搬送体制の確立

県はJAとりで総合医療センターを災害拠点病院として指定、次の支援機能を備えている。

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能
- ② 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応
- ③ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能

県指定状況

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	日 立	株式会社日立製作所日立総合病院
"	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
"	水 戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院
"	鹿 行	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 総合病院なめがた地域総合病院
"	土 浦	総合病院土浦協同病院
"	つ く ば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院
"	取手・龍ヶ崎	JAとりで総合医療センター
"	筑西・下妻	県西総合病院
"	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院

(5) 茨城県の救急医療体制

初期救急医療は市町村単位で、休日夜間急患センターや地域の開業医が当番制で行う在宅当番医制度病院・診療所に対応している。二次救急医療は入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療で、県内を11の地域に分けて対応している。三次救急医療（救命救急センター）は重篤な救急患者を24時間365日体制で受け入れ、高度な医療を提供している。

<救命救急センター（高度救命救急センター含む）の設置状況>

医療センター機関名	所在地	病床数
水戸医療センター	東茨城郡茨城町	30床
筑波メディカルセンター病院	つくば市	30床
総合病院土浦協同病院	土浦市	39床
茨城西南医療センター病院	猿島郡境町	32床
水戸済生会総合病院	水戸市	22床
株式会社日立製作所日立総合病院	日立市	24床
筑波大学付属病院	つくば市	33床

(6) 医療救護施設の耐震性の確保

県は、医療救護の活動上重要な拠点となる公立病院及び保健所等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行う。

また、関係医療機関についても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて病院等医療救護施設の耐震診断や耐震改修に努めるものとし、国及び県はこれを支援する。

(7) ライフライン施設の代替設備の確保

① 自家発電装置の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、病院においては、自家発電装置について48時間程度の電力供給が可能な燃料タンクの増設と、冷却水の確保を図る。

県は、病院に対して燃料補助タンクの増設を促進する。

② 災害用井戸等の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）を強化することにより、貯水されている水の漏洩を防ぎ、その利用を図る必要がある。

県は、病院に対して災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化を促進する。

2 医薬品・医療用品等の確保

市は、病院に対して災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、被災者等の治療に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、医薬品、医療用品等の販売業者と協力協定の締結に努める。

(1) 医薬品、医療用品等の備蓄

医師会病院等のほか、市においても、市役所（防災活動拠点）、防災備蓄倉庫、地区活動拠点となる小・中学校には、災害対策用医薬品セット等を配備するとともに、医薬品の調達のため県医薬品卸業組合と応援協力協定の締結に努める。

また、輸血用血液製剤は、県赤十字血液センターにおいて確保する。

(2) 取手市医師会、県医薬品卸業組合等との連携

防災活動拠点、地区活動拠点への災害用医薬品セット等の配備にあたっては、配備する医療品・薬品等について、医師会との調整を図り、医療分野の進歩等に応じた更新に努める。また、医師会、県医薬品卸業組合等との協定締結に努め、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。

3 医療機関間情報網の整備

災害時等の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療機関相互の情報ネットワークの確立を図る。

4 医療機関による訓練等の実施

災害時における様々な条件下での医療行為を想定し、防災訓練等を実施し、医療関係者の防災意識と知識向上を図る。

(1) 病院防災マニュアルの作成

各医療機関は、災害時に病院が遭遇する様々な状況に応じて、防災体制、災害時の応急対策、現入院患者への対応策並びに患者の受け入れ対応策等を示した病院防災マニュアルを作成する。

(2) 防災訓練の実施

平常時から病院職員及び地域住民等に防災意識の普及を図るとともに、病院職員に対し、病院防災マニュアルの周知徹底を図り、防災訓練を定期的実施する。

5 医療ボランティアの確保

医療ボランティアを受け入れるため、医師会等医療関係団体は、医療ボランティアの受入窓口の機能を備えておく。

県は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、あらかじめ医療ボランティアの担当窓口を設置する。

【設置場所】

・取手北相馬保健医療センター医師会病院

第4 被災者支援のための備え

避難所の避難者のうち、災害により住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要であり、避難所施設の指定及び整備を行う。

また、住宅の被災や流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合などには、食糧、生活必需品、飲料水などの生活救援物資の迅速な供給が必要であり、災害発生直後から被災者に対して食糧、生活必需品及び飲料水を円滑かつ迅速に供給するため、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。さらには、避難所での感染症の予防対策として、トイレへの手指消毒薬の設置や食事のときなどの手の消毒、トイレの衛生管理などを行う。

■ 対策

- 1 避難場所の指定 (総務部、県)
- 2 避難所の指定 (総務部、県)
- 3 避難場所・避難所の整備及び周知 (総務部)
- 4 避難所の管理運営 (総務部、福祉部、健康増進部、
まちづくり振興部、教育委員会)
- 5 避難及び誘導の体制 (市関係各部、警察署、消防本部、
自主防災組織)
- 6 食糧、生活必需品の備蓄体制の整備 (総務部、県、関係機関)
- 7 食糧、生活必需品の供給体制の整備 (総務部、県、関係機関)
- 8 応急給水体制の整備 (まちづくり振興部、県、関係事業者)
- 9 ごみ・し尿処理体制の整備 (まちづくり振興部、県、関係事業者)

■ 内容

1 避難場所の指定

(1) 避難場所の役割及び機能

避難場所は、延焼火災、土砂災害、及び建物倒壊等から避難者の生命と身体を保護する重要な役割を担う。

また、避難場所は、地域ぐるみの防災活動の拠点としての機能や地域への情報伝達の拠点としての役割も担っている。

(2) 避難場所の指定

避難場所は、施設のオープンスペース(校庭、駐車場など)とする。避難場所の具体的な位置については、第3章震災応急対策計画 第4節避難対策 第1避難計画 5避難場

所避難地区の割り当て（194～195 ページ）を参照する。避難場所については、適宜見直しを行い常に市民へ周知する。

また、発災に際して避難する際、それぞれ該当地域の避難場所とするが、避難経路等の被害の状況に応じて、該当地域外の避難場所等のオープンスペースに応急避難する。

【隣接市町村への連絡】

小堀地区で取手市域内への避難が困難となった場合については、我孫子市との災害時相互応援に関する協定書に基づき、直ちに、我孫子市長に連絡し、円滑に避難できるよう対処する。

【県が実施する避難施設整備】

県は、市町村が行う避難場所の指定に関する助言及び指導を行う。

2 避難所の指定

（1）避難所の指定及び整備内容

避難所は、被害の状況、り災者の状況により地区活動拠点に設置するものとし、地区拠点だけでは対応できない場合には、被災地区付近の小学校、中学校及び高等学校を基本として設置する。原則として、小学校は体育館、中学校及び高等学校については、体育館及び武道場とする。また、平常時から避難所においては、随時、災害時のための設備及び物資等の備蓄に努める。

なお、大規模災害により、市域内の避難所での収容が困難となった場合に備え、県内市町村と締結した災害時等の相互応援に関する協定に基づいて、他市町村に避難者の収容依頼を行う。

【避難所決定の目安】

- ① 避難所は、被災者の住宅が復旧されるまで、あるいは、応急仮設住宅へ入居するまでの一時的な生活の場所となるものである。
- ② 可能な限り、現住地の最寄り場所となるよう努める。
- ③ 被災者のよりよい居住条件とプライバシーを守るため、事情が許す限り、大部屋的な施設利用は極力避ける。
- ④ 避難生活が長期化することを踏まえて、男女それぞれが共同で生活できるよう、十分な配慮をする。

開設する避難所は、前記の4点に留意しながら、災害の状況に応じて指定する。

【避難所の確保支援】

県は、市町村が行う避難所の指定状況を把握しておくとともに、市町村間での避難所の相互利用について指導する。

また、市町村が行う避難所の確保を支援する目的で、市町村からの要請に基づき県有施設やゴルフ場等を活用した体制づくりを推進する。

(2) 避難所の耐震性の確保

避難所に指定されている学校施設等については、その安全性の確保のために耐震性が求められる。平常時より、公共建築物等、特に昭和56年以前に建築されたものについて、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震のための補強及び改築に努める。

(3) 要配慮者に配慮した避難所への誘導

自己の生命・身体を守るための対応力が十分でない障害者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等の要配慮者に対して、適切な避難誘導を実施するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難誘導體制の整備に努める。

- ① 要配慮者の実態把握を行う。
- ② 避難経路の選定を行う。
- ③ 避難誘導責任者及び援助者の選定を行う。
- ④ 外国人や旅行者等土地不案内者への避難所・避難路等の周知対策を行う。
- ⑤ 夜間及び休日等における避難誘導體制の整備を行う。

(4) 避難施設機能の強化

予め指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

- ① 必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備を整備する。
- ② 非常用電源、通信機器、就寝スペース、更衣室、災害用トイレ、マット、貯水槽、井戸等の避難の実施に必要な居住性に配慮した施設・設備を整備する。
- ③ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手するのに必要な機器を整備する。
- ④ 炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制を整備する。
- ⑤ 飲料水の給水体制を整備するとともに、給水車を配備する。
- ⑥ 要配慮者や男女双方の視点等に配慮した資機材を配備をする。

(5) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、あらかじめ避難所に必要な食糧及び飲料水の備蓄並びに資機材等を整備する。主なものは、次に示す通りである。

【備蓄品の例】

- ① 食糧（アレルギーに配慮したものも含む）、飲料水、粉ミルク
- ② 生活必需品（災害用トイレ、トイレトーパー、生理用品、石鹼、消毒液、マスク、虫よけなど）
- ③ テレビ、ラジオ
- ④ パソコン等通信機材

- ⑤ 放送設備
- ⑥ 照明設備（非常用発電機を含む）、暖房機器
- ⑦ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑧ 給水用機材
- ⑨ 救護所及び医療資機材
- ⑩ 物資の集積所
- ⑪ 仮設の小屋、又はテント
- ⑫ 工具類
- ⑬ 段差の解消や表示の外国語併記

【被災者情報システム整備】

県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村が行う避難所の備蓄物資の整備を促進していくものとする。

また、市は、避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等についての被災者情報システムを整備するものとする。

（6）避難所の鍵の保管等

避難所に予定している施設の鍵については、マスターキーを各施設管理者及び総務部が保管するなど、その管理体制を確立する。また、平常時から訓練を実施し、開設事務の習熟に努める。

3 避難場所・避難所の整備及び周知

（1）避難場所・避難所周辺の安全確保

避難場所・避難所について、安全に避難し一定期間避難生活を送ることができるよう、平常時より現況調査、安全の点検を行い、必要に応じて適宜見直しを図る。

（2）誘導標識等の整備

既に設置済みの誘導標識、避難場所・避難所標示板について、見やすく分かりやすい標識とするために、適切に維持管理を行うとともに、必要に応じて増設を進める。

（3）避難場所・避難所位置図の整備と周知

避難場所・避難所の位置図は「避難場所」・「避難所」の配置を地図上に示し、地理に不案内な人、また、施設の所在を承知する人に対しても「避難場所」・「避難所」としての周知を図る。

また、避難場所・避難所位置図は、市役所等で常時配布可能な体制としておく。

さらに、市広報、市ホームページ等により定期的に避難場所・避難所の位置について住民への周知徹底を図る。

4 避難所の管理運営

避難所における活動を円滑に実施するため、避難所運営マニュアルの周知に努める。

(1) 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、食糧・飲料水等生活物資情報等を、復旧期には教育や仮設住宅情報等、生活再建に向けての情報など、ニーズに適切に対応できる情報提供のあり方を事前に整備しておく。

(2) 食糧、飲料水、生活物資の供給

食糧、飲料水、その他生活物資の供給にあたっては、避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がける。特に、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧期には健康保持や避難者ニーズの多様性にも配慮した供給に努める。

(3) 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の衛生環境整備を図るため、災害用トイレ、感染症の予防対策、簡易入浴施設の準備、ごみの処理方法等、季節を考慮した対応に努める。

(4) プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討するとともに、保健師の配置等避難者のメンタルケア対策を考慮した避難所の運営を図る。また、男女のニーズの違い等に配慮した環境確保に努める。

(5) 要配慮者に配慮した対応

平常時から地域内の要配慮者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について十分配慮し、保健師等による巡回健康相談を実施するとともに、速やかに要配慮者に配慮した福祉避難所を開設する。

5 避難及び誘導の体制

(1) 基本的な考え方

大地震が発生し、広域的な延焼火災に進展した場合等の避難誘導體制については、次のような考え方に基づいて整備を進める。

【基本的な考え方】

- ① 広域的な災害による避難の指示が出された場合、市民は自主防災組織や自治会・町内会が定めた一時避難場所（身近な小公園などのオープンスペース）に、一時的に集合して、安全を確保しながら秩序ある避難体制を整えた後、最寄の避難所に避難する。ただし、災害の状況や一時避難場所の確保が困難な場合は、自ら直接安全な避難場所に避難する。

- ② 広域的な災害による避難の指示が出された場合、市はあらかじめ避難場所に職員を派遣し、警察署及び消防本部の協力を得て、避難場所への誘導を行う。
- ③ 警察署は避難経路等の要所に誘導員を配置し、避難誘導にあたる。また、避難の指示に従わない者に対しては、説得して避難するよう指導する。
- ④ 消防本部は避難の指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防隊の運用を勘案して、最も安全な方法を市長、警察署等関係機関に通報する。また、避難の指示が出された時以降の消火活動は、避難経路の安全を最優先して、その確保に努める。
- ⑤ 市、警察署、消防本部、自主防災組織等の団体及び市民は、障害者や高齢者等要配慮者については、早めに避難させるよう配慮するとともに、優先して避難誘導に努める。

(2) 市の対策

- ① 避難誘導體制の整備
自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等と情報を共有し、被災状況に応じ、情報収集に努め、地域ごとの被災状況を迅速に把握し、適切な避難誘導を図る。そのため、防災関係機関・隣接市町等との連携や体制の整備を進める。
- ② 避難道路の安全化
 - ・ 避難経路を火災から保護するため、避難経路となる道路に面する建物の不燃化を促進する。また、市民による初期消火体制の充実並びに強化に努める。
 - ・ 地震による建物倒壊等の危険性がある場合には、建物や橋梁の利用を避け、余震による落下物、切断電線等、路上の障害物等に注意して行動するよう指導する。
- ③ 避難先の安全確保
 - ・ 避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の管理、災害時の運用方法についてあらかじめ協議を行う。
 - ・ 避難場所を市街地火災等から防護し、避難した市民を避難所へ安全に避難誘導するため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。
- ④ 情報通信手段の整備
状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、避難場所に防災行政無線、防災ラジオ等の通信手段の配備を進める。
- ⑤ 防災マップの作成配布
避難経路、危険箇所等を記載した防災マップの作成を行い各世帯に配布する。なおマップは定期的な見直しを図る。

(3) 取手警察署の対策

- ① 避難誘導體制の整備
 - ・ 大規模地震が発生した場合は、速やかに署員を動員し、総力をあげて、管轄区内の市民の生命、財産の保護にあたり、被災地における治安の維持回復を図る。
 - ・ 災害発生の初期においては、被災者の避難誘導、負傷者の救出等人命の保護に尽力する。

- ・避難誘導については、署員を派遣して、誘導経路の要となる地点及び不特定多数の人が参集する地点等に重点配置し、市、消防機関等の関係機関と連携して、市民及び来街者の避難場所への円滑な誘導を行う。
 - ・あらかじめ、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制・方法の整備について、調査研究し、災害時に備える。
- ② 自動車による避難禁止の周知徹底
- ・道路の損壊や信号機の故障等により、道路機能が麻痺する等の事態が予想されることから、大規模地震発生時の車両による避難を禁止するなどの措置を講ずる。
 - ・避難者が円滑に避難できるよう、走行中の車両を左側に寄せて停車させ、消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保する。
 - ・平常時から広報活動を通じて、運転者に「大地震、火災時の運転者の心得」の周知徹底を図る。

【運転者の心得】

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- ② 停止後は、カーラジオ等により火災情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて避難行動をとる。
- ③ 車両を置いて避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- ④ 避難する人の通行や災害応急対策の妨げとなるような場所には、駐車しない。
- ⑤ 避難のために車両を使用しない。

(4) 住民と自主防災組織の対応

住民及び自主防災組織は避難に対し、以下の点に留意する。

- ① あらゆる事態に備え、自力による避難行動力の向上に努める。
- ② 災害時の安全な避難誘導のために必要な人員の確保に努める。
- ③ 地域の実情に即した必要な資機材を日頃より検討し準備する。

(5) 要配慮者の避難の対応

市及び防災関係機関は、災害に対し、自分の生命・身体を守るための対応力が不十分な障害者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等の要配慮者が安全に避難できるよう、次のような配慮を行う。

- ① 災害発生直後、市の支援体制が整うまでの間は、避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画を含む）に基づき、地域における市政協力員、自治会・町内会、民生委員及び自主防災組織及びボランティア等が、それぞれ協力し合い安全な避難所へ誘導する。
- ② 市は、避難所での避難生活が過度のストレスとなることから、健康管理上、保健・精神面に留意しながら、できるかぎり速やかに福祉避難所での生活が送れるように配慮する。

6 食糧、生活必需品の備蓄体制の整備

災害時に備えた食糧・飲料水、生活必需品については、公的備蓄と流通備蓄を念頭に、防災活動拠点、地区活動拠点を中心にあらかじめ備蓄する。

(1) 公的備蓄

市は、避難生活等において必要不可欠な生活必需品の公的備蓄を行う。この場合、アレルギー対策及び男女の性差に十分配慮して備蓄する。

【公的備蓄の内容】

① 備蓄品目

- ・アルファ米（アレルギーに配慮したものを含む）、飲料水等
- ・毛布、ビニールシート、ポリ容器等
- ・品目については、要配慮者及び男女の性差を考慮した選定、更新を行う。

② 備蓄場所

- ・市役所、藤代庁舎、取手市役所分庁舎、取手ウェルネスプラザ、旧小文間小学校、取手小学校、取手第二中学校、戸頭中学校、久賀小学校、桐木消防署宮和田出張所、前田建設工業株式会社、旧戸頭西小学校

(2) 流通備蓄

市は、市内及び近隣市町村の小売業者等の協力を得て、『災害援助に必要な物資の調達に関する協定』の締結や、『災害時に支援いただける事業所等の募集の事業』を進めることで、食糧品及び生活必需品の確保を行うとともに、緊急時における当該事業者等との情報の連絡体制の確保に努める。

【流通備蓄】

① 食糧、飲料水

② 生活必需品（災害用トイレ、トイレトーパー、生理用品、石鹸など 男女の性差に配慮）

③ テレビ、ラジオ

④ 通信機材

⑤ 放送設備

⑥ 照明設備（非常用発電機を含む）、暖房機器、洗濯機

⑦ 炊き出しに必要な機材及び燃料

⑧ 給水用機材

⑨ 救護所及び医療資機材

⑩ 物資の集積所

⑪ 仮設用の小屋又はテント

⑫ 工具類

⑬ その他救援活動に必要なもの

(3) 事業所及び一般家庭における備蓄

災害発生直後において、物資を必要とする市民等に供給できない事態も想定される。そのため、市は事業所や一般家庭において自己防衛のため、公的援助体制が整うまでの間、必要とする食糧、飲料水、生活必需品等をあらかじめ備蓄するよう普及啓発に努める。

【事業所・市民に対する普及啓発】

・事業所及市民が、災害時に必要とする食糧や飲料水を含めた生活必需品の備蓄に努めるよう、市広報紙、市ホームページ、パンフレット等で普及啓発を図る。また、防災訓練その他のイベント時を利用しての啓発を行う。
※食糧備蓄量＝1人1日（3食）×3日間分（推奨1週間分）
※飲料水＝1人1日 3リットル×3日間分（推奨1週間分）

(4) 県の備蓄・調達体制

県は災害時における市町村で必要とする備蓄品の確保が困難になった場合に備え、非常用食糧及び飲料水の計画的な備蓄・調達体制の整備を行う。なお、県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とする。

7 食糧、生活必需品の供給体制の整備

市は、災害時に備蓄食糧や生活必需品を迅速かつ的確に被災者に供給するため、あらかじめそれらの供給体制を整備する。

(1) 食糧の供給体制

市は、災害時において、被災者に供給する米穀、クラッカー、飲料水等の買い受けを円滑に行うため、生産者、生活協同組合、農業協同組合、その他小売販売業者等と協議して協力を得るとともに、物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

協定締結小売販売業者

カスミ、マスダ、若しば、
セブン-イレブン・ジャパン、西友、ミスターマックス

【関係機関との協力】

市は、備蓄食料について十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

(2) 生活必需品の供給体制

市は、生活必需品を迅速かつ的確に被災者に供給するため、供給体制を整備する。

【市の調達順序】

- ① 公的備蓄による供給
- ② 流通備蓄による供給
- ③ 県及び相互応援協力他市町村、災害時支援協力事業所等からの調達・供給

【調達物資】

① 寝具	: 毛布、布団等
② 日用雑貨	: 石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウエットティッシュ、紙おむつ、乳首、消毒剤、化粧品、ベビーバス等
③ 衣料品	: 作業着、下着、靴下、運動靴等
④ 炊事用具	: 鍋、やかん、缶切等
⑤ 食器類	: 箸、スプーン、皿、紙コップ、哺乳瓶等
⑥ 光熱材料	: ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ、卓上ガスコンロ用ガスカートリッジ等
⑦ その他	: ビニールシート、災害用トイレ、暖房機器等

なお、品目については、要配慮者及び男女の性差を考慮した選定・更新を行う。

【県備蓄体制】

県は、災害時における市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄を行うほか、日常生活に必要となる各種の生活必需品の調達体制の整備を行う。

(3) 調達物資の輸送

食糧及び生活必需品の調達は原則として、事業者が防災活動拠点、地区活動拠点まで輸送する。

ただし、事業者による輸送が困難な場合は、市が車両を調達し緊急輸送を行う。また、市はあらかじめ事業者に対して電話、無線又は使送により物資の搬入先を連絡する。

・ 車両等の調達体制の明確化と職員への周知徹底

(4) 調達物資の供給場所

調達物資の給(貸)与は、原則として災害対策本部、地区活動拠点にて行う。

また、地区活動拠点以外に避難所が設置された場合は、市、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等の協力により防災活動拠点、地区活動拠点から物資を搬入し、その避難所においても給(貸)与を行う。

8 応急給水体制の整備

市は、県南水道企業団と協力し、生命維持の観点から最小限必要な飲料水を最優先して確保し、あわせて必要最小限の生活用水の確保と給水体制等の整備について万全を図る。その場合、必要に応じて給水車の派遣も要請する。なお、県南水道企業団は、構成する市に対して少なくとも1台の給水車を確保しておく。

(1) 市の応急給水体制

市は食糧品等との備蓄と併せて、飲料水の備蓄を進める。また、市内の事業所とあらかじめ協定を結び、必要に応じて事業所の保有水を飲料水として給水する。

① 飲料水の備蓄目標量

- ・水（ペットボトル）：1.5及び2リットル ×17万5千本
- ・飲料水兼用耐震性貯水槽：100t×4基
- ・災害支援協定事業所（キリンビール株式会社取手工場）：10,000t以内

② 備蓄場所

飲料水の備蓄は、被災地への搬送、備蓄倉庫自体の被災等を考慮して分散備蓄を進める。

(1) 水（ペットボトル）

- ・市役所、藤代庁舎、取手市役所分庁舎、取手ウエルネスプラザ、取手小学校、取手第二中学校、戸頭中学校、久賀小学校、櫛木消防署宮和田出張所

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽

- ・市役所本庁舎敷地内
- ・北浦川緑地内
- ・とがしら公園内
- ・旧小文間小学校内

③ 給水体制

- ・防災備蓄倉庫等に備蓄されている飲料水（ペットボトル等）については、市が避難所等において、配布供給する。
- ・飲料水兼用耐震性貯水槽は、それぞれの場所にて給水する。
- ・市及び県南水道企業団はポリ容器等を備蓄し、断水時の飲料水及び生活用水の配水体制の整備を進める。

④ 応急対策支援における留意事項

- ・医療施設、避難所、福祉施設等の施設については、優先的に支援を行う。
- ・施設復旧の手順及び方法を共有する。

(2) 県南水道企業団の応急給水体制

県南水道企業団は、あらかじめ応急給水・応急復旧の行動指針として「災害応急対策マニュアル」等を定める。

定めておくべき事項は次のとおりとし、職員に周知徹底を図る。また、水道施設について、その耐震化の推進状況等の変化に応じて見直を行う。

① 応急対策マニュアルに定めておくべき内容

<必要手順の明確化>

- ・緊急指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所、指揮命令との連絡に必要な手順等を定めること。

<外部支援者に期待する役割とその受入体制>

- ・集結場所、駐車場所、居留場所
- ・職員と支援者の役割分担と連絡手段

<住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底 ・ 地震規模に応じた断水期間における飲料水の備蓄の量、その水の水質保持の方法 <p><支援要請時の留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び他の都道府県域からの支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること ・ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項について定めること <p>② 戸頭配水場貯水量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号配水池 3,000 m³ ・ 2号配水池 5,960 m³ ・ 3号配水池 4,900 m³ <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <p style="text-align: center;">計 13,860 m³</p> <p>③ 藤代配水場貯蔵量</p> <p style="text-align: center;">5,800 m³</p> <p>④ 給水用資機材の配備状況</p> <p style="text-align: center;">災害により水道施設の破損や供給が不能となった場合に、施設の早期復旧、応急給水活動が行えるよう応急給水資機材の備蓄・更新、調達体制の整備を図る。</p>

応急給水資機材の保有状況

資機材の内容	数量	場所
給水車	3台	県南水道企業団
ポリ容器	20リットル用 45個	戸頭配水場
給水用ポリ袋	10リットル 2,000個	戸頭配水場
給水用ポリ袋	10リットル 1,000個	藤代配水場
仮設給水装置用エンジンポンプ	1台	戸頭配水場
仮設給水装置用ホース	1式(3本)	戸頭配水場
仮設給水装置用給水(蛇口)スタンド	1式	戸頭配水場

(3) その他の水の確保体制

災害時には、必要に応じて次のような水利を利用する。また、浄水処理をし、飲料用に使用するため、水質検査が行える検水体制を確立する。

<p>①各家庭の井戸水を利用する「災害時協力井戸」(21カ所)</p> <p>設置場所は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野々井 56番地 2 ・ 小文間 4094-1 (西方公民館) ・ 井野地内 ・ 青柳地内 ・ 小堀 3906 ・ 米ノ井 70-5 ・ 稲 1396 (ふれあい農園内) ・ 米ノ井 386-3 (米ノ井集会所) ・ 本郷 2-12-6 (店舗敷地内) ・ 宮和田 1180-30 (南町集会所) ・ 稲 1128-8 ・ 新取手 1-28 (農園内) ・ 戸頭 3-9-12 ・ 稲 1416 (共同住宅敷地内) ・ ゆめみ野 4-11-8 ・ 新町 5-12-10 ・ 井野台地内 ・ 藤代地内 ・ 本郷 5-4-21 ・ 白山 6-20-19 ・ 取手地内 <p>* 災害時協力井戸においては、毎年実施する水質検査の結果により、飲料水と生活用</p>
--

水を使い分ける。

②広域避難所及び取手市営市民農園に設置してある井戸を利用する。「災害時対応井戸」（7カ所）設置場所は次のとおり

〈広域避難場所〉

- ・稲戸井調節池内硬式野球場

〈ふれあい農園〉

- ・ふれあい農園野々井1
- ・ふれあい農園野々井4
- ・ふれあい農園小文間
- ・ふれあい農園宮和田
- ・ふれあい農園下高井
- ・市之代農業ふれあい公園

③各事業所における保有水

④防火水槽水

（4）市民、事業者等における備蓄の推進

災害時においては、水道管等の損壊により給水が寸断される可能性が高く、生活に支障をきたす恐れがある。そのため、各家庭、事業所等において災害時の飲料水として備蓄に努める。

また、市は各家庭や事業所において備蓄に努めるよう、市広報紙、市ホームページ、パンフレット等で普及啓発を図る。

【備蓄目標量等】

〈飲料水備蓄量=3リットル×人数×3日～5日分〉

①各家庭においては、ポリタンク（18リットル）またはペットボトル等に備蓄し、こまめに取り替える。

②風呂の残り湯をとっておく

③洗濯機に水をためておく

（5）協力体制の整備

一般家庭において、災害時の被害を最小限にとどめるため、近隣住民がお互いに協力しあい、地域全体で日頃から災害に備える。

そのため、市は、市民及び自主防災組織、自治会・町内会等に対して、貯水及び給水に関する知識・技術の啓発を行い、災害時にはスムーズな給水活動に努める。

また、県南水道企業団指定給水装置工事事業者及び輸送業者等の組織と協力体制を確立し、災害時の給水に対応する。

【県給水供給体制】

県は、避難所またはその周辺地域において、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を行う市町村に対し助成を行う。

9 ごみ・し尿処理体制の整備

災害時には、建物の倒壊や焼失、ごみ・がれきが大量に発生することが予想される。また、下水道の使用ができなくなることや、被災者の避難所生活に伴い「し尿」が避難所を中心とし

て大量に発生することが予想されるため、市は大規模災害時のごみ・し尿処理体制の整備を進める。

(1) ごみ最終処分場等の施設確保

現在、市から排出されるごみは、常総地方広域市町村圏事務組合の常総環境センターで、焼却処分されている。

焼却灰は民間の処分場に搬入され、埋立処分されているが、搬入量の制限や処分料の高額化等の問題を抱えているため、常総地方広域市町村圏事務組合との連携を図る中で、大規模地震災害時、大量に発生することが予想されるごみ・がれき等の最終処分施設の確保に努める。

(2) ごみの搬送体制の確立

ごみの搬送は、現在行われているごみの収集体系にあわせて、次のとおり実施する。

【ごみの搬送】

〈家庭系一般廃棄物〉

- ・ 現況委託業者

〈事業系一般廃棄物〉

- ・ 事業所自らの搬送
- ・ 許可業者による搬送

〈がれき等廃棄物〉

- ・ 新たに協力要請する業者

【ごみの集積場所】

〈家庭系一般廃棄物〉

- ・ 平常時のごみ収集場所

〈事業系一般廃棄物〉

- ・ 一時的集積場所（仮置場）
→ あらかじめごみ集積場所、ごみ分別場所を定めて置く

〈がれき等廃棄物〉

- ・ 一時的集積場所（仮置場）
→ あらかじめごみ集積場所、ごみ分別場所を定めて置く

(3) ごみ処分方法の各家庭への事前PR

大量に発生するごみを迅速に収集・処理するため、各家庭、事業所において、ごみの分別・排出抑制を行うよう事前に周知を図る。

特に有害ごみ・危険ごみの分別は、円滑なごみの収集・処理、及びごみステーション周辺の環境への影響等から十分に注意を払う必要があるため、市広報紙や市ホームページ、防災イベント等により各家庭、事業所等に対し事前にPRを進める。

- ① ごみの処分方法について、市広報紙、市ホームページ、チラシを作成し配布する。
- ② 防災イベント等により各家庭、事業所に事前PRを徹底する。

(4) 災害用トイレの整備

災害時に、避難場所、避難所及び下水道施設が使用できなくなった地域等に災害用トイレを配備できるよう、あらかじめレンタルまたは備蓄の両面から対応しておく。

また、災害用トイレの整備と並行して、素堀応急トイレを設置するため、県、保健所と連携を図りながら、素堀用資材の整備、素堀応急トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法を検討する。

(5) 搬送・管理体制の確立

避難所等の災害用トイレを設置した場合のし尿処理は、優先的に行う必要があるため、あらかじめ、下水道組合やし尿処理委託業者等と連携を図り、搬送方法、搬送手段、管理体制等を整える。

また、収集搬送したし尿の処理については、県、保健所、下水道組合、し尿処理委託業者等と協議して予備の貯留槽の設置、近隣市町処理場への応援依頼等、適切な処理方法の検討を進める。

(6) 資機材の確保

大規模地震災害等に備え、必要資機材の備蓄を進めるとともに、県、近隣市町村、民間事業者、レンタル会社等から収集車両、バキュームカー、災害用トイレ、携常用便器、し尿の暫定処理のための資機材、高齢者や障害者にも使いやすいトイレ等の調達体制の確立に努める。

(7) 近隣市町村、民間事業者等との協力体制の整備

市は、県、近隣市町村及びその他の民間業者の協力を得て、ごみ・がれきやし尿の発生量に応じた処理ができる体制の整備を図る。

(8) アスベスト・危険物対策

アスベストや危険物が含まれている場合は、常総環境センターとの連携を図りながら、適切な対処を構ずるものとする。

第5 要配慮者の安全確保のための備え

要配慮者とは、災害に対し、自分の生命・身体を守るための対応力が十分でない障害者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等を対象とする。近年の災害事例においては要配慮者が被害を受ける場合が多いことから、特別に配慮した避難等の行動支援を積極的に推進する。

■ 対策

- 1 社会福祉施設等の安全体制の確保（総務部、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部）
- 2 避難行動要支援者避難支援チームの設置（総務部、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、自主防災組織）
- 3 避難支援プラン策定のための情報収集（市関係各部、防災関係機関）
- 4 避難支援計画の具体化（市関係各部、防災関係機関）
- 5 要配慮者への緊急通報等（総務部、福祉部、健康増進部、消防本部）
- 6 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備（総務部、福祉部、健康増進部）
- 7 要配慮者に対する防災対策の充実（総務部、福祉部、健康増進部、自主防災組織）
- 8 外国人に対する防災対策の充実（総務部、福祉部、健康増進部）

■ 内容

1 社会福祉施設等の安全体制の確保

社会福祉施設の施設管理者は、要配慮者の安全の確保に向けて、社会福祉施設の防災力を高めるため必要な対策を推進する。

（1）震災対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震発生を想定した震災対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

① 緊急連絡体制の整備

＜職員招集のための連絡体制の整備＞

- ・施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

＜安否情報の家族への連絡体制の整備＞

- ・施設管理者は、災害時に、入所者・利用者の安否を確認し、職員及び入所者・利用者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

- ② 避難誘導體制の整備
 - ・施設管理者は災害時における避難誘導のため非常口等避難路を確保し、入所者・利用者を、避難所へ安全かつ迅速に誘導し、移送するための体制を整備する。
- ③ 施設間の相互支援システムの確立
 - ・市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時の施設の建物が損壊した場合には、入所者・利用者を他の施設に一時的に避難させたり、職員同志が応援する等、地域内の各施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。
 - ・施設管理者は、これに伴い他の施設からの避難者の受け入れ体制の整備を行う。
- ④ 社会福祉施設等の耐震性の確保
 - ・施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震改修に努める。
- ⑤ 食糧、防災資機材等の備蓄
 - ・施設管理者は、食糧については最低3日分、物資等については以下に示す物を3日分程度備蓄することに努める。
また、県及び市は要配慮者の避難所となる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。
 - ・非常用食糧（アレルギー等への配慮、特別食を含む）、飲料水、常備薬、介護用品、照明器具
 - ・熱源・移送用具（担架、ストレッチャー等）

（2）災害情報伝達体制の整備

災害の発生又は災害の発生の恐れがあるときは、安全かつ速やかな避難行動がとれるよう、社会福祉施設等と市において緊急連絡体制の整備を図る。

2 避難行動要支援者避難支援チームの設置

市は、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、各地区において近隣住民による「避難行動要支援者避難支援チーム」を設ける。チーム員は、平常時にあつては各地区ごとに避難行動要支援者とのコミュニケーションをとり、災害直後にあつては安全な避難所に緊急的に誘導する役割を持つ。その後速やかに、市は、チーム員によって一時的に避難した避難所から、さらに被災者にとって高い機能を持つ福祉避難所等に誘導する。

チームの編成にあつては、上記の自主防災組織等、地域の自主防災活動を展開する市民との協力体制を考慮するとともに、市福祉関係機関やこれに従事する者などの協力を得て行う。具体的には、避難支援プラン（個別計画）等を作成し、これを基に避難支援活動を実施する。

また、福祉関係者に対する防災研修等の定期的な実施を検討する。

3 避難支援プラン策定のための情報収集

市は避難支援プランを策定するために、個人情報となるデータに配慮しながら、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成する。

作成した名簿情報は、福祉関係部局及び防災関係部局との連携により、消防団員・警察等の救援機関、自主防災組織、避難支援者等に提供し、避難行動要支援者の安否確認及び安全な避

難活動のために活用する。

4 避難支援計画（個別計画）の具体化

福祉部及び防災関係部局は、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者が避難する際、どのような支援が必要かを見極め、避難行動要支援者一人ひとりに対しての支援者の人数や救援に際しての優先順位及び市、社会福祉協議会、自主防災組織その他防災関係機関等の役割等、具体的な対応策を含む個別計画を策定する。

5 要配慮者への緊急通報等

市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報伝達のマニュアルを作成するとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、震災時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報システムの整備に努め、特に高齢者及び障害者に対して、緊急通報システムへの加入を促す。

6 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、要配慮者等を考慮した生活援助物資の備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。

7 要配慮者に対する防災対策の充実

（1）近隣住民のコミュニティーづくり

地区住民は、災害時において緊急に避難する際は、近隣住民の助け合いによる避難行動が重要となるため、平常時から地域活動を通じ、要配慮者本人及び家庭等とのコミュニケーションづくりに努める。

- ① 避難場所・避難所、避難方法等、市広報紙、市ホームページ等でPRに努める。
- ② 日常の様々なイベント、地区活動による地域コミュニケーションの強化に努める。

（2）福祉避難所（要配慮者用避難所）

避難所における避難生活は、要配慮者にとって、また、その介護者や保護者にとって身体的、精神的負担が多くなるため、市は、要配慮者のために必要に応じて一般の避難所とは別に、あらかじめ福祉避難所を指定する。

特に重介護を必要とする方については、市内の介護事業者と福祉避難所指定について協定締結に努め、福祉避難所として指定を行う。

また、福祉避難所では、高齢者や障害者の介護、乳幼児の保育のための資機材の調達を行う。さらに、障害者等の生活の支援対策として、ボランティア団体に対し人材の派遣要請を行う。

8 外国人に対する防災対策の充実

市内に在住する外国人の安全確保のために、必要な対策を推進する。

(1) 防災知識の普及・啓発

日本語を解さない外国人に対して、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やテレビ、ラジオ、ガイドブック、パソコン通信等の広報媒体を利用し、生活情報や防災情報等日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。

(2) 防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 総合防災訓練へ参加の呼びかけ② 外国語を使った訓練の実施③ 日常のコミュニケーションによる近隣住民との連携強化 |
|---|

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

災害時に、外国人が円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ボランティア受入のための「担当窓口」を、秘書課または市社会協議会に設置する。 |
|---|

(4) 誘導標識、避難所案内板等の設置

日本語を解さない外国人や地理に不案内な市外からの来訪者等の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難所案内板等について、地図やアルファベットを併記するよう検討する。

また、広報活動等についても、外国語を用いて実施すること等を検討する。

(5) ライフラインカードの携行促進

県及び市は、外国人が被災した場合、本人確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で血液型や既往症、宗教、連絡先等を記載するライフラインカードを配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、携行の促進に努める。

9 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発と防災訓練の実施

(1) 防災知識の普及啓発

要配慮者、その介護者・保護者及び避難時の支援者などを対象に、パンフレット・チラシの作成配布並びに防災関係者向けに防災行動マニュアル等の整備を行い、防災知識の普及啓発に努める。

(2) 防災訓練の実施

要配慮者の避難・誘導・保護に際しては、それぞれ個別の条件にあった多様な支援が必要となる。そのため普段から支援者も含めた課題の把握が不可欠であるため、防災訓練を実施して、災害時における対応力の向上を図る。

第6 帰宅困難者に対する備え

災害時には通勤や通学、出張、買物、旅行等の理由などで、一時的に市内にとどまることを余儀なくされる人々が発生することが予想される。市は、これら帰宅困難者に対し、関係する防災関係機関、事業所等と連携して各種の対策を講ずる。

■ 対策

- 1 災害情報の提供及び事前対策の普及啓発 (総務部)
- 2 事業所における帰宅困難者対策の推進 (総務部、関係事業所)
- 3 学校における帰宅困難者対策の推進 (教育委員会)
- 4 駅やバスターミナルなど交通施設における帰宅困難者対策
(都市整備部、関係事業所)
- 5 観光等での来訪者における帰宅困難者対策の推進
(総務部、まちづくり振興部、関係事業所)
- 6 道路走行中運転者等の帰宅困難者対策 (総務部、関係事業所)

■ 内容

1 災害情報の提供及び事前対策の普及啓発

東北地方太平洋沖地震の発生時には、常磐線が不通となり取手駅周辺に帰宅困難者が行き場を求めて集中し、徒歩での帰宅が避けられなくなる事態となった。

この教訓を受けて、市は、避難所等の情報、鉄道等の交通機関の運行状況や復旧予定の情報について、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に情報提供できる体制の整備を図る。

また、日頃からの周辺地域の防災情報や避難施設の位置確認等を行い、災害発生時の準備等、個々の危機管理姿勢についての意識啓発を図る。特に事業所、学校等における食糧、飲料水、毛布などの備蓄の推進について啓発・周知する。

また、帰宅が困難となった場合、無理に帰宅せず各事業所又は各学校等にとどまり待機するか、事業所の場合災害時の行動指針に従って情報収集にあたるなど、防災活動の一翼を担いながら、帰宅への道路・交通機関の復旧を待つよう啓発・周知する。

2 事業所における帰宅困難者対策の推進

地震発生当日に帰宅することが困難な場合は、事業所等に留まり事態の推移を見守る等の行動が予想され、食糧、飲料水、毛布などの備蓄がない事業所等においては、物資の需要が多発的に発生することが予想されることから、市内事業所に対して備蓄の促進を啓発する。

また、具体的行動基準を定めた「帰宅困難者事業所避難マニュアル」の策定もあわせて促進する。

(帰宅困難者事業所避難マニュアルの規程内容の例)

- ① 非常時の事業所内の対策本部組織と活動ごとの役割分担
- ② 本部組織の設営場所
- ③ 本部組織の任務内容
 - ・社員・家族の安否確認
 - ・被災状況の把握・提供
 - ・救出・救助の応援指示
 - ・必要機器材、資金等の調達
 - ・広報、近隣事業所・関連会社との情報交換、支援要請
 - ・その他、防災対策上重要事項の決定、指示、報告
- ④ 緊急時の顧客対応体制
- ⑤ 実働部隊編成
 - ・通信・連絡（消防機関・防災センター等や事業所責任者）
 - ・初期消火
 - ・避難誘導
 - ・安全防護
 - ・けが人の応急救護・医療機関への搬送
 - ・重要備品搬出
- ⑥ 緊急連絡網の整備
 - ・緊急動員する社員の指定
 - ・リーダー、サブリーダーの指定
 - ・二重三重の通信の確保と情報の一元化

3 学校における帰宅困難児童・生徒等の対策の推進

学校防災マニュアルに基づき、児童・生徒の安全確保を図る。

(学校防災マニュアル策定の留意点)

学校は、災害時に児童・生徒等の生命、身体の安全確保に万全を期するため、学校防災に関する計画、避難（防災）訓練、防災教育、防災研修の充実を図るとともに、学校が避難所となった場合の運営支援等も考慮し、学校防災マニュアルの徹底化を図る。

- ① 学校防災マニュアルは地域の実情を踏まえ、安全確保の体制、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所の支援に関する実施要領とし教職員、保護者に対策を明示する。
- ② 災害時に応急教育が実施できるよう必要な計画の作成に努める。
- ③ 教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点をおき、弾力的な教育活動が行えるよう配慮する。
- ④ 避難所に指定されている学校は、学校防災計画の中に避難所の支援に関する運営計画を加え、市と協議の上、その対応を明示する。
- ⑤ 発災初期の段階で行う教職員による避難、誘導対策を明示する。
- ⑥ 避難（防災）訓練は、年間を通して教育課程の中に位置付けるなど、計画的な実施計画を明示する。
- ⑦ 震災時、児童・生徒等の安全を確保に向け、教職員の的確な判断と行動力を養うため、防災に関する研修の内容について明示する。
- ⑧ 災害発生時、道路・交通機関が不通となった場合には、保護者と連絡を取りながら、危険を避け無理に帰宅せず各学校等にとどまるなどの配慮に努める。

4 駅やバスターミナルなど交通施設における帰宅困難者対策の推進

地震災害が発生した場合、帰宅しようとする人が駅舎やバスターミナル等へ殺到し、混乱した事態となる。市は、交通関係機関に対して施設の安全対策を推進するよう要請するとともに、帰宅途中の人々の安全を考慮した混乱防止のための対策をとるよう要請する。

また、大震災時に大量の帰宅困難者を輸送する手段はなく、徒歩帰宅を原則とする。

特に、取手駅における帰宅困難者への対応としては、取手第一高等学校体育館を避難所とし、滞留者の避難誘導、情報の提供、食糧・飲料水・毛布の提供等を行うとともに、身体の変調や疲労を訴える人のために必要な支援を行う。

5 観光等での来訪者における帰宅困難者対策の推進

市内に旅行や出張等で訪れているときに災害に遭遇して帰宅が困難になった人は、通常の住民同様、近隣の避難所へ収容するよう、受け入れ態勢を検討する。なお、通信や交通機関が復旧し、帰宅が可能になった時は、速やかに帰宅するよう促すものとする。但し、避難所では、一般住民の避難者と距離を置き、分散させず一か所に収容するよう配慮する。

外国人の帰宅困難者については、言葉によるコミュニケーションギャップが大きいことから、孤立によるストレスが大きくなることが考えられるため、国内旅行者以上に配慮した対策を検討する。

6 道路走行中運転者等の帰宅困難者対策

市は、道路走行中の車両の運転手や同乗者の一時的な避難を考慮し、沿道に立地する大型駐車場を有する公共的な施設への避難誘導と、その受け入れ態勢を検討し、その対策を講ずる。

また、沿道に立地する大型商業施設など多数の駐車スペースの確保が可能な施設事業者に対し、災害時緊急避難に関する協力を求める。

第4節 防災学習・訓練

第1 防災知識の普及計画

地震や風水害による被害を未然に防止しまたは軽減する上で、初期防災活動における市民の果たす役割は極めて大きい。市は、防災関係機関等と連携し、防災知識を普及・啓発するとともに市民の防災に対する対応力の向上を支援する。また、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者対策に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

■ 対策

- 1 市民向けの防災学習 (総務部、消防本部、防災関係機関)
- 2 防災学習の充実 (総務部、教育委員会、消防本部、防災関係機関)
- 3 防災対策要員に対する防災学習 (総務部、消防本部、防災関係機関)
- 4 防災訓練の実施 (総務部、消防本部、防災関係機関)

■ 内容

1 市民向けの防災学習の実施

市民等を対象に、防災学習の実施、防災コーナーの設置、PR資料の作成配布、防災教育用設備・資機材の貸し出し、講演会・研修会の開催、防災士育成の啓発促進、マスメディアの活用等を行い、震災・風水害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

(1) 市民向けの防災学習の内容

防災知識の普及啓発のため、以下のような市民向けの防災学習の機会を提供する。

- ① 地震の起きる仕組みと予想される被害、風水害の仕組みと予想される被害
- ② 地域の地震危険度、風水害危険度
- ③ 災害状況別の行動指針
- ④ 平時から実施すべき地震・風水害への備え
- ⑤ 防災対策の現状

(2) 広報紙、市ホームページ等による防災知識の普及

市発行の広報紙、市ホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、広く市民や児童生徒に防災知識の普及を図る。

(3) 巡回による防災知識の普及

市内各種団体を対象として、起震車による揺れの体験、防災相談、器具取扱等、実務を通じ防災知識の普及を図る。

(4) 防災教育用ビデオの貸し出し

市内各種団体を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の高揚のためのビデオの貸し出しを行い、防災知識の普及に努める。

(5) 講演会、研修会の開催

火災予防運動、防災の日、危険物安全週間、国民安全の日、救急の日、119番の日等の行事を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識の普及に努める。

(6) PR資料の作成配布

防災知識の普及啓発を図るため、広く市民に向けた防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料の作成、配布を行い、目的に応じた適切なメディアを選択しPRを図る。

(7) 家庭における災害時の連絡体制

家庭においては、通勤、通学等により、家族が同じ場所にはいない場合、さらに互いに連絡がとれない場合の連絡方法をあらかじめ決めておく等、家族間の災害時の連絡体制の取り決めを話し合うなど、積極的な家族間等の相互連絡の必要性について啓発する。

(8) インターネットサイトの紹介

インターネット上での学習サイト「防災・危機管理e-カレッジ」(<http://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>)を始めとして、防災関連サイトの情報提供を行うことで、自発的な学習機会の提供に努める。

2 防災学習の充実

市は、児童・生徒、各種社会教育団体や事業所等の防災担当者、施設の防災要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災学習の機会を提供し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

(1) 学校における防災教育の実施

学校における防災教育は、学校防災マニュアルに基づき、ホームルームや学校行事等を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

- ① 防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災に関する専門家や災害体験者の講演、起震車等による地震模擬体験を実施する。
- ② 主なる教育内容は次のとおり
 - ・災害時の身体的安全確保の方法
 - ・災害時の助け合いの重要性
 - ・災害のしくみ
 - ・防災対策の現状

- ・ 防災対策の進捗状況等
- ・ 防災（避難）訓練の実施
- ③ 教科等による防災教育
 - ・ 社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。
 - ・ 自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識を促す。
- ④ 教職員に対する防災研修
 - ・ 災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項について研修を行い、その内容の周知徹底を図る。また、市が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

（2）社会教育における防災学習の実施

市民各層の防災意識を高めるための事業を積極的に展開する。

- ① 公民館等の社会教育施設において、防災教室等、市民の学習機会を提供する。
- ② P T A・女性団体等の各種社会教育団体の研修等において、防災に関する意識の啓発を図るように努める。
- ③ 消防団・自主防災組織の人員の中で、防災リーダーを育成し、組織の拡充や防災力の向上を図る。

（3）事業所等の防災学習の実施

事業所等の防災担当者は、社会的な位置づけを認識し、従業員等に対して防災研修や防災教育を積極的に実施する。

（4）防災上重要な施設における防災学習の実施

- ① 病院及び福祉施設における防災学習
 - ・ 病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者がでる危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、防災に関する職員への十分な教育と定期的な訓練活動を行う。
 - ・ 夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。
- ② ホテル及び旅館における防災学習
 - ・ 宿泊者の安全を図るためには、発災時の災害情報の宿泊者への周知、避難誘導が最も重要である。このため、事業者は従業員に対して、消防用設備、避難誘導及び救出、救護等に重点を置いた教育及び訓練を実施する。
 - ・ 宿泊者に対しても避難等の災害時の対処について掲示板、チラシ等を通じて理解を得る。
- ③ その他不特定多数が集まる施設

・大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設においては、施設管理者は災害時に避難誘導、情報伝達その他、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ確実に実施できるよう十分に防災教育及び訓練を実施する。

3 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は、災害に関する豊富な知識と経験及び適切な判断力が要求される。一方それ以外の一般職員も大災害時には応急処理要員になることが考えられる。そのため、市は、以下のような防災教育及び研修に努める。

(1) 人事ローテーション

防災担当職員の防災関連業務の習熟のため、人事ローテーションを計画する。

(2) 応急対策活動の習熟

応急対策計画による被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等対策の周知徹底を図る。

(3) 防災担当職員の訓練の定期的（年1回以上）な実施

防災担当職員は、「非常参集訓練」や「防災機器の取扱」等、防災業務に関する訓練を年間、定期的に1回以上実施する。

(4) 災害対策本部の運営訓練

防災担当職員は、通常ケースの訓練だけでなく、激甚災害が発生した場合を想定し、参集人員が全体の20%程度等に限定されるような状況下で、「情報の把握・整理」、「災害対策本部の速やかな立ち上げ」のため、「本部長代行者への報告」、「指揮命令の伝達」等、様々な事態を想定した訓練を行い、災害発生時に備える。

(5) 研修会及び講習会の開催

学識経験者、防災機関の担当者等を講師とした研修会、講習会を開催する。

4 防災訓練の実施

防災対策をより効果的に実現するため、各種の防災訓練を実施する。

なお、訓練終了後には、訓練の実効性等についてのフォローアップを実施し、より実践的な防災訓練の実施のための、現状と課題を把握し、その結果を報告する。

(1) 市が実施する防災訓練

大規模災害の発生を想定して、実践的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

① 実施の時期及び回数

防災の日を中心とした日、又は訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

- ② 実施場所
市内で防災訓練に適した場所とする。
- ③ 実施方法
市の主催、又は県との共催により、防災関係機関、関係団体及び住民の協力を得て実施する。
- ④ 訓練内容
市、防災関係機関、自主防災組織、住民の訓練内容は次のとおりとする。

【市が実施する主な訓練】

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 災害情報の収集・伝達・広報訓練
- ③ 災害現地調査訓練
- ④ 避難誘導訓練
- ⑤ 避難所・救護所設置運営訓練
- ⑥ 応援派遣要請訓練
- ⑦ 道路応急復旧訓練
- ⑧ 自主防災組織等への支援活動訓練等

【防災関係機関が実施する主な訓練】

- ① 消火訓練、救出救助訓練
- ② 救急救護訓練
- ③ 災害医療訓練
- ④ 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練
- ⑤ ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
- ⑥ 救援物資輸送訓練等

【自主防災組織・住民が実施する主な訓練】

- ① 初期消火訓練
- ② 情報収集・伝達訓練
- ③ 応急救護訓練
- ④ 炊き出し訓練
- ⑤ 巡回点検訓練
- ⑥ 要配慮者の安全確保訓練
- ⑦ 避難訓練
- ⑧ 避難誘導訓練
- ⑨ 通報訓練

(2) 市及び防災関係機関が実施する防災訓練

市及び防災関係機関は、震災時の対策活動の中心的役割を迅速に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、これを実施する。

① 水防訓練

出水時における地震に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、利根川水系水防事務組合と協力して、水防訓練を実施する。

② 消防訓練

消防機関は、その施設、人員を活用して、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。

<実施の時期及び回数>

- ・震災時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、実施する。

<実施場所>

- ・訓練効果のある場所とする。

<実施方法>

- ・消防職員、消防団員を中心として、必要に応じ、関係機関の協力を得て実施する。

<訓練内容>

- ・初動出動訓練
- ・災害情報収集訓練
- ・遠距離中継送水訓練
- ・大規模災害対応訓練
- ・消防団、自主防災組織等との連携活動訓練
- ・非常招集訓練
- ・その他消防に関する訓練

③ 避難訓練及び救出救助訓練

災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、次により避難訓練及び救出救助訓練を実施する。

<実施の時期及び回数>

- ・総合防災訓練等の訓練とあわせて行うほか、随時単独で実施する。

<実施の場所>

- ・学校、社会教育施設、社会福祉施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

<実施方法>

- ・市による避難救助訓練
市が中心となり警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び住民の協力を得て毎年1回以上実施する。
- ・幼稚園、保育所（園）、小・中学校、病院及び社会教育施設、社会福祉施設等における訓練
災害時の幼児、児童・生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とした防災訓練を実施するよう指導する。

④ 災害通信連絡訓練

災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害通信連絡訓練を行う。

〈実施の時期及び回数〉

- ・ 総合防災訓練とあわせて行うほか、定期的あるいは随時実施する。

〈実施方法〉

- ・ 防災関係機関の協力を得て実施する。

〈実施事項〉

- ・ 災害に関する予報、警報の通知及び伝達
- ・ 被害状況報告
- ・ 災害応急措置についての報告及び連絡

〈訓練内容〉

- ・ 通信連絡訓練（災害時携帯電話及び一般電話による通信訓練）
- ・ 非常無線通信訓練

⑤ 非常招集訓練

各防災関係機関は、災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常招集訓練と同時に、対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練もあわせて実施する。

〈実施の時期及び回数〉

- ・ 総合防災訓練の際、又は効果のある日を選び実施する。

〈実施方法〉

- ・ 市地域防災計画に定めるほか、各関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

⑥ 緊急輸送道路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、県、警察、消防等の防災関係機関と連携して訓練を実施する。

⑦ 土砂災害防止訓練

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、及び特別警戒区域における土砂災害の危険が高い地域住民に対し防災訓練を実施する。

〈実施の時期及び回数〉

- ・ 全国土砂災害防止訓練の日にあわせて行う。

〈実施場所〉

- ・ 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を有する地区とその区域を包括する避難所

〈実施方法〉

- ・ 国、気象庁、県（防災関係所管課・竜ヶ崎工事事務所・取手警察署）、自主防災組織、消防団等の協力を得て実施する。

〈実施内容〉

- ・ 情報伝達訓練（土砂災害警戒情報等）
- ・ 避難・誘導訓練（要配慮者を含む）
- ・ 避難所開設訓練
- ・ 防災教室

⑧ その他の防災訓練

市は、震災対策で行う業務について図上訓練、実地訓練を行い実効性の確保に努める。

(3) 事業所等・自主防災組織及び市民が実施する防災訓練

災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日頃から住民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施していくことが重要である。このため、事業所等、自主防災組織及び市民は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携強化を図る。

① 事業所が主体的に実施する主な訓練

- ・ 学校、病院、工場、事業所、興業場、スーパー及びその他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。
- ・ 地域の一員として、市及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加する。

(事業所内の防災訓練項目例)

緊急連絡、非常招集訓練、防護訓練、出火防止訓練、通報・連絡訓練、消火訓練
救出・救護訓練、避難訓練、情報収集訓練、水防訓練など

② 自主防災組織等が主体的に実施する主な訓練

- ・ 各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防機関と連携し、地域の事業所とも協力して、定期的に組織的な訓練を実施する。
- ・ 訓練項目は、情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、通報訓練、救護訓練、避難訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練等を行う。
- ・ 自主防災組織の核となるリーダーに対して研修会を実施する。その際、女性の参画促進に努める。
- ・ 自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

③ 市民自身が主体的に実施する主な訓練

- ・ 市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を踏まえて、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。
- ・ 市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭内での災害時の対応についての話し合い等の防災行動を継続的に実施する。

第2 災害に関する調査研究

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等、災害事象が広範囲かつ複雑であるため、地震及び防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に検討する。

■ 対策

- 1 基礎的調査研究実施の検討 (総務部、建設部、都市整備部)
- 2 防災アセスメント実施の検討 (総務部)
- 3 被害想定調査実施の検討 (総務部)
- 4 震災対策に関する調査研究 (各部共通)

■ 内容

1 基礎的調査研究実施の検討

地震の調査研究の基礎となる、自然条件、社会条件を把握し、調査結果等の情報を収集し、データベース化して災害対策に活用する。

(1) 自然条件

自然条件に関しては、次のような項目に関して情報の収集及び活用を図る。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 地盤及び地質：ボーリング柱状図、表層地質図② 活断層の状況：活断層の分布及び活動状況 |
|---|

(2) 社会条件

社会条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① ハード面<ul style="list-style-type: none">・ 建築物の用途、規模、構造等の現況・ 道路、橋梁、ライフライン施設等、公共土木施設の現況・ ガソリンスタンド等、危険物施設の現況・ 飲料用兼耐震性貯水槽等、消防水利の現況② ソフト面<ul style="list-style-type: none">・ 昼夜間人口、要配慮者人口の分布・ 市民の防災意識 |
|---|

(3) 災害事例

市内外で発生した震災、風水害、その他の災害による社会的混乱、復旧復興対策等、過去の災害事例に対する調査研究を行い、防災対策に活用する。

2 防災アセスメント実施の検討

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等の災害予防策、市民への普及啓発の資料として、危険度評価等の防災アセスメントは効果的であることから、県及び防災関係機関と協力して、その実施に向けて検討する。

3 被害想定調査実施の検討

(1) 被害想定の実施

総合的な被害想定調査は、防災対策の具体化にあたり目標を設定するために有効であり、県及び防災関係機関と協力してその実施に向けて検討する。

(2) 地震被害予測システムの活用

総務省消防庁が公表している「簡易型地震被害想定システム」を活用する。

4 震災対策に関する調査研究

災害に地域性、時代性があることは明らかであることから、過去の災害経験を基礎として、災害拡大要因、被害軽減方法を調査研究して、災害防止策の向上に努める。

【調査研究テーマ】

- ① 災害に強いまちづくりの調査研究
- ② 被害軽減のための調査研究
- ③ 防災学習、訓練のための調査研究
- ④ 災害応援、派遣に関する調査研究
- ⑤ 災害情報の収集伝達に関する調査研究
- ⑥ 被災者生活救援のための調査研究
- ⑦ 応急復旧、事後処理のための調査研究
- ⑧ 復興のための調査研究

第3 事業所の防災体制

地震による災害は、企業活動に大きな影響を与え、市民の生活を大きく圧迫し、民生不安を大きくする原因となる。災害発生後も企業活動を迅速に回復できる体制について検討するよう、周知徹底する。

■ 対策

- 1 事業所による災害時に業務を継続するための事業継続計画の策定支援
(総務部)
- 2 事業所による予想被害からの復旧計画の策定支援 (総務部)
- 3 事業所と地域の防災ネットワークの形成支援 (総務部)

■ 内容

1 事業所による災害時に業務を継続するための事業継続計画の策定支援

災害の発生時に可能な限り重要な業務を継続させ、早期に操業状況を回復するよう努めるとともに、中断に伴う顧客取引の喪失、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等のリスクから事業所を守る災害時業務継続計画策定に向けた啓発に努める。

東日本大震災を教訓として、平成23年10月から、県商工労働部中小企業課では、2人のアドバイザーを配置して、県内の中小企業の事業継続計画策定の支援を行っている。

2 事業所による予想被害からの復旧計画の策定支援

災害時業務継続計画の策定とともに、事業所各位が事前の被害予測を検討することにより、可能な事前対策を進め、被災後の速やかな復旧対策を講ずるため、指揮命令系統、安否確認、備蓄・非常用資機材の調達、代替拠点など、緊急対応策や復旧計画の要項を定めるための情報提供に努める。

3 事業所と地域の防災ネットワークの形成支援

事業所と地域住民との自助・共助体制を確立するために、個々の事業所が主体的かつ積極的に地域防災活動へ参加し、自主防災組織、NPO・NGOやボランティア団体等とのネットワーク形成により、地域防災力の向上促進に向けた支援に努める。